

「政府の地理情報の提供に関するガイドライン」

Q & A 集

平成16年6月

地理情報システム (GIS) 関係省庁連絡会議
制度・運用等検討WG

はじめに

政府は、「政府の地理情報の提供に関するガイドライン」(平成 15 年 4 月 17 日 地理情報システム(GIS)関係省庁連絡会議申し合わせ)(以下、「提供ガイドライン」という<巻末の資料 1 参照>)を策定し、政府が保有する地理情報について、提供方法等を明確にするとともに積極的に国民に広く提供する方針を改めて示した。

しかし、昨今の個人情報保護や著作権等の知的財産権に関する社会の関心の急速な高まりから、「提供ガイドライン」を広く周知するとともに、個人情報、著作権等に関する理解、解釈を促していくことが、地理情報の提供及び活用の上で一層重要となる。

本資料は、政府及び地方公共団体が「提供ガイドライン」に基づき地理情報を提供するに当たり、その趣旨や関連する法令の基本的な解釈等についてより一層理解を深めるため、地理情報システム(GIS)関係省庁連絡会議制度・運用等検討WG(WG3)がQ&A形式でとりまとめたものである。

これにより、政府や地方公共団体において、積極的に地理情報が提供されるとともに、地理情報の流通・活用の円滑化及び利用の定着につながることを期待する。

本資料の内容・構成について

大分類 ……提供ガイドラインの項目に対応しています

Q 質問の文章が入ります。

A

回答文章が入ります。
(「一口メモ」などに関連する語句には * がついています。)

以下、回答文章を補足する解説等をアイコン表示しながら提示しています。



一口メモ

回答文章に対する詳細な情報及び補足説明を記述



法令等

関連する又は根拠となる法令等を提示



参照

他に関連した質問項目がある場合、該当質問番号を提示



事例

回答に関連した具体事例の紹介等

注) 本資料に掲載した回答はあくまでも地理情報に関して一般的な概念を示したものです。現時点において地理情報に限らず社会全体に関わる事項等で社会的なルールや法的な解釈が必ずしも明確でない場合があります。

また、個別のケースにより、判断が異なることも考えられ、最終的な判断は司法に委ねられる場合もありますので、ご了承下さい。

目次

I.1	はじめに(本ガイドラインの位置づけ)	
Q1.	提供ガイドラインの対象となる「政府の地理情報」とはどのようなものですか。	1
Q2.	「提供」とはどのような行為を指すのですか。	3
Q3.	「公用物」、「公共用物」とはどのようなものですか。	4
I.2	はじめに(本ガイドラインの策定の背景と意義)	
Q4.	「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(情報公開法)において、地理情報についてはどのように取り扱われていますか。	5
Q5.	「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」(行政機関個人情報保護法)が平成15年5月に制定されましたが、地理情報についてはどのように取り扱われていますか。	7
Q6.	「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」(IT基本法)や「e-Japan戦略」、「e-Japan重点計画」等におけるGIS(又は地理情報)の位置づけはどのようになっていますか。	9
Q7.	政府の地理情報について「インターネットによる無償提供を基本」とした平成12年の申し合わせとはどのようなものですか。	11
Q8.	「二次利用のニーズも踏まえた提供」を実施するためには、どんなことに留意すればよいですか。 . . .	12
II.1	基本方針(所在情報の提供)	
Q9.	保有する地理情報すべてについて、メタデータをクリアリングハウスに登録する必要がありますか。 . .	14
II.2	基本方針(提供を可能にするための配慮)	
Q10.	「情報公開法に定める不開示情報に該当しない状態にするよう留意する」とありますが、どのようにすればよいですか。	15
II.3	基本方針(提供方法)	
Q11.	「インターネットにより無償で提供する」ことが「基本」とされていますが、提供はインターネットのみでよいのでしょうか。	18
II.4	基本方針(提供条件の設定)	
Q12.	「特別な理由のない限り」、「極力利用制限を設けないもの」としてありますが、著作権法や測量法等他の法令上で問題はありますか。	19
III.1	提供に際し留意すべき点(個人情報の保護)	
Q13.	「情報公開法に基づく保護すべき個人情報」や「開示の公益性」とはどのようなことですか。	20
Q14.	個人情報保護の観点から、地理情報の提供にあたって特に注意すべき情報はどのようなものですか。 .	22
Q15.	個人情報が含まれる地理情報であっても、「開示の公益性が優先される」情報とはどのようなものですか。	23
Q16.	空間データ基盤を含む地図等の中で、個人情報保護の観点から提供が不可能な地図等がありますか。 .	25
III.2	提供に際して留意すべき事項(国、公共の安全の確保)	
Q17.	「国の安全が害されるか、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれのある情報」であるかどうか協議をしたい場合、どの機関と相談・協議すればよいでしょうか。	27

- Q18. 「個人情報の保護」や「国、公共の安全の確保」のため、「必要な場合には所要の加工を施すこと」とありますが、例えば、どのような加工方法がありますか。 31

III.4 提供に際して留意すべき事項(国有財産法上の取り扱い)

- Q19. 地理情報の提供は、国有財産法とどのような関わりがあるのですか。もう少し具体的に教えてください。 32
- Q20. 政府が保有する地理情報を有償で提供したいと考えていますが、どのようにすればよろしいですか。 . 37

III.5 提供に際して留意すべき事項(著作権の所在の明確化)

- Q21. 地理情報（又は地図）は自然地形等を客観的に示したものであり、著作物といえるでしょうか。 35
- Q22. 著作権と地理情報の提供とはどのような関係がありますか。具体的に教えてください。 37
- Q23. 業者に外注して作成させた地理情報の著作権はどのようになりますか。 42
- Q24. 「二次的著作物」とはどのようなものですか。 44
- Q25. 外部機関等が作成した地理情報を加工し、新たな地理情報を整備した場合、加工後の地理情報が二次的著作物であるか否かはどのように判断すればよろしいですか。 45
- Q26. 他の機関と共同で地理情報を整備しようと考えています。どのような点について事前に調整を行う必要がありますか。 46
- Q27. 様々な機関が整備した地理情報から、利用目的に応じたレイヤを抽出し、新たな地理情報を作成しました。この場合の著作権はどのようになりますか。 47

III.6 提供に際して留意すべき事項(提供条件の設定)

- Q28. 「加工」と「無加工」の判断はどのようにしたらよいのですか。具体的な判断基準例を教えてください。 48
- Q29. 地理情報の提供に際し、利用約款にはどのような内容を記載すればよいですか。 50
- Q30. 「有償の価格は実費の範囲」とはどの部分までを範囲としてよいのでしょうか。また、どのような算出根拠となっているのでしょうか。 51
- Q31. インターネット上で、利用許諾の同意確認等を行う際、利用者の状況を把握するために氏名やメールアドレスを記入させたいと思いますが、問題ありませんか。 52

その他

- Q32. 保有している地理情報を提供するためには、ガイドラインに記載されている事項のほか、どのような点に留意すればよろしいですか。 53
- Q33. 提供ガイドラインに準じて地方公共団体でも提供することができますか。その際、どのような点を注意したらよいですか。 54
- Q34. 国の補助金等により地方公共団体が整備した地理情報の取扱はどのようにしたらよいですか。 56
- Q35. 政府が保有する地理情報のうち、インターネットで提供されている情報には、どのようなものがありますか。 58

資料

- 1 . 「政府が保有する地理情報の提供に関するガイドライン」 61
- 2 . 「今後の地理情報システム（GIS）の整備・普及施策の展開について」 66
- 3 . 政府の地理情報の提供状況 71
- 4 . 政府の地理情報の提供に関する利用約款等事例集 93

1.1 はじめに(本ガイドラインの位置づけ)

Q1 提供ガイドラインの対象となる「政府の地理情報」とはどのようなものですか。

A

「政府の地理情報」とは、政府が保有する地図データ、統計・台帳データ等の地理的位置に関する情報を有するもの全般を指します。

提供ガイドラインでは、それらのうち基盤的なものである国土空間データ基盤*を主たる対象としています。その他の地理情報の提供については、国民等のニーズの動向も踏まえ、地理情報システム(GIS)関係省庁連絡会議(以下、GIS関係省庁連絡会議)において検討します。

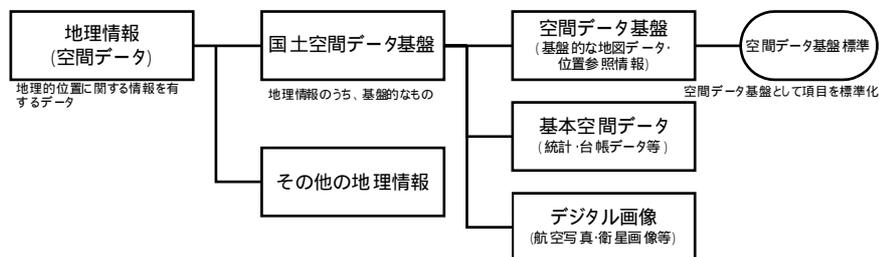


一口メモ

国土空間データ基盤とは

地理情報(空間データ)のうち基盤的なものを指し、国土全体の地勢や行政界等の基盤的な地図データである「空間データ基盤」、空間データ基盤に結びつけて利用される統計・台帳情報等のうち、公共的観点から基本的なデータである「基本空間データ」、航空写真や衛星画像等から作成される「デジタル画像」の大きく3つの要素から構成されます。

「空間データ基盤」については、その整備を着実に進めていくため、空間データ基盤として必要と考えられる分類項目、データ項目を標準化する必要があるとされ、利用頻度が高く、社会・経済的効果が大きい等の考え方に基づき「空間データ基盤標準」を定めています(次頁参照)。



資料:「国土空間データ基盤の整備及びGISの普及の促進に関する長期計画」
(平成11年3月30日 GIS関係省庁連絡会議)

【参 考】空間データ基盤における分類項目、データ項目及びデータ名称

分類項目	データ項目	データ名称
測地基準点	国家基準点	・水路測量標成果 ・基本基準点成果
	公共基準点	・公共基準点成果
標高、水深	格子点の標高	・数値地形標高(5mメッシュ) ・国土数値情報(自然地形メッシュ) ・数値地図 5mメッシュ(標高) ・数値地図 10mメッシュ(火山標高)
	水深	・数値地図 50mメッシュ(標高) ・数値地図 250mメッシュ(標高)(1kmメッシュ(標高)と1kmメッシュ(平均標高)を含む) ・国土数値情報(沿岸海域メッシュ) ・沿岸の海の基本図 ・500mメッシュ水深データ ・航海用電子海図
	島しょの標高	・2万5千分1沿岸海域地形図 ・1万分1湖沼図 ・自然環境情報GIS ・数値地図 250mメッシュ(標高)(1kmメッシュ(標高)と1kmメッシュ(平均標高)を含む) ・国土数値情報(自然地形メッシュ) ・沿岸の海の基本図 ・数値地図 50mメッシュ(標高)
交通	道路区域界	・道路関係図面 ・数値地図 10000(総合)
	道路中心線	・道路関係図面 ・国土数値情報(道路) ・数値地図 25000(空間データ基盤) ・数値地図 2500(空間データ基盤)
	鉄道中心線	・国土数値情報(鉄道) ・数値地図 10000(総合) ・数値地図 25000(空間データ基盤) ・数値地図 2500(空間データ基盤)
	航路	・国土数値情報(航路) ・沿岸の海の基本図 ・航海用電子海図 ・2万5千分1沿岸海域地形図
河川、 海岸線等	河川区域界	・国土数値情報(国土保全関連情報) ・河川基盤地図
	水涯線	・河川基盤地図 ・数値地図 25000(空間データ基盤) ・数値地図 10000(総合) ・数値地図 2500(空間データ基盤)
	海岸線	・国土数値情報(海岸線) ・国土数値情報(行政界・海岸線) ・航海用電子海図 ・沿岸の海の基本図 ・数値地図 10000(総合) ・数値地図 25000(行政界・海岸線) ・数値地図 200000(海岸線・行政界) ・数値地図 2500(空間データ基盤) ・自然環境情報GIS
	湖沼	・国土数値情報(湖沼) ・1万分1湖沼図 ・自然環境情報GIS
	低潮線(干出線)	・沿岸の海の基本図 ・航海用電子海図
	河川中心線	・国土数値情報(河川) ・河川基盤地図 ・自然環境情報GIS
土地	筆界等	・不動産登記法第17条地図等 ・国有財産台帳付属図面 ・地籍図
	森林区画界	・国有林の森林計画図 ・国土数値情報(森林地域)
建物	公共建物及び一般建物	・国有財産台帳付属図面 ・数値地図 2500(空間データ基盤)
位置参照情報	地名に対応する位置参照情報	・数値地図 10000(総合) ・数値地図 25000(地名・公共施設) ・数値地図 2500(空間データ基盤)
	行政区画	・国有林の森林計画図 ・国土数値情報(行政界・海岸線) ・数値地図 10000(総合) ・数値地図 25000(行政界・海岸線) ・数値地図 200000(海岸線・行政界) ・数値地図 2500(空間データ基盤)
	統計調査区	・基本単位区図形中心点 ・事業所・企業統計調査調査区境界 ・国勢調査町丁・字等別境界データ データ
	標準地域メッシュ	・市町村別標準地域メッシュ・コード一覧表
	住所に対応する位置参照情報	・基本単位区図形中心点 ・不動産登記法第17条地図 ・住所・緯度経度マッチングファイル ・街区レベル位置参照情報 ・数値地図 2500(空間データ基盤) ・住居表示台帳
公園等	公園	・数値地図 2500(空間データ基盤) ・数値地図 25000(空間データ基盤)
	飛行場	・国土数値情報(空港区域) ・数値地図 2500(空間データ基盤) ・数値地図 25000(空間データ基盤)

注1)航空写真、衛星画像等の画像情報は、多くの空間データ基盤に該当する項目を含んでおり、個別の項目として位置づけるものではないため、表中には記載していませんが、空間データ基盤に該当する項目の整備、地図の代替としての利用など様々な目的に利用することができることから、空間データ基盤に匹敵する重要なものとして位置づけられています。

注2)上記表に示したもののほか、数値地図 25000(地図画像)、数値地図 50000(地図画像)及び数値地図 200000(地図画像)も、空間データ基盤に位置づけられています。

注3)平成16年5月現在において提供されていないものも含まれます。

注4)第8回地理情報システム(GIS)関係省庁連絡会議(平成16年4月7日)資料等に基づき作成

Q2 「提供」とはどのような行為を指すのですか。

A

提供ガイドラインにおいては、政府の保有する地理情報を公表し、第三者が閲覧、利用できる状態にする行為を「提供」と位置づけています。

例えば、

- 企業、家庭のパソコン等から地理情報をダウンロードできる状態にすること
- 企業、家庭のパソコン等から地理情報の閲覧等ができる状態にすること
- 庁内の窓口情報端末から地理情報の閲覧や印刷等ができる状態にすること
- C D - R O M等の電子媒体や紙地図、出版物等の紙媒体での刊行・配布
- 情報公開法の開示請求に基づく、情報の開示を実施すること

などが挙げられますが、提供ガイドラインでは、様々な提供方法のうちインターネットにより無償で提供することを基本*としています。



参照

「インターネットにより無償で提供することを基本」としていることについては、Q11を参照してください

Q3 「公用物」、「公共用物」とはどのようなものですか。

A

「公用物」とは、官公署の建物、公立学校の建物のように、国又は公共団体の使用に供される公物です。

「公共用物」とは、道路、公園、河川、港湾等のように、国や地方公共団体等の行政主体によって、直接一般公衆の共同利用に供される公物です。

「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（情報公開法*）が制定される以前は、行政情報は「公用物」として扱われてきましたが、制定後は「公共用物」としての性格も併せ持つことになったと考えられます。このため、行政情報の一つである政府の地理情報も、行政内部で利用されるのみならず、道路や公園のように国民や企業等が直接的に活用し便益を受けることのできる「公共用物」としての性格を併せ持つものとして、積極的に国民に広く提供することとしました。



国有財産法*では

国有財産法上の行政財産には、国の事務や事業に直接使用される「公用財産」、公共のために使用される「公共用財産」、皇室のために使用される「皇室用財産」、国の企業のために使用される「企業用財産」の4種類があります。

これらのうち、公用財産が「公用物」、公共用財産が「公共用物」の考えにあたります。



国有財産法については、Q19を参照してください

情報公開法については、Q4,10,13を参照してください

1.2 はじめに(本ガイドラインの策定の背景と意義)

Q4

「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(情報公開法)において、地理情報についてはどのように取り扱われていますか。

A

政府の地理情報は、『行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録』であるので、基本的には情報公開法*上の「行政文書」にあたります(同法第2条第2項)。

このため、開示請求があったときは、不開示情報*のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければなりません(同法第5条)。

また、『政府は、その保有する情報の公開の総合的な推進を図るため、行政機関の保有する情報が適時に、かつ、適切な方法で国民に明らかにされるよう、行政機関の保有する情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。』(同法第40条)とされており、開示請求による受動的な提供ではなく、能動的に地理情報を提供されることが望ましいといえます。



一口メモ

情報公開法による開示請求の対象とならないもの

情報公開法による開示請求の対象となる「行政文書」の定義は、同法第2条第2項で示されています(次頁参照)。

例えば、「不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの」は行政文書から除かれるので(同項第1号)、販売目的で発行された地理情報については、開示請求の対象とならないと考えられます。また、無償で広く公開されている地理情報については、開示請求の対象となりえますが、実際の対応においては、情報公開法に基づく請求を行わなくても、情報提供できる旨(当該情報担当部局・課やホームページ等提供先を教示)教示することが通常の対応と考えられます。

そのほか、同法の適用が除外されているもの(登記簿、戸籍制度における届書、特許原簿、刑事訴訟法に規定する訴訟に関する書類及び押収物など)や、同法第15条により、他の法令により規定する方法と同一の方法では開示を行わないとされているもの(土地改良法による国営土地改良事業計画書の写し、宅建建物取引業法による宅地取引業者名簿など)もあります。



参照

不開示情報については、Q10及びQ13～18を参照してください



法令等

情報公開法(平成11年5月14日法律第42号、最終改正:平成15年7月16日法律第119号)
(定義)

第2条<抜粋>

2 この法律において「行政文書」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であつて、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- 一 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- 二 政令で定める公文書館その他の機関において、政令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

(行政機関の保有する情報の提供に関する施策の充実)

第40条 政府は、その保有する情報の公開の総合的な推進を図るため、行政機関の保有する情報が適時に、かつ、適切な方法で国民に明らかにされるよう、行政機関の保有する情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。

Q5

「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」(行政機関個人情報保護法)が平成15年5月に制定されましたが、地理情報についてはどのように取り扱われていますか。

A

政府の地理情報には、情報公開法上の行政文書で、かつ個人情報*を含んだ情報の集合体であり、検索することができるように体系的に構成されているものがあります。これらのものは、行政機関個人情報保護法*上の「個人情報ファイル*」に該当する場合があります、この場合、同法に基づいた取扱いが必要となります。

提供ガイドラインは、情報公開法及び個人情報保護関連法案に基づき策定されているため、行政機関個人情報保護法の制定に伴い、提供ガイドラインで示した内容が大きく異なることはありません。

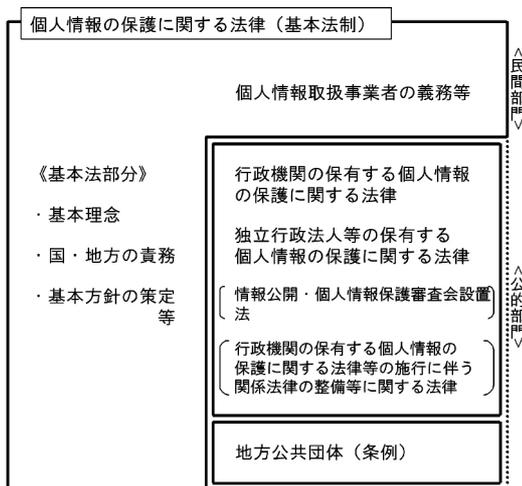
なお、個人情報保護に関しては、「個人情報保護に関する基本方針」(平成16年4月2日)が閣議決定されました。この中で、国が講ずべき措置として、(1)各行政機関の保有する個人情報保護の推進、(2)政府全体としての制度の統一な運用を図るための指針、(3)分野ごとの個人情報の保護の推進に関する方針、(4)広報・啓発、情報提供等に関する方針があげられています。

今後、同方針に則した各分野での個人情報保護に関する具体的取組の進展に応じ、各地理情報の提供の在り方についても、適宜、検討することが望ましいといえます。



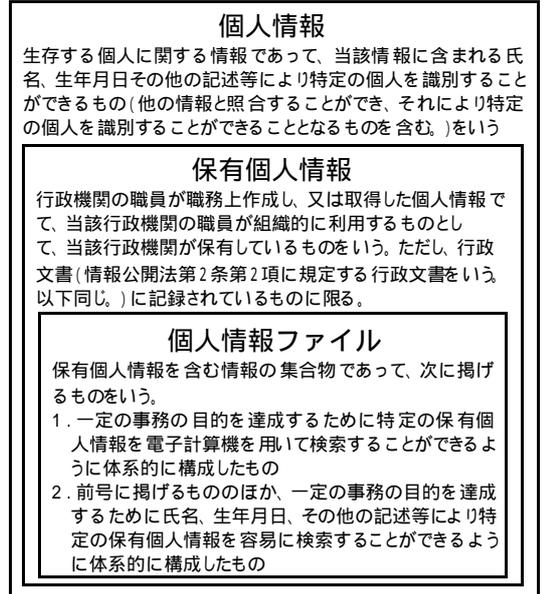
IT 社会における個人情報保護法制の整備

一口メモ



出所: 総務省、「個人情報保護関連5法の概要」

「個人情報」・「個人データ」・「保有個人データ」の関係





法令等

個人情報保護法(平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号、最終改正:平成 15 年 7 月 16 日法律第 119 号)

(国の責務)

第 4 条 国は、この法律の趣旨にのっとり、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を総合的に策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 5 条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その地方公共団体の区域の特性に応じて、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

行政機関個人情報保護法(平成 15 年 5 月 30 日法律第 58 号、平成 17 年 4 月 1 日施行)

(定義)

第 2 条 <抜粋>

- 2 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう
- 3 この法律において「保有個人情報」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該行政機関の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書(行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成 11 年法律第 42 号)第 2 条第 2 項に規定する行政文書をいう。以下同じ。)に記録されているものに限る。
- 4 この法律において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。
 - 一 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
 - 二 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
- 5 この法律において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。



参照

個人情報については、Q13～16 を参照してください

Q6

「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」(IT基本法)や「e-Japan 戦略」、
「e-Japan 重点計画」等におけるGIS(又は地理情報)の位置づけはどのようになって
いますか。

A

IT基本法においては、施策の策定に係る基本方針として、行政の情報化(同法第20条)、
公共分野における情報通信技術の活用(同法第21条)が定められています。

「e-Japan 戦略」(平成13年1月22日 IT戦略本部決定)では、世界最先端のIT国
家を5年以内を実現するための重点政策分野の一つとして、電子政府の実現があげられてい
ます。これを受けて同年に策定された「e-Japan 重点計画」では、『行政の情報化及び公
共分野における情報通信技術の活用の推進』のための施策として、「地理情報システム(G
I S)の推進」が明記され、地理情報の電子化、提供に関する具体的な目標が定められまし
た。

「e-Japan 重点計画」はその後毎年更新されていますが、現在の「e-Japan 重点計画
2003」においても、地理情報の電子化、提供について定められています。



法令等

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(IT基本法)(平成12年12月6日法律第144号)

(行政の情報化)

第20条 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策の策定に当たっては、国民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化、効率化及び透明性の向上に資するため、国及び地方公共団体の事務におけるインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用の拡大等行政の情報化を積極的に推進するために必要な措置が講じられなければならない。

(公共分野における情報通信技術の活用)

第21条 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策の策定に当たっては、国民の利便性の向上を図るため、情報通信技術の活用による公共分野におけるサービスの多様化及び質の向上のために必要な措置が講じられなければならない。

e-Japan 重点計画 2003 (平成 15 年 8 月 8 日 IT 戦略本部決定) <抜粋>

重点政策 5 分野

4. 行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進

(3) 具体的施策

公共分野

カ) 地理情報システム(GIS)の推進

官民連携のもと、国際ルールとの整合を図りつつ、GISを利用する基盤環境を整備するとともに、防災、まちづくり、交通、教育等の行政分野、民間業務の合理化・効率化、新しいビジネスモデルの創造、国民生活の高度化・多様化を図るため、「GISアクションプログラム2002-2005」(2002年2月地理情報システム(GIS)関係省庁連絡会議)に沿った所要の施策を着実に実施する。

また、政府が保有する地理情報が、我が国の国土に関する様々な情報を客観的に把握することを可能にする資料的、文化的価値を有することに鑑み、原則として、2005年までにデジタル化・アーカイブ化し、誰もが容易に閲覧・入手し、活用できるようにする。

a) 地理情報の電子化・提供の推進(国土交通省、経済産業省及び関係府省)

i) 街区レベル位置参照情報の定期更新

国民が最新の地理情報をインターネットで手軽に閲覧し活用できる環境を実現するため、既に定期更新を行っている数値地図25000、数値地図2500に加え、街区レベル位置参照情報についても2003年度から定期更新を行う。

) 地理情報クリアリングハウスの拡充

2003年度までに、政府が保有する地理情報について、原則として、地理情報クリアリングハウスに登録するとともに、検索機能向上のため、データ構造等の仕様をJIS化する。

) 全国109水系における観測情報や環境情報のGIS化及び情報提供

2005年度までに、全国109水系において観測情報や環境情報などのGIS化を図り、インターネット等による提供を行う。

b) 地方公共団体や民間におけるGISの本格的な普及支援(総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び関係府省)

) 統合型GISに関するマニュアルの作成

2003年度までに、地方公共団体を対象とした統合型GISの導入・運用に関するマニュアルを作成し、関係府省との協力による普及活動を実施する。

) 森林GISの整備

2005年度までに、都道府県において森林に関する多様な情報を一元的に管理する森林GISを整備し、森林管理の効率化を図る。

) 電子基準点データを常時収集、解析、配信するシステムの構築

全国どこでも高精度な位置情報を得ることが可能となるよう、2004年度までに全ての電子基準点データを常時収集、解析、配信するシステムの構築を推進し、運用を開始する。

) gコンテンツ制作基盤の整備

多種多様なデジタルコンテンツについて、G-XML規格に基づき、位置情報を付与すること等により、地理情報システム間でのGISコンテンツの相互紹介・流通を実現する仕組みを2003年度中に実証構築する。

c) 技術的・制度的課題の解決(総務省、経済産業省、国土交通省及び関係府省)

) 地理情報標準のJIS化及びG-XML規格の国際標準制定

国際規格が確定次第速やかに地理情報標準のJIS化を行うとともに、2005年度中のG-XML(GML)規格の国際標準制定を目指し、確定後、政府はこれらの標準を率先して使用するとともに、その普及を図る。

) ウェブマッピングシステムの開発及びモバイル3次元GISの実現

2003年度までにウェブマッピングシステムの開発を行い、その普及を図る。また、2005年度までに、モバイル端末でも3次元GISの利用が可能な次世代GISの基盤技術の研究開発を行う。

Q7

政府の地理情報について「インターネットによる無償提供を基本」とした平成 12 年の申し合わせとはどのようなものですか。

A

GIS関係省庁連絡会議では、「国土空間データ基盤標準及び整備計画」（平成 11 年 3 月）を定めて、その実現を目指していましたが、平成 12 年 4 月にGISの整備・普及を早急に図る観点から重点的に取り組むべき施策等について取り決めた「今後の地理情報システム（GIS）の整備・普及施策の展開について」を申し合わせ（以下、平成 12 年 GIS 関係省庁連絡会議申し合わせ*）、積極的かつ迅速に必要な施策を講じることとしました。

この平成 12 年 GIS 関係省庁連絡会議申し合わせにおいては、地理情報の電子化と提供の促進に重点が置かれ、『政府が保有する地理情報については、個人情報保護やセキュリティの観点等から特別な理由のあるものを除き、各省庁は提供範囲、方法、条件等を明確にし、インターネットにより無償で提供することを基本とする。』ことが、明記されました。また、同時に4つの主要なデータについてインターネット提供の開始時期を定めています。

また、これを受け、「経済構造の変革と創造のための行動計画」（第3回フォローアップ）（平成 12 年 12 月 1 日 閣議決定）においても、『政府が保有する基盤的な地理情報については、原則として、平成 13 年度（2001 年度）末までにインターネットで無償提供を実現する。』とされています。



参照

「平成 12 年 GIS 関係省庁連絡会議申し合わせ」については、巻末の資料 2 を参照してください

Q8

「二次利用のニーズも踏まえた提供」を実施するためには、どんなことに留意すればよいですか。

A

提供した地理情報の二次利用については、著作権法上の二次的著作物利用に関する許諾やデータの品質責任の観点から注意が必要です。

二次的著作物利用に関する許諾について

利用者が編集・加工した地理情報を第三者へ再配布した場合、著作権法上の「二次的著作物^{*}」となれば、原著作物の著作者である政府は、編集・加工した利用者と同様の著作権を有することになります（同法第 28 条）。

この場合、二次的著作物を利用する第三者は、利用者の許諾だけでなく、原著作者である政府の許諾を得る必要があります。

したがって、当該地理情報の特徴や性質を考慮し、二次的著作物の利用に関する許諾について明確にする必要がありますが、地理情報の円滑な流通を促進する観点から、二次的著作物については出典を明示すれば利用を可能とし、その他の著作権については行使しない方法などが考えられます。



事例

二次利用のニーズとしては

例えば、利用者は提供された地理情報を

そのまま複製
ファイルフォーマットを変換
レイヤや地域等の情報の一部を抽出
加工し、新たな地理情報を作成
利用者が保有の情報とあわせ、新たな地理情報を作成

した後、それを

CD-ROM, 8mm テープ、DVD など電磁的記憶媒体
地図、パンフレット、報告書、雑誌等の印刷物
Web サーバー等からの送信

などの有形、無形の媒体を介して

有償で販売する
無償で配布する
開発したシステムに組み込む
Web サイトで公開や ASP として配信する
社内・庁内 LAN で共有する

などが考えられます。



参照

二次的著作物に関しては Q 24 を参照してください

データ品質責任について

データの品質責任の観点から、国家賠償法*に関する注意が必要で、同法では、第1条、第2条で、公務員の故意や過失、また、公の営造物の設置や管理の瑕疵により、他人が被害を被ったときには、国又は地方公共団体はこれを賠償する責任があることを示しています。

しかし、政府が保有する地理情報の多くは、特定の目的で整備されたものであり、地理情報の提供にあたっては、整備目的以上の品質で提供することまでは要求されないと考えられます。したがって、要求される品質が保証されていることを前提として、提供にあたり地理情報の整備目的を示し、品質等について注意を喚起しておけば、提供された地理情報に瑕疵があり、それによって利用者に損害が生じたとしても、国家賠償法上の責任は問われないと考えられます。

利用者（一次利用者）が編集・加工した地理情報を第三者（二次利用者）に提供する場合の責任関係は、原則として、一次利用者と二次利用者との関係として取り扱われ、政府と二次利用者との責任関係は切断されると考えられますが、二次利用者に生じた損害が元の地理情報に起因するものであれば、政府の責任が問われる可能性があります。

ただし、前述のように提供する地理情報の整備目的を示し、品質等について注意を喚起しておけば、その責任は問われないと考えられます。

そのため、一次利用者が作成した物を二次利用者に提供することを許諾する場合は、当該地理情報の整備目的と利用上の注意をあわせて周知させることが必要です。



法令等

国家賠償法（昭和22年10月27日法律第125号）

- 第1条 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。
- 2 前項の場合において、公務員に故意又は重大な過失があつたときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する。
- 第2条 道路、河川その他の公の営造物の設置又は管理に瑕疵があつたために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる。
- 2 前項の場合において、他に損害の原因について責に任ずべき者があるときは、国又は公共団体は、これに対して求償権を有する。
- 第3条 前2条の規定によって国又は公共団体が損害を賠償する責に任ずる場合において、公務員の選任若しくは監督又は公の営造物の設置若しくは管理に当る者と公務員の俸給、給与その他の費用又は公の営造物の設置若しくは管理の費用を負担する者とが異なるときは、費用を負担する者もまた、その損害を賠償する責に任ずる。
- 2 前項の場合において、損害を賠償した者は、内部関係でその損害を賠償する責任ある者に対して求償権を有する。
- 第4条 国又は公共団体の損害賠償の責任については、前3条の規定によるの外、民法の規定による。
- 第5条 国又は公共団体の損害賠償の責任について民法以外の他の法律に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。
- 第6条 この法律は、外国人が被害者である場合には、相互の保証があるときに限り、これを適用する。

II. 1 基本方針(所在情報の提供)

Q9

保有する地理情報すべてについて、メタデータをクリアリングハウスに登録する必要がありますか。

A

「GISアクションプログラム 2002 - 2005」* (GIS関係省庁連絡会議 2002年2月)において、『政府が保有する国土空間データ基盤については、原則として、地理情報クリアリングハウスに登録されるよう努める。』と定めています。

また、平成12年GIS関係省庁連絡会議申し合わせにおいては、『地理情報を保有する省庁は、地理情報標準に準拠したメタデータを整備し、ノードサーバーに登録するとともに、データの電子化及び提供の状況、メタデータの整備状況等について、国土地理院に報告する。』とされています。

地理情報の流通を促進するためには、地理情報クリアリングハウスの利用者がより多くの情報をより簡便に検索できることが重要です。

このため、政府が保有する国土空間データ基盤以外の地理情報についても、メタデータを整備し、「地理情報クリアリングハウス」に登録することが望ましいといえます。



法令等

GISアクションプログラム 2002-2005 (平成14年2月20日)

3. 地理情報の電子化と提供の推進

(3) クリアリングハウスの拡充等流通環境の整備

(基本的な考え方)

地理情報の流通を促進するためには、地理情報クリアリングハウスの利用者がより多くの情報をより簡便に検索できることが重要である。このため、政府の「地理情報クリアリングハウス」へのメタデータの登録の拡充を進めるとともに、機能向上に必要な技術開発を進める。



事例

メタデータ作成ツールの提供(国土地理院)

国土地理院では、JMP2.0に基づいたメタデータをXML形式で作成するツールを提供しています。(http://zgate.gsi.go.jp/ch/jmp20/jmp20.html)

メタデータに記述する項目の説明、記述する際の要求度/条件、記述回数などJMP2.0の仕様に沿った機能を利用して、エクスプローラ風な表示及び操作により、JMP2.0のメタデータを作成することができます。また、作成されたメタデータがJMP2.0仕様に適合しているかのXMLチェック機能、他のソフトへの利用を実現するXMLとCSVの相互変換機能、入力した内容を表形式にレイアウトした印刷機能などが利用できます。

II. 2 基本方針(提供を可能にするための配慮)

Q10

「情報公開法に定める不開示情報に該当しない状態にするよう留意する」とありますが、どのようにすればよいですか。

A

情報公開法*における不開示情報とは、氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができる情報(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む)又は特定の個人を識別することができないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報などです(同法第5条)。

ただし、上記に該当するものであっても、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報や、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にする必要があると認められる情報などは開示*とされています。

そのため、不開示情報を含む地理情報の提供にあたっては所要の加工*を行い、公にすることで個人の権利利益を害さず、特定の個人を識別できない情報とすることが必要です。また、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができる場合は、当該部分を除いた部分について開示する必要があることが規定されています(同法第6条)。

例えば、土地利用に関する情報で、居住者や土地所有者の氏名等を削除し、用途や面積といった情報のみを属性情報として提供することなどが考えられます。



一口メモ

行政機関個人情報保護法との関係

情報公開法第5条第1項に定められている個人に関する情報の「不開示情報」は、行政機関個人情報保護法第14条第2項に同様の規定がされています。



参照

個人情報や開示の公益性については、Q13～15を参照してください

所要の加工については、Q18を参照してください



法令等

情報公開法(平成 11 年 5 月 14 日法律第 42 号、最終改正:平成 15 年 7 月 16 日法律第 119 号)

(行政文書の開示義務)

第 5 条 行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

1 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和 22 年法律第 120 号)第 2 条第 1 項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 2 条第 2 項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成 13 年法律第 140 号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。)第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員並びに地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 2 条に規定する地方公務員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

2 法人その他の団体(国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

3 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

4 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

5 国の機関、独立行政法人等及び地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

6 国の機関、独立行政法人等又は地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

- ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- ホ 国若しくは地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

- 第6条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。
- 2 開示請求に係る行政文書に前条第1号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。



行政機関個人情報保護法(平成15年5月30日法律第58号、平成17年4月1日施行)

(保有個人情報の開示義務) <抜粋>

- 第14条 行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。
- 1 開示請求者(第12条第2項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第23条第1項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
 - 2 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
 - ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
- ハ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

II.3 基本方針(提供方法)

Q11

「インターネットにより無償で提供すること」が「基本」とされていますが、提供はインターネットのみでよいのでしょうか。

A

「行政情報の電子的提供に関する基本的な考え方(指針)」(平成13年3月 行政情報化推進各省庁連絡会議了承)の中で、電子的提供に関する留意事項等として、『国民等に一般に広く提供する情報の電子的提供は、原則として、ホームページ掲載により行うこと』とされ、その電子的提供に伴う料金は、『本指針に従った電子的提供は、(中略)原則として無料で提供するものとする』とされています。

このため、地理情報も国民等一般に広く提供する情報として、インターネットにより無償で提供することを基本としています。

ただし、データが大容量である、データの真正性の確保の問題がある、特定の利用者に対する情報であるなどの観点から、現時点においてインターネットによる提供が適当でないと判断される場合には、他の提供手段を確保することが望ましいといえます。その際、他の手段で提供されている旨をインターネット上で明示する必要があります。



法令等

行政情報の電子的提供に関する基本的な考え方(指針)

(平成13年3月29日、平成14年7月30日改定、行政情報化推進各省庁連絡会議了承)

電子的提供に関する留意事項等

1 ホームページ等の活用<抜粋>

- (1)国民等一般に対し広く提供する情報の電子的提供は、原則として、ホームページに掲載することにより行うこととし、複数のホームページ、データベースにより提供する場合においても、国民等のアクセスの利便性を確保する観点から、各省庁ごとに1つのホームページから容易にアクセスできるようにする。また、所管法人及び所管の公益法人のホームページについても、各省庁のホームページから容易にアクセスできるようにする。
- (2)特定の利用者に対する情報提供の場合やホームページやデータベースによる提供が適当ではないと判断される場合については、利用者の範囲、利用頻度、提供に係る経費等を勘案し手段・媒体を決定する。

6 電子的提供に伴う料金

本指針に沿った電子的提供は、行政の透明性向上や行政情報の有効活用の観点からの行政施策として行うものであることから、国民等一般に対して提供する情報については、原則として無料で提供するものとする。

ただし、情報を利用することにより利益を受ける者が特定の者に限られ、電子的提供に係る経費として相当の額を要する場合においては、原則として提供に係る経費の実費を利用者負担とする。

II. 4 基本方針(提供条件の設定)

Q12

「特別な理由のない限り、」「極力利用制限を設けないもの」としていますが、著作権法や測量法等他の法令上で問題はありますか。

A

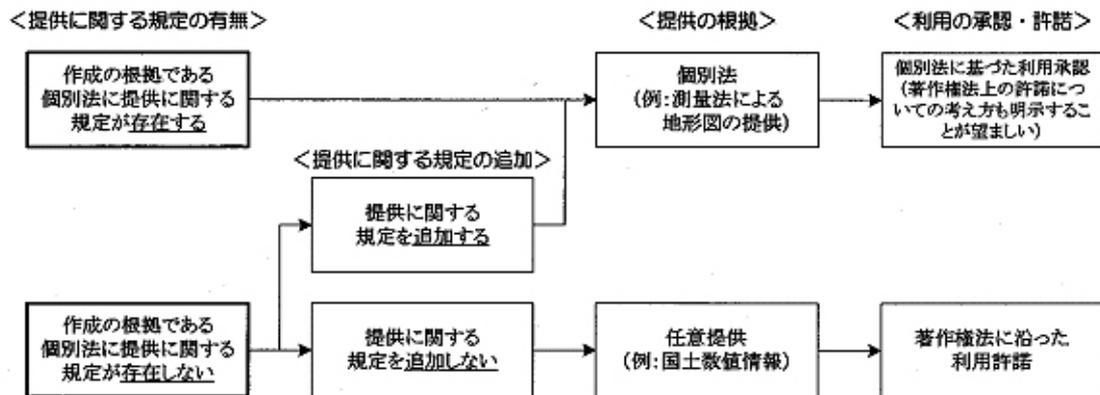
政府が保有する地理情報は、国民の負担によって整備された国民の共有財産であることから極力利用制限*を設けないことが望まれます。

当該地理情報の利用制限は、作成及び提供の根拠となる個別の法令、又は著作権法が根拠になります。

提供及び利用制限に関して、個別の法令に明記されている場合は、それに基づくこととなります。一方、個別の法令に特に明記がない場合や法令に基づかない任意の提供を行う場合は、著作権法に基づくこととなります。

著作権法に基づく利用制限の範囲は、著作権者の裁量によることとなるため、政府が利用制限を設けないことに問題はないと考えられます。

このほか、国家賠償法*、国有財産法*、財政法*などにも留意する必要があります。



参照

国家賠償法については、Q 8 を参照してください

国有財産法、財政法についてはQ 19 を参照してください

利用制限については、Q 28 ~ 31 を参照してください

Ⅲ. 1 提供に際し留意すべき点(個人情報の保護)

Q13 「情報公開法に基づく保護すべき個人情報」や「開示の公益性」とはどのようなことですか。

A

情報公開法における「個人情報」とは『個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの』(第5条第1項)とされています。

また、行政機関個人情報保護法の第14条第2号において同様に定められています。

「開示の公益性」とは、上記に該当する情報で保護すべき個人情報が含まれるとしても、公益上特に必要があると認められる場合において開示可能とされていることです(同法第5条、第7条*)。

具体的に、開示の公益性が優先されるものとして
法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められている情報
行政機関の長が、公益上特に必要があると認めたものがあげられます*。

なお、開示の公益性が優先する情報についても、保護すべき個人情報が含まれる部分に有意な情報が記載されておらず、容易に取り除くことができる場合には、当該部分を除いた情報を提供することがより適切であると思われます。



法令等

情報公開法(平成11年5月14日法律第42号、最終改正:平成15年7月16日法律第119号)

(公益上の理由による裁量的開示)

第7条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。



一口メモ

開示の公益性に関する判断について

『法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている』とは
『法令の規定により』

- ・法令の規定上、「提供」や「閲覧」の規定があるかどうかで判断される。ただし、「提供」や「閲覧」は何人でもできることを要し、利害関係人に限定しているものや一定期間のみ認められているものは含まれない
- ・法令では「何人でも」と規定されていても、請求目的が法令又は運用で制限され、実質的に何人にも認めるとい趣旨でないものも、これには該当しない

『慣行として』

- ・従来から慣行上公表しており、かつ、今後も公表してもそれが他人に知らされたくない情報ではないのが確実である情報

『公にされ』

- ・行政機関が国民に対し公表することを目的として作成し、又は取得した情報であって、国民も公表することについて同意しているもの
 - ・個人が自主的に公表した資料から何人も知りうる情報
- 公にすることが予定されているもの
- ・公表することを前提として提供された情報

『人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要』とは
国民の生命、身体、健康、財産などの保護、その他の公共の安全を確保するなど積極的な理由が強い場合は、プライバシー侵害の危険性よりも開示における公共の利益が優先されると考えられます。

『行政機関の長が、公益上特に必要であると認めるとき』とは

開示することに優越的な公益が認められる場合は、行政機関の長の高度の行政的判断により開示することができると考えられます。

行政機関の長が開示することの公益性を判断するに当たっては、個々の不開示情報の規定による保護利益の性質及び内容を考慮し、これを不当に侵害することがないようにしなければなりません。とりわけ、個人の人格的な利益その他憲法上保障されている利益については、慎重な配慮が求められます。

なお、具体的な開示請求に対する決定についての行政不服審査の過程において、不服審査会は、この規定の適用・不適用について、審査することができます。

資料：「情報公開法要綱案の考え方」（平成8年12月行政改革委員会「情報公開法制の確立に関する意見」）

Q14 個人情報保護の観点から、地理情報の提供にあたって特に注意すべき情報はどのようなものですか。

A

地理情報は、単体では個人を識別できる情報とならない場合でも、他の情報と照合・重ね合わせることにより、特定の個人の識別が容易になる場合があることに注意が必要です。

また、インターネットで地理情報を提供する場合、紙情報では実質的に検索不可能なデータが電子情報となることで検索等が容易になり、プライバシーの侵害につながる場合は、それを開示してはいけないという考え方があります。そのため、紙媒体で個人に関する情報を含むデータを閲覧・提供していることをもって、当該データをインターネットでそのまま電子媒体で公にすることは必ずしも開示の公益性があるとは判断できないことに注意する必要があります。



参照

主要な地理情報の個人情報該当性判断については、Q16を参照してください

Q15

個人情報が含まれる地理情報であっても、「開示の公益性が優先される」情報とはどのようなものですか。

A

Q13でも示したとおり、当該地理情報に保護すべき個人情報が含まれる又は特定の個人と結びつく情報が含まれる場合であっても、当該地理情報の作成の根拠法において公開することが規定されている場合は、開示の公益性が優先されていることとなります。

平成16年5月現在、空間データ基盤を含む地図等のなかで、開示の公益性の観点から提供されている情報は、次のとおりです。



空間データ基盤標準を含む地図等のうち、開示の公益性が優先され提供されている地理情報

地理情報	根拠法
基本基準点成果 公共基準点成果	土地所有者もしくは管理者の名称等の記載があるが、測量法第27条に基づき、公表・公開(閲覧、謄抄本交付)されている。
水路測量標成果	土地所有者もしくは管理者の名称等の記載があるが、水路業務法第21条に基づき、公表されている。
道路関係図面	道路台帳には、住所や地番等の記載されているが、道路法第28条に基づき、閲覧を求められた場合はこれを拒むことはできない。
不動産登記法17条地図	地番の記載があるが、不動産登記法第21条により、閲覧及び写しの交付請求が求められている。

ここでは開示の公益性が優先される理由(Q13参照)のうち、「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているもの」に対するものであり、「公開が国民の生命、健康、財産等の重要な利益を保護するために必要なもの」に対する検討は行っていません。



法令等

測量法(昭和24年6月3日法律第188号、最終改正:平成15年6月18日法律第96号)
(測量成果の公表及び保管)

- 第27条 国土交通大臣は、基本測量の測量成果を得たときは、当該測量の種類、精度並びにその実施の時期及び地域その他必要と認める事項を官報で公告しなければならない。
- 2 国土交通大臣は、基本測量の測量成果のうち、地図その他必要と認めるものを刊行しなければならない。
 - 3 国土地理院の長は、基本測量の測量成果及び測量記録を保管し、これを一般の閲覧に供しなければならない。

水路業務法(昭和25年4月17日法律第102号、最終改正:平成13年6月20日法律第53号)
(成果の公表)

- 第21条 海上保安庁長官は、水路測量又は海象観測を実施して成果を得たときは、これを公表しなければならない。

道路法(昭和27年6月10日法律第180号、最終改正:平成15年7月24日法律第125号)
(道路台帳)

- 第28条 道路管理者は、その管理する道路の台帳(以下本条において「道路台帳」という。)を調製し、これを保管しなければならない。
- 2 道路台帳の記載事項その他その調製及び保管に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。
 - 3 道路管理者は、道路台帳の閲覧を求められた場合においては、これを拒むことができない。

不動産登記法(明治32年2月24日法律第24号、最終改正:平成15年8月1日法律第138号)

第21条 何人ト雖モ手数料ヲ納付シテ登記簿ノ謄本若クハ抄本又ハ地図若クハ建物所在図若クハ登記簿ノ附属書類中地積ノ測量図、建物ノ図面其他ノ図面(以下本条ニ於テ地積測量図等ト称ス)ノ全部若クハ一部ノ写ノ交付ヲ請求シ又登記簿、地図若クハ建物所在図又ハ登記簿ノ附属書類(地積測量図等以外ノモノニ在リテハ利害ノ関係アル部分ニ限ル)ノ閲覧ヲ請求スルコトヲ得

- 2 何人ト雖モ法務省令ノ定ムルトコロニ依リ手数料ノ外送付ニ要スル費用ヲ納付シテ登記簿ノ謄本若クハ抄本又ハ地図若クハ建物所在図若クハ地積測量図等ノ全部若クハ一部ノ写ノ送付ヲ請求スルコトヲ得
- 3 第一項ノ手数料ノ額ハ物価ノ状況登記簿ノ謄本ノ交付等ニ要スル実費其他一切ノ事情ヲ考慮シ政令ヲ以テ之ヲ定ム
- 4 第一項ノ手数料ノ納付ハ登記印紙ヲ以テ之ヲ為スコトヲ要ス

Q16

空間データ基盤を含む地図等の中で、個人情報保護の観点から提供が不可能な地図等がありますか。

A

「国有財産台帳付属図面」、「住居表示台帳」は、個人を識別できる情報又は一個人の特定を容易にする情報が含まれ、作成の根拠となる個別の法令にも公開が明記されていないため、提供には更なる検討が必要です。

「国有財産台帳付属図面」は、既刊地図を案内図として利用する場合もあることから、個人を識別できる情報を含んでいるおそれがあり、また、国有財産法上、台帳及び付属図面に関する公開等について特に明記にされていません。

なお、国有財産に関しては、「国有財産情報提供サービス*」として国有財産の一件別情報等がインターネットで公開されています。

「住居表示台帳」には、一個人の特定を容易にする住所の情報が含まれており、また、住居表示に関する法律において、その閲覧は関係人に限定されています（第9条2項）。



法令等

住居表示に関する法律（昭和37年5月10日法律第119号、最終改正：平成11年12月22日法律第160号）

（住居表示台帳）

第9条 市町村は、第三条第三項の告示に係る区域について、当該区域の住居表示台帳を備えなければならない。

2 市町村は、関係人から請求があつたときは、前項の住居表示台帳又はその写しを閲覧させなければならない。



法令等

G I S 関係省庁連絡会議申し合わせ（巻末資料2参照）

住所に対応する位置参照情報〈抜粋〉

（住所レベル）

・住居表示台帳データについては、個人情報保護等の観点からの検討が必要である。このため、関係省庁連絡会議において、G I Sに係る個人情報保護に対する考え方及びその措置等について平成12年度中に成案を得ることとし、それがまとまり次第、現在進められている個人情報保護法制に関する検討も踏まえ、住居表示台帳データの提供についてその可否も含め早急に結論を得られるよう、関係省庁において所要の検討を行う。



事例

国有財産情報提供サービス（財務省）

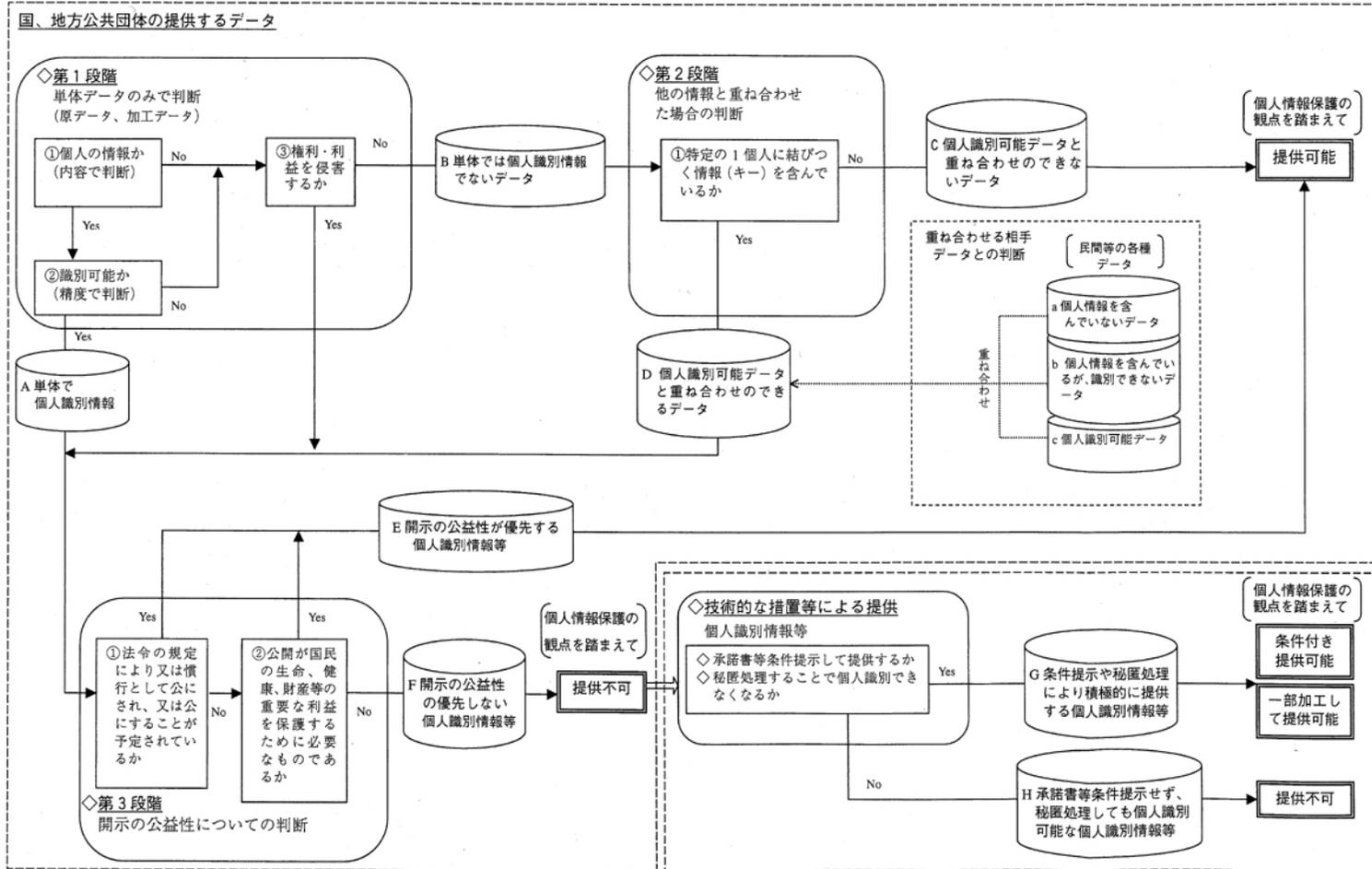
<http://www.kokuyuzaisan.go.jp/kokuyu/pc/START.html>

国有財産一件別情報として、WebGISを活用した情報提供が行われています。国有財産の対象となる土地については、民間の地図データを背景にポイントデータで表示されていません。

【参考】主要な地理情報に係る個人情報該当性判断フロー（案）

「主要な地理情報に係る個人情報該当性判断フロー（案）」は、平成12年度GIS関係法制度研究会（座長：堀部政男中央大学法学部教授）において、情報公開法における個人情報の定義及び例外的開示条件（同法第5条）に準じ、地理情報に係る個人情報該当性及び提供の可否の判断基準を示したものです。

個人情報該当性の判断は、「1 単体データのみでの判断」、「2 他の情報と重ね合わせた場合の判断」、「3 開示の公益性についての判断」の三段階を経て行い、個人情報保護の観点を踏まえた、データ提供の可否について判定がなされます。また、個人情報保護の観点から踏まえて、提供不可と判定されたデータについては、別途技術的な措置等による提供を検討することとなります。



出所：国土交通省国土計画局・「平成12年度地理情報システム(GIS)関連法制度に関する調査」

Ⅲ. 2 提供に際し留意すべき点(国、公共の安全の確保)

Q17 「国の安全が害されるか、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれのある情報」であるかどうか協議をしたい場合、どの機関と相談・協議すればよいでしょうか。

A

情報公開法では、『犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報』*は、これを開示することはできないとされています(同法第5条4項)。

これに該当する地理情報としては、首相官邸等国家の中枢機能や危機管理機能、防衛機能(防衛庁、自衛隊)、防災機能(消防、警察)といった行政機関の施設に関する詳細な情報が考えられます。民間機能であってもライフライン機能(水道、ガス、電力、通信)のように機能が停止すると国民生活に多大な影響を及ぼす機能に関する詳細な情報もこれに該当すると考えられます。

しかし実際にこれらの情報のうち、どのような情報を提供すべきでない地理情報として取り扱うかを決定することは難しいと考えられます。

また、国や公共の安全と秩序*に関しては、時の経過、社会情勢の変化又は当該情報に係る事務若しくは事業の進行の状況等の事情の変更に伴って変化するものであり、開示請求があった都度判断する必要があるため、まずは、当該地理情報を所管する省庁と相談・協議を行ってください。



国の安全等に関する情報及び公共の安全等に関する情報とは

開示することにより、国の安全を害するおそれ、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ、他国等との交渉上不利益を被るおそれ又は犯罪の予防・捜査、公訴の維持、刑の執行、警備その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある情報を、不開示情報とすることとしています。

『国の安全』

国家の構成要素である国土、国民及び統治体制が平和な状態に保たれていること、すなわち、国家社会の基本的な秩序が平穩に維持されていることをいいます。

『公共の安全と秩序の維持』

いわゆる行政警察の諸活動まで広く含める理解があり得るが、ここでは、犯罪の予防・捜査等に代表される刑事法の執行を中心としたものに限定する趣旨です。

したがって、個人テロ等の不法な侵害行為からの人の生命、身体等の保護に関する情報は対象であるが、風俗営業等の許認可、伝染病予防、食品・環境・薬事等の衛生監視、建築規制、災害警備等のいわゆる行政警察に関する情報は、その対象ではありません。

『認めるに足りる相当の理由』

その性質上、開示・不開示の判断に高度の政策的判断を伴うこと、対外関係上の又は犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性があります。裁判所は、ここに規定する情報に該当するかどうかについての行政機関の長の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるかどうかを審理・判断することとするのが適当であるとされています。

資料：「情報公開法要綱案の考え方」（平成 8 年 12 月行政改革委員会「情報公開法制の確立に関する意見」）

また、「情報公開法要綱案の考え方」に基づき各関係省庁において情報公開に関する審査基準を定めています（次頁参照）。

【参考】各関係省庁における情報公開の審査基準

府省名	審査基準文書名
内閣官房	内閣官房における情報公開法に基づく処分に係る審査基準 http://www.cas.go.jp/jp/koukai/yosiki/kijyun.pdf
人事院	行政文書の開示・不開示の決定基準について http://www.jniji.go.jp/jyohokoukai/kijun_00.html
内閣府	内閣府本府における情報公開法に基づく処分に係る審査基準 http://www8.cao.go.jp/koukai/yosiki/yosiki13.pdf
宮内庁	情報公開法に基づく開示請求に係る審査基準 http://www.kunaicho.go.jp/johokoukai/sinsakijun.pdf
公正取引委員会	情報公開法に基づく処分に係る基準について http://www.ftc.go.jp/koukai/jhou3.pdf
国家公安委員会	国家公安委員会/警察庁における情報公開審査基準 http://www.pdc.npa.go.jp/kijun.pdf
警察庁	国家公安委員会/警察庁における情報公開審査基準 http://www.pdc.npa.go.jp/kijun.pdf
防衛庁	防衛庁における不開示情報の基準について http://www.jda.go.jp/j/info/jho/05kijun.htm
防衛施設庁	防衛施設庁における不開示情報の基準について http://www.dfaa.go.jp/jplibrary/jhohokoukai/kijun.htm
金融庁	行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条各項の決定をするための基準 http://www.fsa.go.jp/jouhou/jouhou/kijun.html
総務省	総務省情報公開審査基準(情報公開法に基づく処分に係る審査基準) http://www.soumu.go.jp/jyoho/pdf/F0.pdf
法務省	法務省本省情報公開審査基準 http://www.moj.go.jp/DISCLOSE/disclose04.html
外務省	行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく開示決定等に関する審査基準 http://johokokai.mofa.go.jp/eturan/kijun/5_3.html
財務省	財務省が保有する行政文書の開示請求に対する開示決定等に係る審査基準 http://www.mof.go.jp/jouhou/koukai/tetuduki/kijyun.pdf
国税庁	行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条に定める開示決定等に係る審査基準 http://www.nta.go.jp/category/zyouhou/02/01.pdf
文部科学省	文部科学省における行政文書の開示決定等に係る審査基準 http://www.mext.go.jp/b_menu/koukai/kijyun.htm
厚生労働省	厚生労働省が保有する行政文書の開示請求に対する開示決定等に係る審査基準 http://koukai.mhlw.go.jp/p_doc/html/ShinsaKijun.htm
農林水産省	農林水産省行政文書開示決定等審査基準 http://www.maff.go.jp/work/bunsyo/141001sinsa_kijun.pdf
経済産業省	情報公開法に関する経済産業省審査基準 http://www.meti.go.jp/intro/consult/disclosure/data/a011700j.html
資源エネルギー庁	情報公開法に関する資源エネルギー庁審査基準 http://www.meti.go.jp/intro/consult/disclosure/data/a012000j.html
中小企業庁	情報公開法に関する中小企業庁審査基準 http://www.meti.go.jp/intro/consult/disclosure/data/a012100j.html
特許庁	政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく特許庁長官の処分に係る審査基準等 http://www.jpo.go.jp/shiryu/koukai/1306-040.htm
国土交通省	情報公開に係る国土交通省審査基準 http://www.mlit.go.jp/jkoukai/shinsakijun.pdf
気象庁	行政機関の保有する情報の公開に関する法律の審査基準の策定について http://www.kishou.go.jp/koukai/shinsakijun.pdf
海上保安庁	行政機関の保有する情報の公開に関する法律の審査基準 http://www.kaiho.mlit.go.jp/koukai/shinsakijun.htm
環境省	環境省が保有する行政文書の開示請求に対する開示決定等に係る審査基準 http://www.env.go.jp/johokokai/doc/setsume.pdf
会計検査院	情報公開請求に対する審査基準 http://www.jbaudit.go.jp/base/info/shinsa_kijyun.pdf



情報公開法(平成11年5月14日法律第42号、最終改正:平成15年7月16日法律第119号)

(行政文書の開示義務)

第5条 行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

<抜粋>

- 3 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報
- 4 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報
- 5 国の機関、独立行政法人等及び地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- 6 国の機関、独立行政法人等又は地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - イ 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - ホ 国若しくは地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

Q18

「個人情報の保護」や「国、公共安全の確保」のため、「必要な場合には所要の加工を施すこと」とありますが、例えば、どのような加工方法がありますか。

A

所要の加工とは、個人を識別できる情報や国や公共安全等を害するおそれのある情報を技術的な措置により取り除くことです。

具体的には、属性情報の個人を識別できる情報に係る項目を削除する、メッシュデータなど集計値として提供することが考えられます。メッシュデータであってもその情報が個人の情報となる場合や個人の情報を容易に特定できる場合は、秘匿処理をおこなう必要があります。

また、上記のような加工を行った上で、図形情報については、ポリゴンからメッシュ、ポイントデータに変換する、ポリゴンの形状の正確さや位置精度などを低くするなど形状を変形する、画像情報については解像度を低くすることなどにより、個人を識別できなくしたり、国や公共安全を害する恐れのある情報とならないようにする方法もあります。

Ⅲ. 4 提供に際し留意すべき点(国有財産法上の取り扱い)

Q19

地理情報の提供は、国有財産法とどのような関わりがあるのですか。もう少し具体的に教えてください。

A

政府の地理情報は国の著作物であり、その著作物についての「著作権」が国有財産法における行政財産に含まれるとされています。ただし、国有財産法及びその政令等では著作権の管理について特別の定めを設けていないため、その取扱は国有財産当局である所管省庁の運用に任せられています。

著作権については特許権等と異なり、著作物の刊行等により自動的に一連の権利が肯定されるものであるため、国の著作物を全て財産として管理する必要もなく、実務上も無数にある行政情報の評価を行い、台帳で管理することは不可能と考えられます。

このため、国は、金銭的価値が客観的に明白な著作権は国有財産としての管理を行っているが(国土地理院の有する地図や海上保安庁の有する海図) それ以外の著作権については、その財産としての価値が顕在化した時点で、国有財産としての管理を開始することとしています。

国有財産法で管理するのは著作権であり、地理情報そのものではないことから、地理情報をインターネット等により無償で提供する行為は、財政法第9条に規定されている国有財産の処分にあらず、公物を無償で自由に使用させているにとどまるので、地理情報の提供は可能となります。

また、内部業務に資するために整備した地理情報については、国有財産登録されていない場合が多く、これらの地理情報については財政法上の取扱が必要となります。

その際、地理情報の提供により、特定の者が当該情報を利用して利益を得ることになる場合は、財政法上の財産の使用にあたり、適正な対価の徴収が必要です。一方、白書などの情報を提供することと同様に、広く国民に提供する事務として行うものであれば問題がないと考えられます。



法令等

国有財産法(昭和23年6月30日法律第73号、最終改正:平成15年5月30日法律第54号)

(国有財産の範囲) <抜粋>

第2条 この法律において国有財産とは、国の負担において国有となった財産又は法令の規定により、若しくは寄附により国有となった財産であって次に掲げるものをいう。

- 一 不動産
- 二 船舶、浮標、浮棧橋及び浮ドック並びに航空機
- 三 前二号に掲げる不動産及び動産の従物
- 四 地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利
- 五 特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利
- 六 株式、新株予約権、社債(特別の法律により法人の発行する債券に表示されるべき権利を含み、短期社債等を除く。)、地方債、信託の受益権及びこれらに準ずるもの並びに出資による権利(国が資金又は積立金の運用及びこれに準ずる目的のために臨時に所有するものを除く。)



法令等

財政法(昭和22年3月31日法律第34号、最終改正:平成14年12月13日法律第152号)

第9条 国の財産は、法律に基く場合を除く外、これを交換しその他支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し若しくは貸し付けてはならない

- 2 国の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて、最も効率的に、これを運用しなければならない

Q20

政府が保有する地理情報を有償で提供したいと考えていますが、どのようにすればよろしいですか。

A

電子的提供に係る経費として相当の額を要する場合においては、原則として提供に係る経費の実費*を利用者負担とすることが考えられます。

その際、財産としての価値が顕在化した国有財産としての管理を開始することとなります。

また、政府から直接提供するのではなく、独立行政法人や民間企業等に販売管理を委託する場合は、その法人等の著作権使用料等を設定する必要があります。

提供にあたっての価格設定及び著作権使用料は、当該地理情報の特性や市場価値などを考慮し、利用者が適正な対価で入手できるよう財務省理財局と調整してください。



独立行政法人による提供

独立行政法人は公的な性格を有しており、利益の追求を目的とした法人ではないため、独立採算性を前提としていません。国は独立行政法人の事業運営のために運営費交付金を交付しており、これは独立行政法人職員の人件費等に充てられています。

よって、国が保有する地理情報を独立行政法人が提供する場合には、対価に運営費を含めず、実費のみの徴収が考えられます。

民間による提供

中央省庁等改革基本法では、改革の基本方針として、『民間又は地方公共団体にゆだねることが可能なものはできる限りこれらにゆだねること』とされており、地理情報の提供を能動的に進めていくにあたり、提供業務を民間に委ねた方が効率的に安価で提供できる場合には、積極的に民間による提供を検討すべきです。

ただし、特定の民間が行政機関の著作物を2次利用することになるため、政府は著作権使用料を当該民間から徴収すべきと考えられます。この場合、著作権使用料が地理情報の提供価格に反映され、高価に設定される可能性があることに留意が必要です。



実費の範囲については、Q30を参照してください

III.5 提供に際し留意すべき点(著作権の所在の明確化)

Q21

地理情報(又は地図)は自然地形等を客観的に示したものであり、著作物といえるでしょうか。

A

地理情報は、地図とデータベースの二つの側面を持っており、著作権法では双方とも著作物として保護を受ける場合があります。

地図は著作権法上、図面、図表、模型などと同様に図形著作物として例示されています。著作物保護の本来の要件である「創作性」を有している地図は、著作物として著作権法の保護を受けることとなります(同法第10条第1項第6号)。ただし、一般的に地図は個性的表現の余地が少ないため、文字、音楽、造形美術上の著作に比べ、著作権による保護の対象となりにくい点に留意する必要があります。

データベースについては、その情報の選択又は体系的な構成によって創作性を有するものは、著作物として保護されます(同法第12条第2項)。ただし、データベースを構成する個々のデータが著作物でない場合には、データ自体に著作権は及びません。著作権法上のデータベースに関する規定は、あくまで創作性のある情報の選択や構成を保護するものなので、例えば、第三者がデータベースからデータを抽出して利用しても、その体系的構成が元のデータベースと異なるものであれば、著作権の侵害は成立しないことになると考えられます。

なお、創作性がないと判断されたデータベースであっても、他人が相当の資本を投下して作成したデータベースをコピーし、競合地域で販売する行為は民法にいう不法行為にあたることとした裁判例もあります。

なお、個別の地図やデータベースに関する著作物性は最終的には司法判断に委ねられます。



著作権法(昭和45年5月6日法律第48号、最終改正:平成15年7月16日法律第119号)

(著作物の例示)

第10条 この法律にいう著作物を例示すると、おおむね次のとおりである。

- 一 小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物
- 二 音楽の著作物
- 三 舞踊又は無言劇の著作物
- 四 絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物
- 五 建築の著作物
- 六 地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物
- 七 映画の著作物
- 八 写真の著作物
- 九 プログラムの著作物

2 事実の伝達にすぎない雑報及び時事の報道は、前項第一号に掲げる著作物に該当しない。

3 第一項第九号に掲げる著作物に対するこの法律による保護は、その著作物を作成するために用いるプログラム言語、規約及び解法に及ばない。この場合において、これらの用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- 一 プログラム言語 プログラムを表現する手段としての文字その他の記号及びその体系をいう。
- 二 規約 特定のプログラムにおける前号のプログラム言語の用法についての特別の約束をいう。
- 三 解法 プログラムにおける電子計算機に対する指令の組合せの方法をいう。

(データベースの著作物)

第12条の2 データベースでその情報の選択又は体系的な構成によつて創作性を有するものは、著作物として保護する。

2 前項の規定は、同項のデータベースの部分を構成する著作物の作者の権利に影響を及ぼさない。

Q22 著作権と地理情報の提供とはどのような関係がありますか。具体的に教えてください。

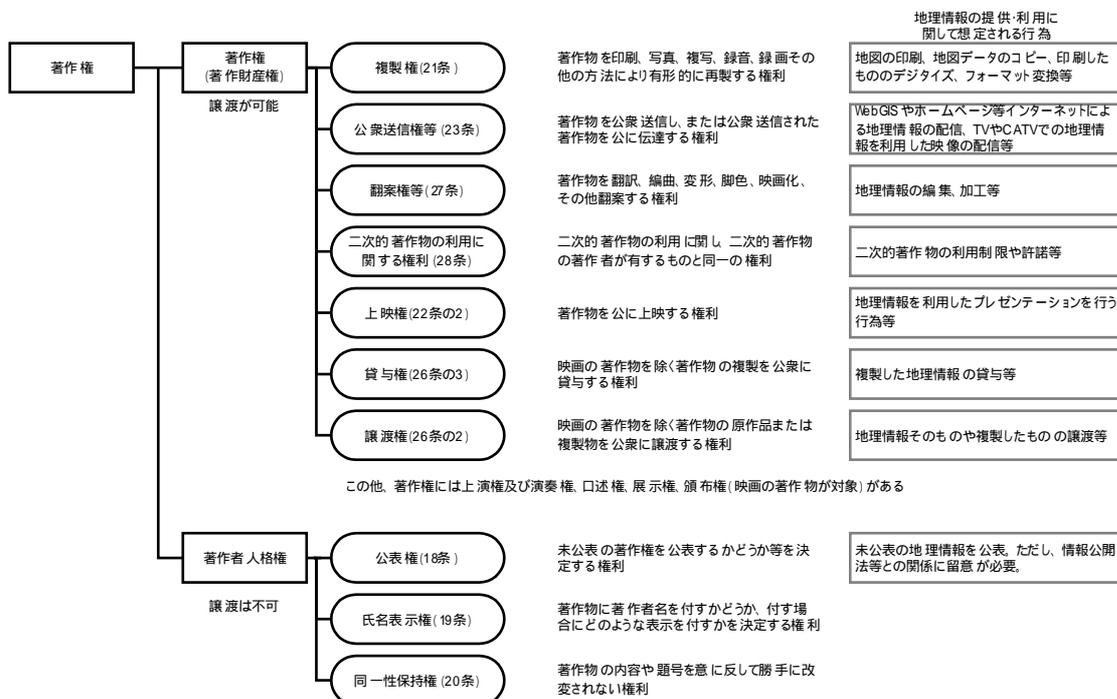
A

著作権は、著作物を創作した時に著作者に自動的に発生するもので、権利を得るための手続きは必要ありません。原則として、著作者の死後（法人等の場合は公表から）50年間は保護されます（同法第51条）。

著作者の権利には、著作者の財産的利益を保護する著作権（著作財産権）と、人格的利益を保護する著作者人格権があり、さらにいくつかの権利に分かれています。

地理情報の提供にあたっては、著作者人格権（同法第18～20条）及び著作財産権のうち複製権（同法第21条）、公衆送信権等（同法第23条）、翻案権（同法第27条）、二次的著作物の利用に関する権利（同法第28条）等が主に関わりのある権利といえます。

地理情報に関わる著作権の種類



著作者人格権とは、著作者が自己の著作物に対して有する人格的・精神的利益を保護する権利のことであり、具体的には公表権、氏名表示権、同一性保持権などがあります。また、著作者人格権は譲渡することができません。

著作財産権は、いわゆる著作権であり、著作物を利用形態に応じて発生する各種権利です。これらは、財産権として他人に譲渡することができます。

以下、著作財産権の主な権利の概略について説明します。

複製権（第 21 条）

印刷、写真、複写、録音、録画、その他の方法により有形的に再製することをいいます。地理情報を CD-R や HD など記憶媒体にコピーすることや地理情報を印刷する行為がこれにあたります。

この複製には、必ずしも原著物と全く同一のものを作り出す必要がなく、多少の修正増減があっても著作物の同一性を変じないかぎり、同一物の複製にあたり、複製権はこれに及ぶこととなります。そのため、ファイルのフォーマット変換などは複製とみなされる場合があります。

公衆送信権（第 23 条）

著作者は、その著作物について、公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。）を行う権利を専有します。公衆送信権には、放送権、有線放送権及び自動公衆送信権があります。

地理情報の提供をインターネットで行う場合に最も関係する権利が、公衆送信権のうち自動公衆送信権です。自動公衆送信とは、公衆送信のうち、公衆からの求めに応じ自動的に行うもの（放送または有線放送に該当するものを除く）です。

地理情報を WebGIS やデータサービスとして利用者の個別の要求に応じて著作物を送信する場合や、インターネットのホームページを用いて公衆からの求めに応じてファイルを送信する場合などのような行為がこれにあたります。

また、その場合、当該地理情報が利用者から要求があったか否かに関わらず、サーバーへ地理情報をアップロードし、利用者のアクセスによって送信可能な状態（送信可能化）とすることに對しても著作者の権利が及びます。

翻案権（変形権）（第 27 条）

翻案とは、翻訳、編曲、変形、脚色、映画化することをいいます。地理情報を編集・加工する行為が翻案にあたります。



一口メモ

著作物の無許諾利用について

一定の定められた条件のもとに著作権者に許諾を得ることなく著作物を利用することが、法によって認められています。

それらのうち、地理情報に関係の深いものとして、

引用(第 32 条)

教育の目的のための使用(第 33 条～第 36 条)

情報公開法等による開示のための利用(第 42 条の2)

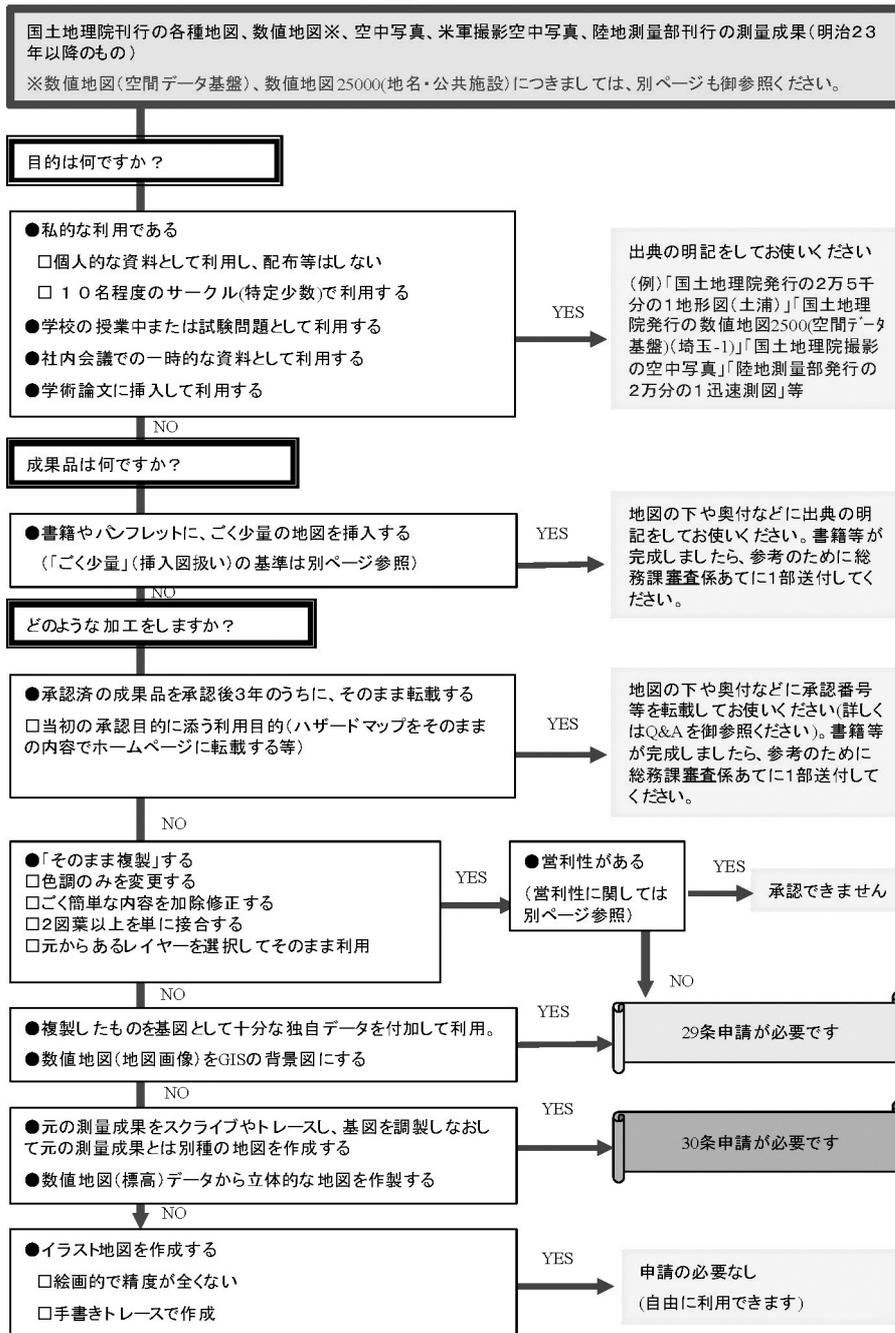
が挙げられます。

引用については、公表された著作物を自分の著作物に引用して利用することは、出所を明示することを条件として許されます(第 32 条第1項・第 48 条第1項1号)が、その引用の範囲については、個別具体の事例毎に判断せざるを得ません。



国土地理院 測量成果の複製・使用に関する申請フロー

- 国土地理院発行の各種地図、数値地図、空中写真、米軍撮影空中写真、陸地測量部発行の測量成果(明治23年以降のもの)を利用する場合 -





国土地理院 測量成果の複製・使用に関する申請フロー2

- 数値地図 2500(空間データ基盤)、数値地図 25000(空間データ基盤)を利用する場合 -

数値地図2500(空間データ基盤)、数値地図25000(空間データ基盤)を利用する場合

数値地図(空間データ基盤)は、GIS普及促進の基盤ために作られた測量成果です。このデータを背景図等に利用してGISを構築する場合、複製承認(29条)ではなく使用承認(30条)の対象になります。

※地理情報システム(GIS:Geographic Information System)は、地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータ(空間データ)を総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術である。

成果品は何ですか？

- 単に出力または数値地図(空間データ基盤)に十分な独自データを付加して紙媒体の印刷物をつくる
- ホームページ等に掲示するための画像ファイルをつくる

YES

29条申請が必要です

NO

- 数値地図(空間データ基盤)を背景図として、その上に独自のレイヤーを重ね合わせて表示するGISを構築する
(WebGIS,スタンドアローン,イントラネット用GIS等)

YES

30条申請が必要です

数値地図25000(地名・公共施設)を利用する場合

どのように加工しますか？

- 数値地図(地名・公共施設)に含まれるデータ項目のうち一部のデータ項目を削除するか、独自のデータ項目を追加してデータベース等を作成する

YES

29条申請が必要です

NO

- 数値地図(地名・公共施設)に含まれるデータと、他の基盤となる地図を合わせて利用する

YES

30条申請が必要です



事例

出典の明示で利用できる範囲(国土地理院)

下記のいずれかに該当する場合は、出典の明記をすることで、書面での申請手続きが不要になります。

1. 研究発表等の学術論文に地図を掲載する場合
2. 刊行物等に下記の基準程度の少量の地図等を補助的に挿入する場合
 - ・書籍、冊子、報告書等
 - 一頁の大きさの1/2以下で掲載 総頁数の10%以内
 - 一頁の大きさの1/2以上で掲載 総頁数の1%以内
 - 書籍の表紙等で、内容に合致するもの
 - ・非営利目的の1枚もののパンフレット等
 - 図面の大きさの約20%以内
 - ・営利目的の1枚もののパンフレット等
 - 図面の大きさの約10%以内
 - ・ウェブページ
 - 内容補足のため、挿絵的に3枚程度の地図画像を掲載する
 - ・テレビ番組等
 - 画面の大きさの1/2以下で表示 番組総時間数の10%以内
 - 画面の大きさの1/2以上で表示 番組総時間数の1%以内

(出典明示例)

- 「国土地理院発行の2万5千分の1地形図(土浦)」
- 「国土地理院撮影の空中写真(2002年撮影)」
- 「国土地理院の数値地図 25000(地図画像)『白河』を掲載」
- 「米軍撮影の空中写真(昭和23年撮影)」
- 「陸地測量部作成の2万分の1迅速測図(富岡)」等

3. 承認済の成果品を、承認後3年以内に書籍等にそのまま転載する場合

承認を得た成果品を、承認の日から3年以内に、書籍やインターネットホームページ等へ転載する場合については、承認時の利用目的に添う利用の場合かつ成果品の内容の同一性が失われていない場合に限って、出典の明示により転載が認められます。

(例:紙媒体で作成した防災地図を、ウェブページにも掲載する場合)

承認後3年を過ぎた成果品を、上記1.(研究論文に掲載)2.(刊行物等に補助的に挿入)の範囲内で転載する場合は、地形の現況に沿った正確な地図かどうかを確認してから掲載してください。上記1.2.の範囲を超える利用の場合は、刊行されている最新の測量成果を利用して、新たな地図を作製しなおしてください。その場合、新たな承認申請が必要です。

(出典明示例)

「この地図は、国土地理院発行の5万分の1地形図を複製し、測量法第29条に基づく複製承認『平14総複、第 号』を転載したものである」等

完成した際には、総務課審査係あて送付してください。(書籍の場合は1部、ウェブページの場合はURL、テレビ番組の場合はVTR等)

Q23 業者に外注して作成させた地理情報の著作権はどのようになりますか。

A

前述(Q22)のように、著作権は創作した人が保有するため、原則、受注業者が保有します。

ただし、公共測量のように、発注者が公共測量作業規程等により詳細な仕様を詳細に提示し、受注者が単にそれに忠実に沿って作成した場合は、仕様を作成した発注者が成果についても著作権を保有すると考えられる場合があります。

政府が外注して作成した地理情報を提供するためには、複製権、公衆送信権や翻案権等の著作財産権を有する必要があります。

したがって、受注業者が著作権を保有すると考えられる場合、契約時にその著作財産権を発注者である政府に譲渡するとともに、発注者へ譲渡ができない著作者人格権については、受注業者に対し行使しない契約を締結する必要があります。



著作権法(昭和45年5月6日法律第48号、最終改正:平成15年7月16日法律第119号)

第二款 著作者人格権

(公表権)

第18条 著作者は、その著作物でまだ公表されていないもの(その同意を得ないで公表された著作物を含む。以下この条において同じ。)を公衆に提供し、又は提示する権利を有する。当該著作物を原著物とする二次的著作物についても、同様とする。

2 著作者は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる行為について同意したものと推定する。

一 その著作物でまだ公表されていないものの著作権を譲渡した場合 当該著作物をその著作権の行使により公衆に提供し、又は提示すること。

二 その美術の著作物又は写真の著作物でまだ公表されていないものの原作品を譲渡した場合 これらの著作物をその原作品による展示の方法で公衆に提示すること。

三 第二十九条の規定によりその映画の著作物の著作権が映画製作者に帰属した場合 当該著作物をその著作権の行使により公衆に提供し、又は提示すること。

3 著作者は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる行為について同意したものとみなす。

一 その著作物でまだ公表されていないものを行政機関(行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号。以下「行政機関情報公開法」という。)第二条第一項に規定する行政機関をいう。以下同じ。)に提供した場合(行政機関情報公開法第九条第一項の規定による開示する旨の決定の時までに別段の意思表示をした場合を除く。) 行政機関情報公開法 の規定により行政機関の長が当該著作物を公衆に提供し、又は提示すること。

二 その著作物でまだ公表されていないものを独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第百四十号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。)第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)に提供した場合(独立行政法人等情報公開法第九条第一項の規定による開示する旨の決定の時までに別段の意思表示をした場合を除く。) 独立行政法人等情報公開法

の規定により当該独立行政法人等が当該著作物を公衆に提供し、又は提示すること。

三 その著作物でまだ公表されていないものを地方公共団体に提供した場合（開示する旨の決定の時までに別段の意思表示をした場合を除く。）情報公開条例（地方公共団体の保有する情報の公開を請求する住民等の権利について定める当該地方公共団体の条例をいう。以下同じ。）の規定により当該地方公共団体の機関が当該著作物を公衆に提供し、又は提示すること。

4 第一項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

一 行政機関情報公開法第五条の規定により行政機関の長が同条第一号 ロ若しくはハ若しくは同条第二号 ただし書に規定する情報が記録されている著作物でまだ公表されていないものを公衆に提供し、若しくは提示するとき、又は行政機関情報公開法第七条の規定により行政機関の長が著作物でまだ公表されていないものを公衆に提供し、若しくは提示するとき。

二 独立行政法人等情報公開法第五条の規定により独立行政法人等が同条第一号 ロ若しくはハ若しくは同条第二号 ただし書に規定する情報が記録されている著作物でまだ公表されていないものを公衆に提供し、若しくは提示するとき、又は独立行政法人等情報公開法第七条の規定により独立行政法人等が著作物でまだ公表されていないものを公衆に提供し、若しくは提示するとき。

三 情報公開条例（行政機関情報公開法第十三条第二項 及び第三項 に相当する規定を設けているものに限る。第五号において同じ。）の規定により地方公共団体の機関が著作物でまだ公表されていないもの（行政機関情報公開法第五条第一号 ロ又は同条第二号 ただし書に規定する情報に相当する情報が記録されているものに限る。）を公衆に提供し、又は提示するとき。

四 情報公開条例の規定により地方公共団体の機関が著作物でまだ公表されていないもの（行政機関情報公開法第五条第一号 ハに規定する情報に相当する情報が記録されているものに限る。）を公衆に提供し、又は提示するとき。

五 情報公開条例の規定で行政機関情報公開法第七条の規定に相当するものにより地方公共団体の機関が著作物でまだ公表されていないものを公衆に提供し、又は提示するとき。

Q24 「二次的著作物」とはどのようなものですか。

A

「二次的著作物」とは、『著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案することにより創作した著作物』をいいます(著作権法第2条第11項)。

著作物性を有する地理情報を編集又は加工して作成された地理情報は、二次的著作物又は新たな独自の著作物となります。

二次的著作物の場合、その原著作物の著作権者の権利が及ぶため、利用者は著作権者と原著作権者の双方に許諾を得る必要があります。

そのため、提供する地理情報について利用者に編集又は加工を許諾したのものに関しては、それらの地理情報に関して政府の著作権が及ぶ可能性があります。

しかしながら、政府が提供する地理情報が編集又は加工を施されながら利用・流通することを考慮すると、利用者及び二次的著作物の利用者にとっても煩雑な許諾手続きが必要となり、実務上においても現実的ではないことから、原著作物の著作権者としての権利を行使(主張)しない又は出典を明示させるのみに留めることが望ましいといえます。



法令等

著作権法(昭和45年5月6日法律第48号、最終改正:平成15年7月16日法律第119号)

(定義) <抜粋>

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

11 二次的著作物 著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案することにより創作した著作物をいう。

(二次的著作物)

第11条 二次的著作物に対するこの法律による保護は、その原著作物の著作権者の権利に影響を及ぼさない。



事例

国土地理院発行の地図について

国土地理院の地図を使用して地図を作成する場合には、測量法第30条による使用承認を得なければならないとされています。なお、平成14年3月28日より、測量法第30条の承認を受けて作成した地図データベースから二次的な製品を作成する場合には、個別の申請の代わりに、作成の都度成果品を添えて報告するとともに各年度の四半期ごとに個別の製品のリストを提出するという手続きに変更されました。

資料:「測量法第30条の承認を得て作成された地図データベースを利用する場合の使用承認申請について(通知)」(国地総務発第570号、平成14年3月28日、国土地理院)

Q25

外部機関等が作成した地理情報を加工し、新たな地理情報を整備した場合、加工後の地理情報が二次的著作物であるか否かはどのように判断すればよろしいですか。

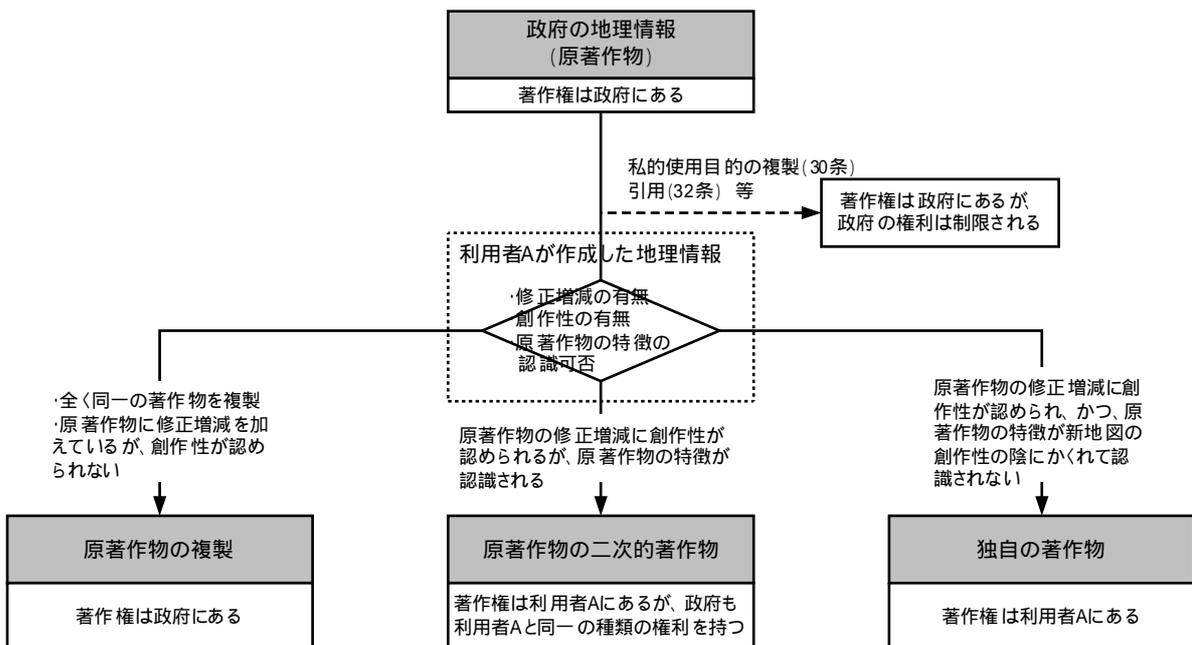
A

加工の程度、修正増減の有無等により、複製、二次的著作物*又は新たな独自の著作物と判断されます。二次的著作物か新たな独自の著作物かの判断については、作成した著作物がもととした著作物（原著作物）の特徴が認識されるか否かが重要となります。

なお、地図についてはその表現方法、著作物性に関して他の著作物と異なり限定されることや、それぞれのケースにおいて様々な要素から総合的に判断されますので、最終的には司法の判断を仰ぐこととなります。

いずれにしても、原著作物の著作権者に問い合わせることが望ましいといえます。

また、原著作権者として利用者から二次的著作物の判断を求められた場合、その判断は司法に委ねられることとなりますが、原作者として加工後の地理情報の利用目的や第三者への提供条件等を勘案し、どこまでの範囲を許諾するかを提示する必要があります。



注) 過去の判例などを参考に検討したものであり、個々の地理情報についての著作物性や創作性等の判断は司法に委ねられます。



二次的著作物についてはQ24を参照してください

Q26

他の機関と共同で地理情報を整備しようと考えています。どのような点について事前に調整を行う必要がありますか。

A

共同で整備された地理情報が各人の寄与を分離して個別的に利用できない場合には、著作権法上の共同著作物*と考えられます。このような場合、すべての整備した機関が同一の著作権を共同することになります。したがって、整備された地理情報の複製や加工、二次利用などにおいては、共同著作者全員の合意が必要となります。

そのため、事前に整備後の著作権の行使のあり方や著作財産権の持分割合について事前に調整しておくことが望ましいといえます。



法令等

著作権法(昭和45年5月6日法律第48号、最終改正:平成15年7月16日法律第119号)

(定義) <抜粋>

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

12 共同著作物 二人以上の者が共同して創作した著作物であつて、その各人の寄与を分離して個別的に利用することができないものをいう。

(共同著作物の著作者人格権の行使)

第64条 共同著作物の著作者人格権は、著作者全員の合意によらなければ、行使することができない。

2 共同著作物の各著作者は、信義に反して前項の合意の成立を妨げることができない。

3 共同著作物の著作者は、そのうちからその著作者人格権を代表して行使する者を定めることができる。

4 前項の権利を代表して行使する者の代表権に加えられた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

(共有著作権の行使)

第65条 共同著作物の著作権その他共有に係る著作権(以下この条において「共有著作権」という。)については、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、その持分を譲渡し、又は質権の目的とすることができない。

2 共有著作権は、その共有者全員の合意によらなければ、行使することができない。

3 前二項の場合において、各共有者は、正当な理由がない限り、第一項の同意を拒み、又は前項の合意の成立を妨げることができない。

4 前条第三項及び第四項の規定は、共有著作権の行使について準用する。

Q27

様々な機関が整備した地理情報から、利用目的に応じたレイヤを抽出し、新たな地理情報を作成しました。この場合の著作権はどのようになりますか。

A

整備された地理情報は、著作権法上、編集著作物*であると考えられます。編集著作物としては、百科事典、辞書、新聞や雑誌など多様な情報を編集したものが例に挙げられます。

この場合、それぞれのレイヤの著作権はそのレイヤの著作権者が保有し、また新たに整備した地理情報全体は一つの編集著作物として、その地理情報を編纂、編集した者が著作権者となります。

そのため、第三者がこれを利用する場合、各レイヤの著作権者や編集した著作権者から許諾を得る必要があります。ただし、ある特定レイヤの情報のみを利用する場合等にはそれに該当する著作者の許諾を得ればよく、編集著作物から許諾を得る必要はありません。

したがって、このような編集著作物である地理情報の提供にあたっては、作成した地理情報及び各レイヤについて、その利用制限や著作権者等を明示することが望ましいといえます。



事例

統計GISプラザ

<http://gisplaza.stat.go.jp/GISPlaza/>

総務省統計局のWebサイト「統計GISプラザ」は編集著作物であり、編集著作物である旨とそれぞれの地図データに関する著作権者が「使用条件」として明記されています。

使用条件 < 抜粋 >

1 著作権について

本サイトは編集著作物として、著作権の対象となっていますので、著作権法（昭和45年法律第48号）及び国際条約により保護されています。



法令等

著作権法（昭和45年5月6日法律第48号、最終改正：平成15年7月16日法律第119号）

（編集著作物）

第12条 編集物（データベースに該当するものを除く。以下同じ。）でその素材の選択又は配列によつて創作性を有するものは、著作物として保護する。

2 前項の規定は、同項の編集物の部分を構成する著作物の著作者の権利に影響を及ぼさない。

III.6 提供に際し留意すべき点(提供条件の設定)

Q28

「加工」と「無加工」の判断はどのようにしたらよいのですか。具体的な判断基準例を教えてください。

A

「加工」と「無加工」の判断基準として明確に示されたものではありませんが、著作権法上、多少の修正増減があっても著作物の同一性を変じないかぎり、同一物の複製（無加工）にあたるとされています。

「加工」、「無加工」の判断に関わらず、著作権者として利用者にどの範囲まで利用を許諾するかを明確に示すことが必要です。特に、フォーマット変換、レイヤ抽出、一定範囲のトリミングなど、地理情報を利用する上で頻繁に利用する手法については、あらかじめ提示しておくことが望ましいといえます。

例えば、国土地理院においては、測量法上の「そのまま複製」とみなすものに対する解釈が示されています（次頁参照）。



法令等

測量法第 29 条における「そのまま複製」とみなすものの解釈

(そのまま複製とみなすもの)

第 3 条 法第 29 条の規定に基づく承認の申請に係る行為(以下「複製行為」という。)が、当該申請において複製しようとする基本測量成果(以下「原成果」という。)に対し、少量の情報の付加若しくは削除、又は微少な表現方法の変更等に止まるものであって、複製行為によって精算される新たな成果(以下「新成果」という。)が、一見して原成果と同一と判断される場合は、同条後段に規定するところのそのまま複製する行為とみなすものとする。なお、媒体の種類を問わず、簡便な処理により、新成果から原成果と同様なものが再生できる場合も同様とする。

測量法第 29 条の規定に基づく承認取扱要領の運用及び解釈

第 3 条関係

- 1 「少量の情報の付加若しくは削除」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。
 - 一 原成果に表現されている情報に対し、地かく、地ぼう又は地物の現状修正(注記の加除修正を含む)をする場合
 - 二 原著作物に表現されている情報に対し、別の主題(目的)情報が少量しか付加若しくは削除されていない場合
- 2 「微少な表現方法の変更等」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。
 - (1) 数値以外の情報の場合
 - 一 原成果の全部又は一部の縮尺を 50% から 200% の範囲で縮小又は拡大する場合
 - 二 原成果の全部又は一部の色調を変更する場合
 - 三 原成果の全部又は一部の区域を接合若しくは分割する場合
 - (2) 数値の情報の場合
 - 一 原成果の全部又は一部の情報の形式又は配列を変更する場合
 - 二 原成果の全部又は一部の色調を変更する場合
 - 三 原成果の全部又は一部の区域を接合若しくは分割する場合

出所:「測量法第 29 条の規定に基づく承認取扱要領」平成 11 年 3 月 29 日 国地達第 7 号

Q29 地理情報の提供に際し、利用約款にはどのような内容を記載すればよいですか。

A

利用約款は、地理情報の提供者である政府と個々の利用者（国民）との間の契約行為となるため、その内容は原則として自由に設定することができます。

提供する地理情報の目的や特徴により異なりますが、一般的には以下のような項目が含まれています。このほか、利用約款ではわかりにくい利用制限の範囲の具体事例、システム・データの利用操作方法などについては、別途提示することが望ましいといえます。

- 目的 …………… 地理情報を提供する目的
- 定義 …………… 約款で利用する言葉の定義
- 適用範囲 …………… 当該約款が及ぶ範囲の規定
- 利用制限 …………… 利用者が不可能な利用方法や目的を提示
- 注意事項 …………… 地理情報の精度や作成年次、正確性などに関して保証するものではないことなど注意事項
- 禁止事項 …………… 当該地理情報の利用に関し禁止する事項。例えば、他人の権利を侵害する目的・手段・方法での利用、公序良俗に反するような利用等、最低限の利用に関して禁止する事項
- 免責事項 …………… 当該地理情報を利用したことによる利用者の損失・損害等に関する免責。あるいは利用者が当該地理情報を利用し第三者に損害・損失を与えたことに対する提供主体の免責。
- 著作権等 …………… 提供する地理情報等の著作権の行使に関する提示
- 個人情報等 …………… 個人情報に関する取り扱いに関する事項
- 約款の変更 …………… 約款の変更に関する規定
- 停止・変更 …………… 提供サービスの充実やシステム保守などによるサービスの停止や変更に関して、ことわりなく行われることがあることを明示。
- 罰 則 …………… 利用約款に関する訴訟の所管裁判所や罰則規定などを明示。



利用約款への同意について(免責事項)

利用約款において、免責に関する条項を記載する場合、画面上に記載しておくだけでは足りず、利用者にも同意させることが必要と考えられます。例えば、ソフトウェアライセンスの場合は、まず使用許諾契約の画面で「同意する」をクリックしなければ、そこからの先のインストール等ができないように、利用者の同意の有無を確認しています。

このように、利用者の「同意」を外形的行為で客観的に表示させることが必要であり、条文中に、『本サイトを利用することで、本約款に同意したとみなします。』といった条文を盛り込む場合は、利用者に対して、その約款の存在を知ることができるよう配慮が必要です。



利用約款等の事例については、巻末の資料4を参照してください

Q30

「有償の価格は実費の範囲」とはどの部分までを範囲としてよいのでしょうか。
また、どのような算出根拠となっているのでしょうか。

A

「行政情報の電子的提供に関する基本的な考え方（指針）」では、電子的提供に伴う料金として、国民に広く提供する情報は、原則無料で提供するとしながらも、『利益を受ける者が特定の者に限られ、電子的に提供に係る経費として相当の額を要する場合には、原則として提供に係る経費の実費を利用者負担とする。』としています。

ただし、負担に係る経費については、情報公開法上の開示請求手数料、開示実施手数料以外に、実費の範囲や著作権使用料などの算出根拠を明確に規定されているものではありません。

なお、実費の範囲として、地理情報を保存するための CD-ROM や MO などの記憶媒体、送料、データ抽出等の記憶媒体への複製のための人件費、その他提供のためのシステム維持管理費などが考えられ、原則、地理情報の整備費は充当されません。

行政情報を市販*する場合、開示請求の対象とならない「不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの」を市販という方法で流通させることには、法律の根拠は不要と考えられますが、適正な販売価格とするよう配慮が必要です。



事例

行政情報の市販

・財務省印刷局発行の政府刊行物の定価
= 製造コスト（印刷の人件費、印刷製本費）+ 流通経費（取次店や書店のマージン）
注）データ作成コストは原則として含まない

・国土地理院発行の地図の定価
= 著作権使用料 + 複製費用 + 販売費用 + 一般管理費 + 流通経費（販売手数料、送料）
注）国土地理院発行の地図の大半は、原版からの複製等の業務を（財）日本地図センターが行っている。著作権使用料は、国土地理院が作成した国有財産である原版を（財）日本地図センターが利用することに対するものであり、データ作成コストは原則として含まない。

Q31

インターネット上で、利用許諾の同意確認等を行う際、利用者の状況を把握するために氏名やメールアドレスを記入させたいと思いますが、問題ありませんか。

A

利用者の状況を把握する目的において、利用者の氏名を記入させる必然性は低く、性別、職業、年齢等それだけでは個人を識別できない情報であることが望ましいといえます。

また、メールアドレスは、それだけでは個人を識別できませんが、当該個人へ情報が送信することが可能であること、上記のような情報と一体的に取得する場合、「個人情報」に該当する可能性が高い情報である一方、地理情報の更新等利用者に有益な情報を提供するには有効な手段の一つであることから、行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律、行政機関個人情報保護法(平成17年4月1日施行)に基づいた取扱等が必要となります。

そのため、利用者から個人情報を取得する場合は、予め利用者に個人情報の取得の目的・利用範囲などを特定する必要があります。また、取得する個人情報の項目は、その目的の必要限度を越えない範囲としなければなりません。

入手した個人情報の取扱については、個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。特に入力された情報を第三者から閲覧・改ざんされないようセキュリティ対策を行っておく必要があります。



参照

行政機関個人情報保護法についてはQ5を参照してください

Q32

保有している地理情報を提供するためには、ガイドラインに記載されている事項のほか、どのような点に留意すればよろしいですか。

A

実際の提供にあたっては、利用者からの各種問い合わせへの対応や情報セキュリティ対策といった体制・運用面について検討する必要があります。

前者については、利用者からの様々な問い合わせに対応する窓口を設置し、適切に対応する必要があります。なお、提供する地理情報の内容やシステムの利用・操作説明など、利用者から反復して問い合わせのあることが想定される事項等については、あらかじめ提示することが望ましいといえます。

後者については、インターネットで各種情報を提供する際と同様、提供する地理情報が外部から改ざんされることのないよう十分な対策が必要です。このほか、内部業務において個人情報を含む地理情報を利用しており、それを個人情報を除くなど加工して提供する場合は、その加工に不備がないか十分に確認する必要があります。また、庁内利用におけるアクセス権の設定等、内部から情報が流出することを防ぐための技術的措置やモラルの徹底が必要です。

Q33

提供ガイドラインに準じて地方公共団体でも提供することができますか。その際、どのような点を注意したらよいですか。

A

地方公共団体が保有する地理情報の提供については、基本的に地方公共団体の判断に委ねられるものですが、提供ガイドラインに準じて地理情報を提供することは可能です。

その際、地方公共団体の業務に関連する法令及び各地方公共団体で定めている条例等に基づき、地域の実状に応じて判断しながら進めることが必要となります。特に、市町村においては、多くの個人情報を取り扱いながら業務を遂行することになります。そのため、地理情報の提供にあたっては、個人情報保護や情報セキュリティポリシーを明確にした管理を行うことが重要になります。

また、地方公共団体が保有する地理情報は、特定の事業目的や国からの補助金等により整備されている場合があるため、整備の根拠となる個別の法令との関係にも配慮が必要となります。

地方公共団体の業務に関連する主な法令

公有財産の扱い・・・地方自治法、地方財政法、補助金適化法
守秘義務*・・・・・・・・地方税法、地方公務員法

各種条例等として

情報公開条例、個人情報保護条例、情報セキュリティポリシー 等

整備の根拠となる法令

測量法、国土調査法、道路法、河川法 等



法令等

地方税法(昭和25年7月31日法律第226号、最終改正:平成16年3月31日法律第17号)

(秘密漏えいに関する罪)

第22条 地方税に関する調査に関する事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は窃用した場合には、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

地方公務員法(昭和25年12月13日法律第261号、最終改正:平成15年7月16日法律第119号)

(秘密を守る義務) <抜粋>

第34条 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。



統合型GIS全体指針(総務省自治行政局地域情報政策室 平成 13 年 7 月 12 日) <抜粋>

第5 その他特に留意すべき点

統合型GISの実現に際し、特に留意すべき点について以下に示す。

1. 個人情報保護との関係

統合型GISにおける共用空間データの利活用に関しては必ず個人情報の保護に配慮しなければならないが、庁内においては、行政の効果を高めるために地方公務員法34条のもとで積極的に活用することが求められる。ただし庁外へ提供するに際しては、個人情報保護のための審査会等による判断に従うことが必要である。

2. 地番現況図及び家屋現況図を共用空間データとして活用する際の留意点

不動産登記法第17条地図や航空写真を基に固定資産税部局において整備された、いわゆる地番現況図(筆界・地番が表示されたもの)及び家屋現況図(家屋の屋根形状・家屋番号が表示されたもの)を共用空間データとして活用することにより、統合型GISの整備に係る初期投資の抑制効果が期待される。

ただし、地番現況図及び家屋現況図の共用空間データへの活用に当たっては、土地の筆界や建物に係る権利関係を証するものではないこと並びに地籍調査の成果を基にしている場合には測量的な精度を期待できないことを事前に明らかにしておく必要がある。

また、地番現況図及び家屋現況図の共用空間データへの活用に際しては、地方公務員法第34条第1項、地方税法第22条の守秘義務規定の趣旨にも十分配慮しつつ、各地方公共団体において実情に応じて判断しながら進めることが必要である。

3. セキュリティに関する点

統合型GISは、共用空間データの管理・運用だけではなく個別情報もシステム上で連携するため、外部からの侵入には十分配慮したものとしなければならない。外部接続に対するファイアウォールだけではなく、端末の管理、利用者の管理等セキュリティポリシーを明確にした管理を行うことが重要である。

Q34

国の補助金等により地方公共団体が整備した地理情報の取扱はどのようにしたらよいですか。

A

行政投資の多重投資を回避する観点から、補助金等（補助金、負担金、利子補給金など）を活用して特定の目的のために整備した地理情報であっても、その目的を既に満たし支障を及ぼさない範囲において、様々な用途に使用していくことは、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（補助金適正化法）の趣旨に反するものではなく、むしろ行政の多重投資の回避という観点から、政府は積極的にその活用を奨励すべきことを広く周知する必要があります。

補助金適正化法で財産処分の制限を行っている趣旨は、補助目的の達成を図るため、補助事業者は補助事業等により取得した財産を補助金交付の目的に反して使用等をしてはならない、ということです。しかし、電子化され無形財産である地理情報は、様々な用途に使用することにより、その財産価値はむしろ高まっていくものであり、事業の本来の目的に支障を及ぼすものではなく、逆に、補助金交付の目的にしかこれらの行政情報が活用できなくなるならば、あらゆる地域、あらゆる分野で、行政の二重投資、多重投資が多発発生し、財政資金の効率的活用という見地から適当ではないといえます。

地理情報のより積極的な活用を図るため、また、この旨を知らずに、地理情報の流通を阻害している例があることから、制度運用の円滑化を目的に、地理情報の整備に係る補助金を所管している国の各府省は、その補助金交付要綱等において、GISにおける地理情報の利用を補助金交付の目的の一つとして追加するか、あるいは、その利用を妨げない旨を明記することが望ましいといえます。



法令等

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律

(昭和30年8月27日法律第179号、最終改正:平成14年12月13日法律第152号)

(定義) < 抜粋 >

第2条 この法律において「補助金等」とは、国が国以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。

- 一 補助金
- 二 負担金(国際条約に基く分担金を除く。)
- 三 利子補給金
- 四 その他相当の反対給付を受けない給付金であつて政令で定めるもの

(関係者の責務) < 抜粋 >

第3条 各省各庁の長は、その所掌の補助金等に係る予算の執行に当つては、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、補助金等が法令及び予算で定めるところに従つて公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない。

2 省略

(財産の処分の制限)

第22条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行例

(処分を制限する財産)

第13条 法第22条に規定する制令で定める財産は、次に掲げるものとする。

- 一 不動産
- 二 船舶、航空、浮標、浮さん橋及び浮ドック
- 三 前二号に掲げるものの従物
- 四 機械及び重要な器具で、各省各庁の長が定めるもの
- 五 その他各省各庁の長が補助金等の交付の目的を達成するために特に必要があると認めて定めるもの

Q35

政府が保有する地理情報のうち、インターネットで提供されている情報には、どのようなものがありますか。

A

平成16年5月現在、インターネットで提供されている政府の地理情報は、以下のようなものがあります。詳細については巻末の資料3を参照してください。



インターネット提供が実施されている政府の地理情報

総務省

- ・国勢調査町丁・字等別境界データ
 - ・国勢調査町丁・字等別結果
- (上記、いずれも「統計GISプラザ」より提供)

財務省

- ・国有財産台帳付属図面
 - ・国有財産現在額口座別調査
- (「国有財産情報公開サービス」より、機密上、保安上問題がないものについて「国有財産一件別情報」として提供)

文部科学省

- ・強震観測網データ
- ・基盤的地震観測網データ(高感度地震観測,広帯域地震観測)
- ・地すべり地形分布図データベース

農林水産省

- ・市町村別等農林水産統計(「わがマチ・わがムラ - 市町村の姿 - 」として提供)

経済産業省

- ・地質標本データベース(「地質標本登録データベース」として提供)
 - ・地質文献データベース(「日本地質データベース(新)GEOLIS+」として提供)
 - ・世界地質図索引図データベース(「外国地質図データベース」として提供)
 - ・日本地質図索引図データベース
- (2004年度から「日本地質文献データベース(新)GEOLIS+」に統合化して提供)
- ・岩石物性値データベース
- (上記、いずれも「RIO-DB」より提供)

国土交通省

- ・国土数値情報
- ・街区レベル位置参照情報
- ・法人土地基本調査
- ・土地分類調査及び水調査(成果図及び簿冊)
- ・地質断面図(「三大都市圏地盤断面図」として提供)
- ・深井戸台帳(「全国地下水資料台帳」として提供)
- ・地価公示

- ・都道府県地価調査
- ・河川環境情報データベース
- ・カラー空中写真

国土交通省国土地理院

- ・基本基準点成果
- ・数値地図 25000 (空間データ基盤) (「数値地図(空間データ基盤)の閲覧」として試験公開)
- ・数値地図 2500 (空間データ基盤) (「数値地図(空間データ基盤)の閲覧」として試験公開)
- ・地球地図
- ・NOAA 植生指標データ
- ・重力異常図 (「重力データ」として提供)
- ・地磁気測量成果 (「地磁気データ」として提供)
- ・航空写真画像データ (試験公開)

国土交通省気象庁

- ・雲画像 (リアルタイムデータ)

国土交通省海上保安庁

- ・500mメッシュ水深データ
- ・海洋観測 (水温、塩分、海流等) (旧データ・海洋情報 (J-DOSS))
- ・航空写真

環境省

- ・環境情報 (「環境GIS」として提供)
- ・第1類型 国民保養温泉地域
- ・第2類型 自然環境保全基礎調査 (現存植生図、干潟分布図、サンゴ礁分布図等)

注)インターネット提供の方法としては、ダウンロードによる提供の他に、閲覧や入手手続き等をインターネットで行えるものがあります。

資料 1

政府の地理情報の提供に関するガイドラインについて

平成 15 年 4 月 17 日
地理情報システム (GIS) 関係省庁連絡会議申し合わせ

「GIS アクションプログラム 2002-2005」(2002 年 2 月 20 日 地理情報システム (GIS) 関係省庁連絡会議決定)に基づき、政府の地理情報の流通促進のため、その提供にあたっては下記の「政府の地理情報の提供に関するガイドライン」に沿って行うものとする。

記

政府の地理情報の提供に関するガイドライン

1. はじめに

1. 本ガイドラインの位置づけ

国土空間データ基盤をはじめとする政府の保有する地理情報は、「公用物」として行政内部で利用されるのみならず、道路や公園のように国民や企業等が直接に活用し便益を受けることのできる「公共用物」としての性格を併せ持つ国民共有の貴重な資産であるため、積極的に国民に広く提供することが求められている。

しかしながら、電子的提供の可否や条件等が明確でないため、地理情報を提供する部局において提供を躊躇してしまう例があり得る。

そのため、本ガイドラインは、このような状況に鑑み、政府の地理情報の提供方法を明確にし、透明・公正なルールのもと地理情報の流通を促進するために策定するものである。

2. 本ガイドライン策定の背景と意義

(1) 本ガイドライン策定までの流れ

政府の保有する情報の公開は、行政改革の一環として検討が進められてきており、平成 11 年には、政府の国民に対するアカウンタビリティの確保を目的として、行政文書の開示義務を定めた「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(情報公開法)が制定された。

また、政府部門の情報化(いわゆる電子政府化)の観点からは、平成 12 年に「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」(IT 基本法)が制定され、経済構造改革の推進や豊かさを実感できる国民生活の実現等を目指した必要な措置が定められた。

その後、行政情報の電子的提供を具体化する計画等として、平成 13 年に「e-Japan 戦略」、「e-Japan 重点計画」、「行政情報の電子的提供に関する基本的考え方(指針)」等が策定され、平成 14 年には「e-Japan 重点計画-2002」が策定された。これらの中で、国民、企業等の社会・経済活動に有益な情報資源の充実に資する観点から、行政情報の電子的提供を積極的に推進していくことが施策として明示された。このように、行政情報の電子的提供は、「行政情報の公開」と「行政の情報化」という 2 つの国家戦略の中で、急速に進みつつある。

こうした流れを踏まえ、地理情報システム (GIS) 関係省庁連絡会議においては、平成 12 年に、政府の地理情報についてインターネットによる無償提供を基本とする旨申し合わせるとともに、平成 14 年に GIS に関する今後 4 年間の行動計画を示した「GIS アクションプログラム 2002-2005」を決定し、地理情報の提供方法に係るガイドラインを作成することが明示された。

本ガイドラインは、この記述を受け、作成したものである。

(2) ガイドライン策定の意義 - なぜ、地理情報を対象としたガイドラインが必要なのか -

行政情報の電子的提供については「情報公開法」や「IT 基本法」等の法令・計画等に基づき進められてきたが、行政情報の 1 つである地理情報は、その特質から、上記法令・計画等に基づくだけでは十分に流通を促進できない可能性がある。

まず、地理情報の整備から提供に至る権利の問題がある。地理情報は、さまざまな主体が創作・整備した成果の積み重ねで成り立っているものが多い。たとえ政府が提供主体であったとしても、その成果を提供する際には、著作権に関わるさまざまな権利処理を避けることはできない。昨今の社会全体における知的財産の保護の重要性に鑑みれば、その点を意識することの重要性はますます高まっている。

次に、第三者による地理情報の利用に係る問題がある。行政情報の多くは公開することで政府の責務が果たされるのに対し、地理情報は、提供後に利用者が複製・加工をして有償又は無償で配布すること（いわゆる二次利用）のニーズが非常に高いものである。それら二次利用のニーズも踏まえた提供の在り方が求められる。

このように、行政情報の中でも地理情報は、加工を加えられながら流通することが多いという特質を持ち、それゆえに検討すべき事項も多い。そのため、地理情報を対象とした提供に関するガイドラインが必要である。

なお、本ガイドラインが対象とする地理情報は、著作物性のある地理情報であり、「国土空間データ基盤」を主としているが、その他の空間情報についても国民等のニーズの動向も踏まえ検討する。

11. 基本方針

各府省が保有している地理情報は、それぞれの行政目的を達成するためのみならず、個人、企業等からの利用ニーズも高く、社会・経済活動に有益な情報であるため、個人、企業等に不利益が生じ又は行政活動等に重大な支障が生じるおそれがある場合を除き、原則として、インターネットを通じて無償提供することとしているが、個人や民間等の創作性を十分に発揮させるため、その利用方法については極力制限を設けないものとする。

また、政府のアカウントビリティを確保する観点から、原則として、政府が保有する地理情報の所在、提供可否、提供方法、提供条件（利用制限等）等をインターネットで明示するものとする。具体的には以下の通りである。その際、提供できない場合や利用制限を設ける場合、又は有償提供とする場合には、その理由を明示するものとする。ただし、所在情報を提供するだけで、情報公開法に定める不開示情報を開示することとなる場合にはこの限りではない。

1. 所在情報の提供

政府は自らの諸活動を国民に説明する責務があることから、地理情報の所在情報は、提供の可否にかかわらず、メタデータをクリアリングハウスに登録するなどして、能動的に提供するものとする。ただし、前記ただし書きに該当する場合にはこの限りでない。

2. 提供を可能にするための配慮（不開示情報、著作権処理）

地理情報の提供に際しては、精度等を勘案し、個人情報保護や国のセキュリティの確保、行政機関の事務・事業への配慮等、情報公開法に定める不開示情報に該当しない状態にするよう留意する。また、提供しようとする地理情報の著作権の所在と権利行使について、予め、関連する主体と調整を行っておくものとする。地理情報を提供できない場合には、その理由を明示するものとする。

3. 提供方法

インターネットは、地理情報を国内・海外を問わず迅速、効率的に提供でき、また提供に係るコストの削減を可能にするものであり、提供方法として優れている。更に近年のブロードバンド化の飛躍的な進展により、より大容量の地理情報をインターネット経由で提供する環境が整いつつある。そのため、政府の地理情報はインターネットにより無償で提供することを今後とも基本とするが、例外として地理情報をインターネット以外の手段のみで、又は、有償で提供する場合には、その理由と対価等をインターネット上で公開するものとする。

4. 提供条件の設定（利用制限）

政府の保有する地理情報は、「公用物」として行政内部で利用されるのみならず、「公共用物」としての性格を併せ持つため、広く国民に還元されるべきものである。そのため、特別な理由のな

い限り、個人や民間等の創作性を最大限発揮できるよう、極力利用制限を設けないものとする。また、地理情報の利用制限を設ける場合には、その理由を明示するものとする。

III. 提供に際し留意すべき点

前記の「提供を可能にするための配慮」、「提供条件の設定」については、具体的に以下の事項に留意するものとする。

1. 個人情報の保護

政府の保有する地理情報を提供する際には、情報公開法に基づく保護すべき個人情報等の有無、開示の公益性等を勘案し、必要な場合には所要の加工を施すこととする。

政府の保有する地理情報を提供する際には、情報公開法に基づき保護されることとされている特定の個人を識別することができる情報（個人識別情報）や公にすることにより個人の権利利益を侵害するおそれのある情報に該当しないかどうかを確認する。

地理情報の中には、それ自体では直接、個人識別情報に該当しないものであっても、他の情報との簡単な重ね合わせ、または照合により、特定の個人を識別することができるようになる情報もあるので注意を要する。

個人識別情報や個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であっても、開示の公益性が優先されることにより、提供可能となる場合がある（例えば、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報など）。

2. 国、公共の安全の確保

政府の保有する地理情報を提供する際には、当該地理情報を提供する機関が、国家中枢機能や危機管理機能、防衛機能、防災機能、ライフライン機能の施設の詳細な地図等、情報公開法で不開示とされている、国の安全が害されるか、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれのある情報が含まれていないかを関係機関と相談・協議のうえ確認し、必要な場合には所要の加工を施すこととする。

3. 行政機関の事務・事業への配慮

政府の保有する地理情報を提供する際には、絶滅のおそれのある動植物の分布図等、情報公開法で不開示とされている、行政機関の事務・事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報が含まれていないかを確認し、必要な場合には所要の加工を施すこととする。

4. 国有財産法上の取り扱い

国有財産法の規制の対象は、政府の保有する地理情報そのものではなく、その著作権であるとされている。そのため、政府が自身の保有する地理情報をインターネット等により無償で提供する行為は、国有財産の処分にはあたらないため、情報の提供は可能である。

有償で配布したいとの申し出があるなど財産としての価値が顕在化した場合は、その時点で、当該地理情報を管理する部署は国有財産を管理する部署と協議し、利用を許可したい場合には国有財産の行政財産としての登録を行い、管理を開始することとなる。なお、その際は、行政財産としての用途又は目的を妨げない限度において使用を許可し、国は国有財産使用料を徴収することができる。

5. 著作権の所在の明確化

国の地理情報は、一般に、提供する機関が整備しているものが殆どであるが、地理情報自体がさまざまな主体が創作・整備した成果の積み重ねで成り立っているものが多いため、提供の際には、紛争の未然防止のため、当該地理情報の整備に関わった主体との間で、予め著作権の所在や、その利用行為について契約を行う等について明確にしておかなければならない。

(1) 提供する機関のみで直営で整備した地理情報の場合（委託によらず国の職員が作成した地理情報の場合）

提供する機関のみで直営で整備した地理情報は、提供する機関が著作者人格権及び著作権を有

するため、その利用の態様は提供機関のみで決定できる。

(2) 提供する機関が第三者に委託して整備させた地理情報の場合

測量会社等に委託して整備させた地理情報を提供する場合には、原則として測量会社等が著作者となるため委託契約の中で著作者人格権及び著作権の所在、著作権の利用行為について契約を行う等明確にしておく。そうでなかった場合には提供の前に同様の整理を行う。

(3) 提供する機関が、他の機関、地方公共団体、民間企業等の地理情報を加工して整備した地理情報の場合

提供する機関が、他の国の機関、地方公共団体や民間企業（以下、外部機関等と略す）の地理情報を加工して新たに地理情報を整備する場合には、まず、加工することについて事前に著作権者である外部機関等の許諾を得なければならない。また、加工によって創作された新たな地理情報は外部機関等の地理情報の二次的著作物となる可能性があるため、著作権上の取り扱いについて整理する。

外部機関等の地理情報の二次的著作物の場合には、その際に、提供の条件について十分調整を行う。

(4) 提供する機関が、他の機関、地方公共団体、民間企業等と共同で整備した地理情報の場合

提供する機関が、他の機関、地方公共団体、民間企業等と共同で創作・整備した地理情報の場合、それはお互いの共同著作物となり、基本的にはその著作者人格権の行使は著作者全員の合意によらなければならない。またその共同著作物の著作権の行使については他の共有者の同意を得なければならない。しかしながら利用のたびに著作権者全員の合意を得るとなると手続が煩雑になり、ひいては地理情報の円滑な提供・利用が阻害されることも考えられることから、共同著作物の提供を予定している場合には、予め、提供の手順や条件等について十分調整を行っておく。

6. 提供条件の設定（利用制限）

提供する機関が著作権を有する地理情報については、利用の許諾は提供する機関の判断によることとなるが、国の地理情報は、そもそも国民や企業等からの原資により整備された成果であり、また、公共用物として、より一層の活用が期待される資産であるため、その流通と円滑な利活用の促進のため、国は原則として以下のように利用に係る提供条件を設定する。

今後は、利用者の便を図るため、地理情報については、インターネットの画面上で約款を表示し利用者の確認を取ったり、約款と地理情報本体とを一体化したファイルの配布形式にするなどして、できるだけ別途の申請が不要となる形式で提供していくことが望ましい。

(1) 地理情報を「私的使用」のために複製・加工する行為（第三者に配布しない）

著作権法によれば、著作物を無断で複製されない権利（複製権）、無断で加工されない権利（翻案権）は著作権者が専有するが、著作権法における「私的使用」（個人的に又は家庭内その他これに準じる限られた範囲内において使用すること）の範囲の複製・加工であれば、利用者が著作権者の許諾なく複製することができる。政府の地理情報についても同様であり、「私的使用」の利用は申請不要で認められる。

(2) 地理情報を無加工のまま複製し配布する行為

（原本と殆ど相違の見られない加工や、成果物の価値創造にあたって殆ど寄与のない加工は、「無加工」とみなす）

A) 地理情報を無加工のまま複製し無償で配布する行為

（「無償」とは間接的にも利益を受けていない状況を指す。以下同様。）

政府の地理情報については、地理情報の円滑な流通・利活用の促進の観点から、出所の表示や地理情報の同一性が確保される限り、原則、約款等を附した上で、許諾するものとする。

既に例外的に国から許認可を得た機関が有償で提供している地理情報を、無加工のままであっても無断で複製し、第三者に提供する行為はいわゆるデッドコピーであり、著作権法の権利制限規定に該当しない限り違法である。

提供する機関と提供先との約款の記載内容としては、複製物を入手した者がもとの地理情報を特定できるように提供先の者が第三者への提供の際に付す約款に出所を表示すること、もとの地理情報について定められている利用制限があればそれを示すこと、複製・配布する者と第三者の間で生じた損害について国は責任を負わないこと等が考えられる。

B) 地理情報を無加工のまま複製し有償で配布する行為

政府の地理情報は原則としてインターネットで無償で提供することとしているが、既にインターネットで提供されている情報を無加工のまま複製し有償で配布する行為は、配布の申請の上、インターネットを利用できない者に対する選択肢の拡大等の公益性があれば、原則、許諾するものとする。その際には公平性の確保の観点から、有償の価格は実費の範囲とすることが望ましい。

既に例外的に有償で提供されている地理情報については、上記A)と同様の判断とする。

また、提供する機関と提供先との約款の記載内容については、上記A)と同様である。

(3) 地理情報を加工した上で配布する行為

(原本と殆ど相違の見られない加工や、成果物の価値創造にあたって殆ど寄与のない加工は、下記の行為とはみなさず、上記(2)に基づき判断する。)

A) 地理情報を加工した上で無償で配布する行為

地理情報を、個人や民間等が創意工夫して加工した上で無償で配布する行為は、政府の地理情報の流通や多様な利活用の促進という本来の目的に叶う行為であるため、原則、出所の表示や責任の所在等を記した約款等の添付を条件に、許諾するものとする。

既に例外的に有償で提供されている地理情報については、販売の際の約款に予め、加工の範囲や許諾条件を入れ込んでおくこととし、新たな手続きができるだけ発生しないよう配慮することとする。

B) 地理情報を加工した上で有償で配布する行為

地理情報を、個人や民間等が創意工夫して加工した上で有償で配布する行為は、新しいビジネスモデルの創造とそれによる国民生活の高度化・多様化という観点からは望ましい行為であるため、出所の表示や責任の所在等を記した約款等の添付を条件に、原則、許諾するものとする。

既に例外的に有償で提供されている地理情報については、上記A)と同様とする。

(4) 「加工」と「無加工」の境界について

「加工」と「無加工」の境界については、具体的な判断基準をインターネット上で明示することが望ましい。

「加工」と「無加工」の境界は、当該地理情報の性質によって大きく異なり、利用者の側からは判断しがたいこともある。しかしながら、例えば、フォーマットの変換等の行為はどちらの行為とみなすのか、どれくらいのトリミングから「加工」とみなすのか等、反復的に問い合わせのある事項については、その実績を踏まえ、具体的な判断基準をインターネット上で明示することが望ましい。

資料 2

今後の地理情報システム（GIS）の整備・普及施策の展開について

平成12年10月6日
地理情報システム（GIS）
関係省庁連絡会議申し合わせ

地理情報システム（GIS）は、行政、企業活動、国民生活の幅広い分野に大きな変革をもたらす21世紀の高度情報化社会の情報基盤であるとの認識にたち、政府は、本会議の枠組みのもと、その整備・普及を推進してきた。今般、「日本新生プラン」の重要課題として「IT革命の推進」が掲げられているが、GISは、ITの恩恵を広く国民生活に浸透させるために必要不可欠な基盤としてIT革命の推進上重要な役割を担うものである。

IT革命を推進するにあたっては、ハード面の整備のみならず、相互に利活用できるコンテンツの存在が不可欠である。GISの整備・普及は、地理情報を広範かつ利用価値の高いコンテンツとして流通させ、誰もができる限り自由に利活用できる社会を実現していくものであるが、その際、政府の保有する基盤的な地理情報をいかに早急かつ円滑に提供できるかが重要である。しかし、これまで期待に応えるだけの進捗を見ていないのが現状である。このため、政府の保有する基盤的な情報の電子化・提供の促進に重点を置き、関係省庁の密接な連携のもと、民間からの要望も踏まえつつ、さらに積極的かつ迅速に必要な施策を講じていく必要がある。

当会議は、以上のような認識にたち、GISの整備・普及を早急に図る観点から、必要な関連施策の展開につき、下記のとおり申し合わせることにする。

記

I 全体の進め方

「国土空間データ基盤の整備及びGISの普及の促進に関する長期計画」（平成8年12月）において規定された普及期の終わり（平成13年度）までに、「国土空間データ基盤標準及び整備計画」（平成11年3月：以下、「整備計画」という）に盛り込まれた事項を実現することを原則とする。

その際、「日本新生プラン」の実現のために、特に優先して行うべき事項、前倒しあるいは追加的に実施すべき事項を明確化し、重点的に実施する。
なお、官民の適切な役割分担のあり方に留意し、官民の連携のもと進めるとともに、国際ルールとの整合性を図る。

II 主要課題と対応方策

1. 地理情報の電子化

（基本的な考え方）

政府の保有する地理情報の電子化は、GIS整備・普及のための最も重要かつ基本的な課題であり、「整備計画」に示された「空間データ基盤標準」については、電子化を極力急ぐ必要がある。

道路データ、住所に対応する位置参照情報などについては、平成13年度までのスケジュール等を明確にしながら進める。

(具体的な施策の進め方)

道路データ

- ・道路中心線等を含む基盤的なデータとして、全国の都市計画区域については、平成12年度中に数値地図2500の整備を完了する。さらに、全国の1/25000地形図のデジタル化については、平成13年度中の整備を目指す。
- ・道路関係図面については、行政の高度化や効率化、民間経済活動への支援に配慮しつつ、平成13年度末を目途に電子化の仕様等に関する基本方針を定め、これに基づき、電子化を進める。

住所に対応する位置参照情報

(街区レベル)

- ・街区レベルの位置参照情報については、全国一律で一定以上の品質のものの整備が求められていることから、国土庁において、平成13年度までに全国分の整備を終了する。

(住所レベル)

- ・住居表示台帳データについては、個人情報保護等の観点からの検討が必要である。このため、関係省庁連絡会議において、GISに係る個人情報保護に関する考え方及びその措置等について平成12年度中に成案を得ることとし、それがまとまり次第、現在進められている個人情報保護法制に関する検討も踏まえ、住居表示台帳データの提供についてその可否も含め早急に結論を得られるよう、関係省庁において所要の検討を行う。

2. 地理情報の提供

(基本的な考え方)

政府が保有する地理情報については、個人情報保護やセキュリティの観点等から特別な理由のあるものを除き、各省庁は提供範囲、方法、条件等を明確にし、インターネットにより無償で提供することを基本とする。

(具体的な施策の進め方)

基盤的な地理情報については、原則として、普及期終了時まで、インターネットでの無償提供を実現することとするが、可能な限り情報公開法の施行(平成13年4月)にあわせて提供できるよう努める。主要データのインターネット提供開始時期は以下のとおりである。

データ名	整備主体	提供開始時期
街区レベルの位置参照情報	国土庁	平成12年度
国土数値情報	国土庁	平成12年度
数値地図2500	国土地理院	平成13年度
数値地図25000	国土地理院	平成14年度以降目途

3. メタデータの整備・公開

(基本的な考え方)

電子化された地理情報はもちろん、紙地図等のアナログ情報に関しても、地理情報標準に基づくメタデータの整備を早急に行うという基本的な考え方を踏まえ、今後、基盤的な地理情報を整備する際には、メタデータもあわせて整備することを徹底するとともに、データ本体の電子化に比べメタデータの整備が遅れているものの整備を急ぐ。

(具体的な施策の進め方)

基盤的な地理情報(平成13年度に整備するものも含む)に関するメタデータについては、データの電子化にあわせ、原則として、平成13年度中に整備する。ただし、情報公開法の施行(平成13年4月)を踏まえ、できる限り、平成12年度中に整備を前倒しする。

4. クリアリングハウスの整備と連携

(基本的な考え方)

政府部内での相互検索とそれによる重複投資の回避に加え、民間からの効率的な検索を可能とするよう、政府全体の地理情報に関するクリアリングハウス（地理情報クリアリングハウス）を整備する。当面は、国際標準を踏まえた米国の連邦地理情報委員会（FGDC）が採用している手法に基づき整備を進める。

地理情報クリアリングハウスは、国土地理院に設置するメタデータ検索システムと、同システムにより検索されるメタデータを登録するための地理情報を保有する省庁が設置するノードサーバーから構成される。ただし、各省庁が個別に検索システムを設置すること及び他省庁のノードサーバーを共同利用することを妨げない。

地理情報クリアリングハウスは、総務庁が整備・運用している総合案内クリアリングシステムとリンクする。

(具体的な施策の進め方)

国土地理院は、メタデータ検索システムを整備し、平成12年度中に地理情報クリアリングハウスの運用及びノードサーバーの設置やメタデータの整備に関する関係省庁への技術面の支援を開始する。

地理情報を保有する省庁は、地理情報標準に準拠したメタデータを整備し、ノードサーバーに登録するとともに、データの電子化及び提供の状況、メタデータの整備状況等について、国土地理院に報告する。

国土庁は、基本空間データに関するクリアリングハウスのあり方、技術の進展等を踏まえた次世代の地理情報クリアリングハウスのあり方等の検討も含め、地理情報の管理・流通を促進する観点から、引き続きクリアリングハウスの改善に関する検討を進める。

5. 技術的な課題

(基本的な考え方)

データの相互利活用を容易にするための標準やプロトコルの開発については、普及期中のデータ整備を促進させるため、できる限り速やかに進める。ただし、地理情報の電子化・提供、メタデータの整備、クリアリングハウスの整備等については、これらの開発が終了する前においても、積極的に進める。

GISの整備・普及にとって共通の基盤となる技術の開発については、普及期中に成果を得ることにより、本格的な全国展開に活用する。

(具体的な施策の進め方)

地理情報標準については、平成12年度内のJIS化を図るとともに、G-XMLについては、平成13年度前半のJIS化を図る。また、クリアリングハウスの検索手法の確定に向け、国内用拡張定義の検討を進める。

大容量データの圧縮伝送技術については、平成13年度内に成果を得る。

インターネットによる地理情報の相互利用については、データのダウンロードにとどまらず、データの重ね合わせや分析等が迅速に行えるようにすることが重要であることから、平成13年度におけるGISモデル地区実証実験において、具体的に検証する。

国民生活や企業活動における高精度での位置把握に資するため、GPS（汎地球測位システム）を活用した電子基準点データのリアルタイム提供を平成13年度からの3年間で実現するとともに、平成13年度のモデル地区実証実験において具体的検証を進める。

3次元GISに関する技術開発については、平成13年度中に実用化に向けた成案を得る。

6. 民間データの活用と品質評価の検討

(基本的な考え方)

地理情報の相互利用を促進するため、政府のデータを民間に提供するだけでなく、民間のデータの品質を評価し、適切な品質等を備えたものは行政でも活用することが可能な環境を早期に

整備する。

(具体的な施策の進め方)

国土地理院は、民間データに関する品質評価のあり方についての検討を進め、平成12年度中に検討成果をガイドラインとしてとりまとめる。この際、地図データの品質及び評価方法に関する国際標準案やGISモデル地区実証実験における検討成果を踏まえる。

関係省庁は、上記ガイドラインに基づき国土地理院が定める品質明示方法案を踏まえ、法令等に定められた地図の精度、品質等の考え方について、平成13年度中に必要な点検を行い、見直しを行うものとする。

7. 地域等への支援

(基本的な考え方)

地方公共団体等におけるデータ、メタデータ、クリアリングハウス等については、地方公共団体等によって整備されることが基本である。ただし、地方公共団体等の保有する地理情報の重要性、財政状況等を踏まえ、補完的に支援措置を講じていく必要がある。

我が国においてGISが本格的に普及していくためには、地域ごとのニーズや特色を活かしつつ、地域レベルにおけるデータ流通及び相互利用のための基盤を産学官等の連携により形成していく必要がある。

(具体的な施策の進め方)

地方公共団体において整備する地理情報の仕様について、GISモデル地区実証実験における検討も踏まえ、平成12年度中に成案を得る。

地方公共団体等の保有する地理情報のうち、民間からのニーズ等を踏まえ基盤的な地理情報であるにもかかわらず、整備・提供の進捗が十分でないものについて、平成13年度中に提供し得るよう、支援措置等の拡充を検討する。

GISモデル地区実証実験について、平成13年度の実施にあたっては、地域におけるデータ流通のための基盤形成を支援するという観点から、データ流通の核となるクリアリングハウスの構築など、内容を拡充する。

GIS地域推進母体に関する支援・育成の具体的な方向性について検討を進め、平成13年度中に成果をとりまとめる。

8. アプリケーションの開発

(基本的な考え方)

GISを活用したアプリケーションを開発することは、GISの必要性、有効性を示す上で効果的である。行政分野においても、行政課題の緊急性に応じ、アプリケーションの開発を急ぐ必要がある。

民間分野のアプリケーション開発は、民間の自主性に委ねることが基本である。ただし、非営利目的の活動に有用なものについては、必要な支援を検討する。

今後、政府の保有する地理情報の提供・流通が実現するにともない、流通している既存の地理情報をできる限り活用しながらアプリケーション開発等を進めていく。

(具体的な施策の進め方)

GISは、IT関連の情報ツールの中でも、住民に身近なものとなり得るものであることを踏まえ、平成13年度のGISモデル地区実証実験においては、地域の具体的な課題にGISを適用していく取り組みを支援していく。

特に、諸活動が複雑に展開されている都市地域においては、当該地域の重要な情報基盤として、都市をマネジメントするためのGISアプリケーションのプロトタイプ構築を進めていく必要がある。これは、官民のデータやこれまでに関係省庁で整備してきた技術等を集大成し、平成13年度に実施する。

III GISモデル地区実証実験について

関係6 省庁、地方公共団体、民間企業等の連携により、本年度から着手している「GISモデル地区実証実験」は、GISの整備・普及に関する重要な課題に関連し、普及期終了後のGISの展開のために必要な具体的検証のフィールドとしてきわめて重要である。

実験参加省庁は、平成13年度中に具体的な検討の成果を得るものとし、また、それ以外の省庁についても、関連施策の実施にあたっては、当該実験との連携を図りつつ、進めるものとする。

資料3 政府の地理情報の提供状況 [出所：第8回地理情報システム（GIS）関係省庁連絡会議（平成16年4月7日）資料]

国土空間データ基盤の整備状況（空間デ - タ基盤）

凡例 : 対応済み、×：未対応、-：対象外（調査中）

分類項目	デ - タ項目	デ - タ名称	関係省庁名	空間データ基盤の電子化状況						インターネット提供の実施	その他の提供方法
				整備対象（量）	平成14年度末の整備率（%）	平成15年度末の整備率（%）	更新の状況	電子納品の実施	メタデ - タの整備状況		
7. 測地基準点											
a) 国家基準点											
		水路測量標成果	国土交通省 海上保安庁	水路測量標等 約420点	100%	100%	随時	-	整備時期は未定	×	
		基本基準点成果	国土交通省 国土地理院	三角点 102,037点 水準点 21,405点 電子基準点 947点	100%	100%	随時				
b) 公共基準点											
		公共基準点成果	関係省庁					×（施策あり）	一部有		
1. 標高、水深											
a) 格子点の標高											
		数値地形標高（5mメッシュ）	農林水産省	農業振興地域（都市、森林等の重複地域を除く）	45%	52%	×		整備中	×	
		国土数値情報（自然地形メッシュ）	国土交通省	全国	100%	100%	未定				
		数値地図5mメッシュ（標高）	国土交通省 国土地理院	三大都市圏	70%	100%	未定			×	CD - ROMによる刊行 新規追加データ
		数値地図10mメッシュ（火山標高）	国土交通省 国土地理院	活動的火山及び潜在的爆発力を有する火山37火山	35%（13/37火山）	35%（13/37火山）	火山基本図を新規作成する度に追加する。			×	CD - ROMによる刊行
		数値地図50mメッシュ（標高）	国土交通省 国土地理院	全国	100%	100%	不定期			×	CD - ROMによる刊行
		数値地図250mメッシュ（標高）（1kmメッシュ（標高）と1kmメッシュ（平均標高）を含む）	国土交通省 国土地理院	全国	100%	100%	不定期			×	CD - ROMによる刊行
b) 水深											
		国土数値情報（沿岸海域メッシュ）	国土交通省	全国	100%	100%	未定				
		沿岸の海の基本図	国土交通省 海上保安庁	258図	100%	100%	未定	-		×	電子媒体により提供
		500mメッシュ水深デ - タ	国土交通省 海上保安庁	日本周辺海域	100%	100%	未定	-			オンライン・電子媒体により提供

分類項目	デ - タ項目	デ - タ名称	関係省庁名	空間データ基盤の電子化状況						インターネット提供の実施	その他の提供方法
				整備対象(量)	平成14年度末の整備率(%)	平成15年度末の整備率(%)	更新の状況	電子納品の実施	メタデータ整備状況		
		航海用電子海図	国土交通省海上保安庁	小縮尺航海用電子海図(全国)4版、大縮尺航海用電子海図(主要港)11版	100%	100%	毎月1回	-		-	CD-ROMによる刊行
		2万5千分1沿岸海域地形図	国土交通省国土地理院	74地区	7%	7%	未定			×	電子媒体等により提供予定
		1万分1湖沼図	国土交通省国土地理院	72湖沼	6%	6%	未定			×	電子媒体等により提供予定
		自然環境情報GIS	環境省	全国	100%	100%	未定			×	インターネットのダウンロードによる提供を検討中
c) 島しょの標高											
		国土数値情報(自然地形メッシュ)	国土交通省	(再掲)							
		沿岸の海の基本図	国土交通省海上保安庁	(再掲)							
		数値地図50mメッシュ(標高)	国土交通省国土地理院	(再掲)							
		数値地図250mメッシュ(標高)(1kmメッシュ(標高)と1kmメッシュ(平均標高)を含む)	国土交通省国土地理院	(再掲)							
ウ. 交通											
a) 道路区域界											
		道路関係図面	国土交通省	-	-	-	-	×	検討中	-	
		数値地図10000(総合)	国土交通省国土地理院	10,000km ²	80%	80%	5年周期で実施中			×	CD-ROMによる刊行
b) 道路中心線											
		道路関係図面	国土交通省	(再掲)							
		国土数値情報(道路)	国土交通省	全国	100%	100%	未定				
		数値地図25000(空間デ - タ基盤)	国土交通省国土地理院	(全国の都市計画区域外)	100%	100%	主要な地物を年1回更新				
		数値地図2500(空間デ - タ基盤)	国土交通省国土地理院	96,000km ² (全国の都市計画区域)	100%	100%	地方公共団体と連携し定期的な更新				
c) 鉄道中心線											
		国土数値情報(鉄道)	国土交通省	全国	100%	100%	未定				
		数値地図10000(総合)	国土交通省国土地理院	(再掲)							
		数値地図25000(空間デ - タ基盤)	国土交通省国土地理院	(再掲)							
		数値地図2500(空間デ - タ基盤)	国土交通省国土地理院	(再掲)							
d) 航路											
		国土数値情報(航路)	国土交通省	全国	100%	100%	未定				
		沿岸の海の基本図	国土交通省海上保安庁	(再掲)							

分類項目	デ - タ項目	デ - タ名称	関係省庁名	空間データ基盤の電子化状況						インタ - ネット提供の実施	その他の提供方法
				整備対象(量)	平成14年度末の整備率(%)	平成15年度末の整備率(%)	更新の状況	電子納品の実施	メタデータ - タの整備状況		
		航海用電子海図	国土交通省 海上保安庁	(再掲)							
		2万5千分1沿岸海域地形図	国土交通省 国土地理院	(再掲)							
I. 河川、海岸線等											
a) 河川区域界											
		国土数値情報(国土保全関連情報)	国土交通省	沿岸域のみ	100%	100%	未定				
		河川基盤地図(旧 河川現況台帳の図面)	国土交通省	全国の一級河川直轄管理区間	80%	80%	未定	×	整備時期は未定	×	「河川現況台帳の図面」から名称変更
b) 水涯線											
		河川基盤地図	国土交通省	(再掲)							
		数値地図10000(総合)	国土交通省 国土地理院	(再掲)							
		数値地図25000(空間デ - タ基盤)	国土交通省 国土地理院	(再掲)							
		数値地図2500(空間デ - タ基盤)	国土交通省 国土地理院	(再掲)							
c) 海岸線											
		国土数値情報(海岸線)	国土交通省	全国	100%	100%	未定				
		国土数値情報(行政界・海岸線)	国土交通省	全国	100%	100%	定期的に更新				
		航海用電子海図	国土交通省 海上保安庁	(再掲)							
		沿岸の海の基本図	国土交通省 海上保安庁	(再掲)							
		数値地図10000(総合)	国土交通省 国土地理院	(再掲)							
		数値地図25000(行政界・海岸線)	国土交通省 国土地理院	全国	100%	100%	年1回更新	-		×	CD - ROMによる刊行
		数値地図200000(海岸線・行政界)	国土交通省 国土地理院	全国	100%	100%	年1回更新	-		×	FDによる刊行
		数値地図2500(空間デ - タ基盤)	国土交通省 国土地理院	(再掲)							
		自然環境情報GIS	環境省	(再掲)							
d) 湖沼											
		国土数値情報(湖沼)	国土交通省	全国(短辺100m以上のもの)	100%	100%	未定				
		1万分1湖沼図	国土交通省 国土地理院	(再掲)							
		自然環境情報GIS	環境省	(再掲)							
e) 低潮線(干出)											
		沿岸の海の基本図	国土交通省 海上保安庁	(再掲)							
		航海用電子海図	国土交通省 海上保安庁	(再掲)							

分類項目	デ - タ項目	デ - タ名称	関係省庁名	空間データ基盤の電子化状況						インタ - ネット提供の実施	その他の提供方法
				整備対象(量)	平成14年度末の整備率(%)	平成15年度末の整備率(%)	更新の状況	電子納品の実施	メタデ - タの整備状況		
f) 河川中心線											
		国土数値情報(河川)	国土交通省	全国	100%	100%	未定				
		河川現況台帳の図面	国土交通省	(再掲)							
		自然環境情報GIS	環境省	(再掲)							
オ. 土地											
a) 筆界等											
		不動産登記法第17条地図等	法務省	全国	-	-	随時	×	×	×	不動産登記法第17条に規定する地図及び同法第24条ノ3に規定する地図に準ずる図面(以下「法17条地図等」という。)については、不動産登記法に従い広く一般に公開しているところであり、法17条地図等に係る電子データを国土基盤空間データとして提供することについては、不動産登記制度との調整等の検討が必要と考える。
		国有財産台帳付属図面	財務省	国有財産一件別情報	100%	100%	毎年1回更新	×	×		一部可(機密上、保安上問題がないものについて所在地、数量及び市販の地図を利用した位置情報等をホ - ムベ - ジで提供)
		地籍図	国土交通省	全国	-	-	-		一部	-	電子デ - タの提供は地方公共団体の判断による。
b) 森林区画界											
		国有林の森林計画図	農林水産省 林野庁	764万ha(全国有林)	1%	1%	計画区ごとに5年周期で更新	×	16年度より整備予定	×	紙ベース
		国土数値情報(森林地域)	国土交通省	全国	100%	100%	未定				
カ. 建物											
a) 公共建物及び											
		国有財産台帳付属図面	財務省	(再掲)							
		数値地図2500(空間デ - タ基盤)	国土交通省 国土地理院	(再掲)							
キ. 位置参照情報											
a) 地名に対応す											
		数値地図10000(総合)	国土交通省 国土地理院	(再掲)							
		数値地図25000(地名・公共施設)	国土交通省 国土地理院	全国	100%	100%	年1回更新			×	CD - ROMにより刊行
		数値地図2500(空間デ - タ基盤)	国土交通省 国土地理院	(再掲)							
b) 行政区画											
		国有林の森林計画図	農林水産省 林野庁	(再掲)							
		国土数値情報(行政区界・海岸線)	国土交通省	(再掲)							
		数値地図10000(総合)	国土交通省 国土地理院	(再掲)							
		数値地図25000(行政区界・海岸線)	国土交通省 国土地理院	(再掲)							

分類項目	デ - タ項目	デ - タ名称	関係省庁名	空間データ基盤の電子化状況						インタ - ネット提供の実施	その他の提供方法
				整備対象(量)	平成14年度末の整備率(%)	平成15年度末の整備率(%)	更新の状況	電子納品の実施	メタデ - タの整備状況		
		数値地図200000(海岸線・行政界)	国土交通省 国土地理院	(再掲)							
		数値地図2500(空間デ - タ基盤)	国土交通省 国土地理院	(再掲)							
c)統計調査区											
		基本単位区図形中心点	総務省	全国	100%	100%	5年周期	-		×	CD - R、MQ、磁気デ - プにより提供
		国勢調査町丁・字等別境界デ - タ	総務省	全国	100%	100%	5年周期	-			CD - R、MQ、磁気デ - プにより提供
		事業所・企業統計調査調査区境界デ - タ	総務省	全国	100%	100%	5年周期	-		×	CD - R、MQ、磁気デ - プにより提供
d)標準地域メッシュ											
		市町村別標準地域メッシュ・コ - ド一覧	総務省	全国	100%	100%	随時	-	×	×	CD - R、MQ、磁気デ - プにより提供
e)住所に対応する位置参照情報											
		基本単位区図形中心点	総務省	(再掲)							
		不動産登記法第17条地図	法務省	(再掲)							
		住所・緯度経度マッチングファイル	経済産業省	「全国、丁目及び小字」、「埼玉、千葉、東京及び神奈川の番地」	100%	100%	-	-	×		
		街区レベル位置参照情報	国土交通省	全国	100%	100%	15年度から毎年更新予定。				
		数値地図2500(空間デ - タ基盤)	国土交通省 国土地理院	(再掲)							
ク.公園等											
a)公園											
		数値地図2500(空間デ - タ基盤)	国土交通省 国土地理院	(再掲)							
		数値地図25000(空間デ - タ基盤)	国土交通省 国土地理院	(再掲)							
b)飛行場											
		国土数値情報(空港区域)	国土交通省	全国	100%	100%	未定				
		数値地図2500(空間デ - タ基盤)	国土交通省 国土地理院	(再掲)							
		数値地図25000(空間デ - タ基盤)	国土交通省 国土地理院	(再掲)							
ケ.その他											
a)地図画像											
		数値地図25000(地図画像)	国土交通省 国土地理院	全国	100%	100%	不定期	-			CD - ROMによる刊行
		数値地図50000(地図画像)	国土交通省 国土地理院	全国	100%	100%	不定期	-		×	CD - ROMによる刊行
		数値地図200000(地図画像)	国土交通省 国土地理院	全国	100%	100%	不定期	-		×	CD - ROMによる刊行

各省庁から登録のあったものを取りまとめたものである。

国土空間データ基盤の整備状況（基本空間データ）

凡例 : 対応済み、×：未対応、-：対象外
（調査中）

データ名称等	関係省庁名	データ項目	基本空間データの電子化状況						インタ-ネット提供の実施	その他の提供方法
			整備対象(量)	平成14年度末の整備率(%)	平成15年度末の整備率(%)	更新の状況	電子納品の実施	メタデータの整備状況		
防災情報（地震防災情報システム（DIS））	内閣府	防災情報の名称、所在等	全国	100%	100%	不定期			×	
国勢調査基本単位区別結果	総務省	人口、世帯数等	全国	100%	100%	5年周期	-		×	CD-R等による提供
事業所・企業統計調査調査区別結果	総務省	事業所数、従業者数等	全国	100%	100%	5年周期	-		×	CD-R等による提供
国勢調査に関する地域メッシュ統計	総務省	人口、世帯数等	全国	100%	100%	5年周期	-		×	報告書、CD-R等による提供
事業所・企業統計調査に関する地域メッシュ統計	総務省	事業所数、従業者数等	全国	100%	100%	5年周期	-		×	報告書、CD-R等による提供
国勢調査、事業所・企業統計調査等のリンクによる地域メッシュ統計	総務省	昼間人口、夜間人口等	全国	100%	100%	5年周期	-		×	報告書、CD-R等による提供
国勢調査調査区一覧表	総務省	所在地等	全国	100%	100%	5年周期	-		×	・紙による提供 ・一覧表の閲覧
事業所・企業統計調査調査区台帳	総務省	所在地等	全国	100%	100%	5年周期	-		×	・紙による提供 ・台帳の閲覧
国勢調査町丁・字等別結果	総務省	人口、世帯数等	全国	100%	100%	5年周期	-			CD-R等による提供
電波伝搬障害防止区域を表示した図面	総務省	重要無線通信の確保を図るため、総務大臣が指定する電波伝搬障害防止区域、高層建築物等の形状、構造、住所等	全国	100%	100%	-	-	×	×	全国の地方総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む）において専用端末により一般の閲覧に供している。
宇宙技術（VLBI）利用による高精度測位基準点データ	総務省	座標値：国際基準座標系におけるX,Y,Zの各値	全国	100%	100%	-	-		×	オンライン（WWWによる公開）学術目的利用に限定して利用可。
国有財産現在額口座別調査	財務省	国有財産の位置（登記上の表示・住居表示）等	全国	100%	100%	不定期	-	×		紙による提供と併せてホームページにおいて「国有財産一件別情報」として提供。
強震観測網データ	文部科学省	強震データ、土質データ	全国	100%	100%	新たなデータ収集に伴い、随時更新	-			インタ-ネット上（Web）で提供するとともに定期的に関係機関へCD-ROMで配布
基盤の地震観測網データ（高感度地震観測）	文部科学省	地震観測データ（波形データ、震源データ等）	全国	100%	100%	新たなデータ収集に伴い、随時更新	-			主としてインタ-ネット上（Web・電子メール）で提供 大量のデータについてはオフライン（CD-ROM、テープ等）で提供

デ - タ名称等	関係省庁名	デ - タ項目	基本空間データの電子化状況						インタ - ネット提供の実施	その他の提供方法
			整備対象 (量)	平成14年度 末の整備率 (%)	平成15年度 末の整備率 (%)	更新の状況	電子納品 の実施	メタデ - タ の整備状況		
基盤的地震観測網デ - タ (広帯域地震観測)	文部科学省	地震観測デ - タ(波形デ - タ、震源デ - タ等)	全国	100%	100%	新たなデータ 収集に伴い、 随時更新	-			主としてインタ - ネット上(Web・電子メ - ル)で 提供 大量のデ - タについてはオフライン(CD - ROM, テ - プ等)で提供
地すべり地形分布図デ - タベ - ス	文部科学省	地すべり地形(滑落崖、 移動体輪郭、地表面変形 構造、移動方向、等)	既刊行の印 刷図の刊行 範囲(5万分 の1地形図 303面分)	83%	83%	新たな印刷図 の追加発行に 伴い、随時更 新(年50面程度 を予定)	一部			主としてインタ - ネット上でデ - タ公開。 ベクトルデ - タについてもユーザー登録者はダウ ンロード可能。印刷図は研究資料として関係機関 に配布
土質柱状図デ - タベ - ス	文部科学省	地盤観測デ - タ(土質 名、N値等)	45,000	100%	100%	×		×		Xwindowによりインタ - ネットでの提供可能。大量 デ - タについてはオフラインで提供。(研究目的 に限り提供)
全国遺跡デ - タベ - ス	文部科学省	遺跡所在地の北緯・東経	全国	26	36	新規の遺跡の 発見登録毎に 逐次更新。	×		×	
保健医療福祉GIS基本情報デ - タ ベ - スシステム	厚生労働省	医療施設、社会福祉施設 等の名称・所在地・位置(経 緯度)等	全国	100%	100%	平成15年度更 新			×	オンラインシステム(厚生労働行政総合情報シス テム(WISH)のサブシステム)によりWISH利用機関 (地方公共団体)に限定して提供
市町村別等農林水産統計	農林水産省	耕地面積、農家数(14~ 15年度データ含まず)、 産出額(14年~15年度 データ含まず)等	全国	100%	100%	毎年更新			×	コピー、FD、CD - ROM等
地すべり危険箇所デ - タベ - ス	農林水産省	地すべり防止区域、地す べり危険地	地すべり危 険箇所	100%	100%	×			×	検討中
国有林の地域別の森林計画に係る森 林簿	農林水産省 林野庁	森林の所在、面積、樹 種、林齢、材積、成長量 等	国有林	100%	100%	計画区ごとに5 年周期で更新	×	今後整備予定	×	紙媒体で提供
保安林台帳	農林水産省 林野庁	保安林所在場所等	保安林	0%	0%	修正事項発生 の都度更新	×	×	-	地方自治体の担当部局において閲覧 (閲覧方法に関しては地方自治体単位で異な る。)

デ - タ名称等	関係省庁名	デ - タ項目	基本空間データの電子化状況						インタ - ネット提供の実施	その他の提供方法
			整備対象(量)	平成14年度末の整備率(%)	平成15年度末の整備率(%)	更新の状況	電子納品の実施	メタデ - タの整備状況		
国有林の森林調査簿	農林水産省 林野庁	林班、小班、法指定等、 施業方法、傾斜土壌等	国有林	100%	100%	計画区ごとに5 年周期で更新	×	16年度より整 備予定	×	紙媒体で提供
商業統計メッシュデ - タ	経済産業省	商店数、従業者数、年間 商品販売額等	全国	100%	100%	H11更新	無		×	CD - ROM、磁気デ - ブ ((財)経済産業調査会により市販)
工業統計メッシュデ - タ	経済産業省	事業所数、従業者数、製 造品出荷額等	全国	100%	100%	H12更新	無		×	CD - ROM、磁気デ - ブ ((財)経済産業調査会により市販)
地質標本デ - タベ - ス	経済産業省	地質標本名(岩石名、鉱物 名、化石名)、採取地点の 行政地名と緯度、経度、 地形図名、地層名、地質 時代	全国	100%	100%	毎年	無	16年度内整備 予定		R10-DBで公開提供中
海洋地質図	経済産業省	海底の地質・構造・資 源・堆積物・重力・地磁 気等を海の基本図等の地 形図上に図示	領海中の探 査済み区間	100%	100%	無	平成14年 度からCD 媒体で	既存刊行物 は全て整備済 みで、平成14 年度は英文化 を実施、引き 続き、新規刊 行物分を追加 整備中	×	紙印刷物については提供中、CD - ROMについては検 討中 以下の種類の縮尺について提供 (1)100万分の1広域海底地質図:日本周辺海域につ いて出版済み (2)20万分の1海底地質図・表層堆積図:日本周辺 海域について、順次作成・出版中
重力図	経済産業省	重力異常等値線を緯度・ 経度で図示(紙) 緯度・経度・標高・重力値等 (電子デ - タ)	全国	100%	100%	平成16年度更 新予定	CD		×	紙印刷物、CD - ROMについて、以下の縮尺を提供 (1)100万分の1「日本重力図」 (2)20万分の1地域別重力図:順次作成し出版。青 森、秋田、山形、新潟、上信越、阿武隈、北上、 渡島、苫小牧、札幌、帯広、旭川、北見、根室、 名寄、天北、大分を出版済み (3)日本重力CD - ROM(緯度、経度、高度、重力値 等のデ - タ)
空中磁気図	経済産業省	磁気等値線を20万分の1縮 尺の緯度・経度で図示	全国	60%	65%	無	無	平成17年度整 備予定	×	紙印刷物のみ(陸域及び周辺海域について出版済 み)

デ - タ名称等	関係省庁名	デ - タ項目	基本空間データの電子化状況						インタ - ネット提供の実施	その他の提供方法
			整備対象 (量)	平成14年度 末の整備率 (%)	平成15年度 末の整備率 (%)	更新の状況	電子納品 の実施	メタデ - タ の整備状況		
地質文献デ - タベ - ス	経済産業省	産総研所収の地質文献の著者, 書名, 発行所, 発行年, 他書誌デ - タ項目	全国	100%	100%	毎年	CD	既存刊行物は全て整備済みで, 平成15年度も英文化を実施, 引き続き, 新規刊行物分を追加整備中	R10-DBで公開提供中	
世界地質図索引図デ - タベ - ス	経済産業省	産総研所収の地質図の座標範囲, 著者, 書名, 発行所, 発行年, 他書誌デ - タ項目	産総研所収分	100%	100%	毎年	CD	既存刊行物は全て整備済みで, 平成15年度も英文化を実施, 引き続き, 新規刊行物分を追加整備中	R10-DBで公開提供中	
日本地質図索引図デ - タベ - ス	経済産業省	産総研所収の地質図の座標範囲, 著者, 書名, 発行所, 発行年, 他書誌デ - タ項目	全国	100%	100%	毎年	CD	既存刊行物は全て整備済みで, 平成15年度も英文化を実施, 引き続き, 新規刊行物分を追加整備中	R10-DBで公開提供中; CD-ROMでも有償提供中	
岩石物性値デ - タベ - ス	経済産業省	日本の岩石について, 緯度・経度, 岩石種, 物性値, 文献等	2MB	100%	100%	時々	無	既存刊行物は全て整備済みで, 平成14年度は英文化を実施, 引き続き, 新規刊行物分を追加整備中	R10-DBで公開提供中	

デ - タ名称等	関係省庁名	デ - タ項目	基本空間データの電子化状況						インタ - ネット提供の実施	その他の提供方法
			整備対象(量)	平成14年度末の整備率(%)	平成15年度末の整備率(%)	更新の状況	電子納品の実施	メタデ - タの整備状況		
100万分の1日本地質図 第3版 CD - ROM版(説付)	経済産業省	地層・岩体の分布・特徴・地質年代、地質構造、鉱床分布、重力異常等を各種縮尺の地形図上に図示	全国	100%	100%	平成15年度更新	CD	既存刊行物は全て整備済み	×(G - XML版提供を予定)	CD - ROMによる刊行
東・東南アジア数値地質図 200万分/1	経済産業省	地層・岩体の分布・特徴・地質年代、地質構造、鉱床分布、重力異常等を各種縮尺の地形図上に図示	全国	100%	100%	無	CD	既存刊行物は全て整備済み	×	CD - ROMによる刊行
20万分の1地質図幅集(画像)	経済産業省	地層・岩体の分布・特徴・地質年代、地質構造、鉱床分布、重力異常等を各種縮尺の地形図上に図示	全国	100%	100%	無	CD	既存刊行物は全て整備済み	×	CD - ROMによる刊行
日本の新生代火山岩の分布と産状 Ver.1.0	経済産業省		全国	100%	100%	無	CD	既存刊行物は全て整備済み	×	CD - ROMによる刊行
東・東南アジア都市域の地球科学情報	経済産業省		全国	100%	100%	更新済	CD	既存刊行物は全て整備済み	×	CD - ROMによる刊行
北海道地質ガイド	経済産業省		全国	100%	100%	更新済	CD	既存刊行物は全て整備済み	×	CD - ROMによる刊行
400万分の1東アジア磁気異常図 CD - ROM版(説付)	経済産業省		全国	100%	100%	更新済	CD	既存刊行物は全て整備済み	×	CD - ROMによる刊行
日本周辺海域音波探査デ - タベ - ス	経済産業省		全国	100%	100%	無	CD	既存刊行物は全て整備済み	×	CD - ROMによる刊行
日本陸域赤外画像デ - タベ - ス	経済産業省		全国	85%	100%	無	CD	平成17年度整備予定	×	CD - ROMによる刊行を予定

デ - タ名称等	関係省庁名	デ - タ項目	基本空間データの電子化状況						インタ - ネット提供の実施	その他の提供方法
			整備対象 (量)	平成14年度 末の整備率 (%)	平成15年度 末の整備率 (%)	更新の状況	電子納品 の実施	メタデ - タ の整備状況		
CCOP TECHNICAL BULLETIN VOL.27	経済産業省		全国	100%	100%	無	CD	既存刊行物は全て整備済み	×	CD - ROMによる刊行
500万分の1地質編集図	経済産業省		全国	100%	100%	無	無	既存刊行物は全て整備済み	×	紙印刷出版物
300万分の1地質編集図	経済産業省		全国	100%	100%	無	無	既存刊行物は全て整備済み	×	紙印刷出版物
200万分の1地質編集図	経済産業省		全国	100%	100%	更新済	CD	既存刊行物は全て整備済み	×	CD - ROMによる刊行
100万分の1地質編集図	経済産業省		全国	100%	100%	更新済	CD	既存刊行物は全て整備済み	×	CD - ROMによる刊行
50万分の1地質図幅	経済産業省	地層・岩体の分布・特徴・地質年代、地質構造、鉱床分布、重力異常等を各種縮尺の地形図上に図示	全国	100%	100%	無	無	既存刊行物は全て整備済み	×	紙印刷出版物
5万分の1地質図幅	経済産業省	地層・岩体の分布・特徴・地質年代、地質構造、鉱床分布、重力異常等を各種縮尺の地形図上に図示	全国	80%	80%	無	無	既存刊行物は全て整備済み、新規刊行物分を追加整備中	×	紙印刷出版物

デ - タ名称等	関係省庁名	デ - タ項目	基本空間データの電子化状況						インタ - ネット提供の実施	その他の提供方法
			整備対象 (量)	平成14年度 末の整備率 (%)	平成15年度 末の整備率 (%)	更新の状況	電子納品 の実施	メタデ - タ の整備状況		
火山地質図	経済産業省		全国	20%	20%	無	無	既存刊行物は全て整備済み、新規刊行物分を追加整備中	×	紙印刷出版物
構造図	経済産業省		全国	5%	5%	無	無	既存刊行物は全て整備済み、新規刊行物分を追加整備中	×	紙印刷出版物
日本水理地質図	経済産業省		全国	5%	5%	無	無	既存刊行物は全て整備済み、新規刊行物分を追加整備中	×	紙印刷出版物
日本油田・ガス田図	経済産業省		全国	10%	10%	無	無	既存刊行物は全て整備済み、新規刊行物分を追加整備中	×	紙印刷出版物
日本炭田図	経済産業省		全国	10%	10%	無	無	既存刊行物は全て整備済み、新規刊行物分を追加整備中	×	紙印刷出版物

デ - タ名称等	関係省庁名	デ - タ項目	基本空間データの電子化状況						インタ - ネット提供の実施	その他の提供方法
			整備対象 (量)	平成14年度 末の整備率 (%)	平成15年度 末の整備率 (%)	更新の状況	電子納品 の実施	メタデ - タ の整備状況		
鉱物資源図	経済産業省		全国	70%	80%	無	無	既存刊行物は全て整備済み、新規刊行物分を追加整備中	×	紙印刷出版物
地熱地域等重力線図	経済産業省		全国	10%	10%	無	無	既存刊行物は全て整備済み、新規刊行物分を追加整備中	×	紙印刷出版物
地熱資源図	経済産業省		全国	20%	30%	無	一部CD	既存刊行物は全て整備済み、新規刊行物分を追加整備中	×	紙印刷・CD出版物
北海道金属非金属鉱床総覧	経済産業省		全国	60%	70%	無	無	平成17年度整備予定	×	紙印刷出版物
特殊地質図	経済産業省		全国	100%	100%	無	無	既存刊行物は全て整備済み、新規刊行物分を追加整備中	×	紙印刷出版物
国土数値情報	国土交通省	指定地域、沿岸域、自然、土地関連、施設、産業統計、水文	全国	100%	100%	一部デ - タを更新				
法人土地基本調査	国土交通省	法人の所有する土地の所在地・面積など	全国	100%	100%		-	-		CD - ROM、インターネットによる閲覧（都道府県単位に集計結果票を提供。統計法第14条及び第15条第1項の規定により個別デ - タは提供できない。）

デ - タ名称等	関係省庁名	デ - タ項目	基本空間データの電子化状況						インタ - ネット提供の実施	その他の提供方法
			整備対象(量)	平成14年度末の整備率(%)	平成15年度末の整備率(%)	更新の状況	電子納品の実施	メタデ - タの整備状況		
土地分類調査及び水調査(成果図及び簿冊)	国土交通省	土地分類調査成果、水調査成果	全国	100%	100%	-				紙(関係する国の機関、地方公共団体等に配布)、平成14年度からインタ - ネットによる画像データの閲覧開始
地質断面図	国土交通省	土質	三大都市圏、地方中枢都市	100%	100%	-				平成15年度からインタ - ネットによる閲覧開始(旧名称:ポ - リングデ - タ)
深井戸台帳	国土交通省	井戸位置情報、所有者、用途、深さ、水位、地下地質等	全国	100%	100%	-				平成14年度からインタ - ネットによる閲覧開始
地価公示	国土交通省	標準地の所在地番、住居表示、公示価格、地積等	全国	100%	100%					<ul style="list-style-type: none"> ・官報に公示している ・地方公共団体が閲覧している ・書籍及びCD - ROMで刊行している ・国土交通省のホ - ムペ - ジに掲載している
地籍簿	国土交通省	地番、地目、地積、所有者	全国	-	-	-	-		x	電子デ - タの提供は地方公共団体の判断による。
都道府県地価調査	国土交通省	基準地の所在地番、住居表示、標準価格、地積等	全国	100%	100%					<ul style="list-style-type: none"> ・公報に公示している ・地方公共団体が閲覧している ・書籍及びCD - ROMで刊行している ・国土交通省のホ - ムペ - ジに掲載している
河川環境情報デ - タベ - ス	国土交通省	<p>詳細を検討中 魚介類調査、底生物調査、植物調査、鳥類調査、両生類・爬虫類・哺乳類調査、陸上昆虫類等調査の結果。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査箇所、確認箇所 ・調査実施日 ・確認生物の和名、学名 ・体長 等 	直轄管理 109水系 H2 - H13 の12年分デ - タ対象	75%	75%					

デ - タ名称等	関係省庁名	デ - タ項目	基本空間データの電子化状況						インタ - ネット提供の実施	その他の提供方法
			整備対象 (量)	平成14年度末の整備率 (%)	平成15年度末の整備率 (%)	更新の状況	電子納品の実施	メタデ - タの整備状況		
阪神淡路大震災復興計画策定支援システム	国土交通省	対象範囲:兵庫県下の6市(神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市)を中心とした、阪神淡路大震災の被災地域情報を整備した主な項目: ・数値地図1万から取得した地形地物に関する情報 ・1/2500国土基本から取得した建築物の位置・形状に関する情報 ・都市計画学会他による建築物の被災状況に関する情報 ・建築研究所による火災に関する情報							×	CD - ROMでの提供。非営利目的に限る。提供不可レイヤ - あり。
特殊土地帯デ - タベ - ス	国土交通省	これまでの対策事業の実施状況、特殊土地の分布状況等						×	×	提供可能(方法等は検討中)
レ - ダ - ・アメダス解析雨量	国土交通省 気象庁	雨量	全国	100%	100%	30分更新	-		×	(財)気象業務支援センター - から実費にて提供。
地震・火山月報	国土交通省 気象庁	地震観測施設の緯度・経度、地震観測デ - タ	約1000地点(2002年)、震源要素は1926年～	100%	100%	年1回更新	-		×	(財)気象業務支援センター - から実費にて提供。
海況解析デ - タ	国土交通省 気象庁	海面水温、表層水温	緯度2°×経度2°全球他	100%	100%	年1回更新	-		×	(財)気象業務支援センター - から実費にて提供。
気候系監視年報	国土交通省 気象庁	気温・降水量・風・日照時間(世界)、大気循環デ - タ、海面水温	緯度5°×経度5°全球他	100%	100%	1年毎	-		×	(財)気象業務支援センター - から実費にて提供。
気象観測平年値(メッシュ気候値)	国土交通省 気象庁	気温・降水量・日照時間・全日射量・最深積雪の平年値(1kmメッシュ)	全国	100%	100%	10年周期	-		×	(財)気象業務支援センター - から実費にて提供。

デ - タ名称等	関係省庁名	デ - タ項目	基本空間データの電子化状況						インタ - ネット提供の実施	その他の提供方法
			整備対象(量)	平成14年度末の整備率(%)	平成15年度末の整備率(%)	更新の状況	電子納品の実施	メタデータ の整備状況		
震度観測施設デ - タ	国土交通省 気象庁	震度観測施設の緯度・経度	約3439地点	100%	100%	年1回更新	-		(予定)	(財)気象業務支援センタ - から実費にて提供。
海洋観測(水温、塩分、海流等) (旧デ - タ・海洋情報(J - DOSS))	国土交通省 海上保安庁	水温、塩分、水深、海流、潮汐など	世界	100%	100%	不定期				オンライン・電子媒体により提供予定
平均水面、最高水面及び最低水面一 覧表	国土交通省 海上保安庁	潮汐	1	100%	100%	×	×	×		削除希望
航海用電子海図	国土交通省 海上保安庁	水深、島嶼の標高、航路、海岸線、低潮線	15版	100%	100%	毎月1回	-		-	水路図誌販売所を通じて提供されている(CD - ROMによる刊行)。
水路書誌(水路誌データ)	国土交通省 海上保安庁	航海に必要な航路の状況 沿岸及び港湾の地形・施設・法規	5冊	100%	100%	未定	-	×	×	電子媒体による刊行予定
土地条件図(縮尺:1/25,000)	国土交通省 国土地理院	地形分類、地盤高、河川 海岸工作物(平野部のみ)	111地区	60%	60%	未定			×	電子媒体等により提供予定。
沿岸海域土地条件図(縮尺: 1/25,000)	国土交通省 国土地理院	1.陸部 標高点、等高線、地形 分類(山地・丘陵、台地・段 丘、低地、砂丘、頻水地 形、人口地形等)、各種機 関及び施設(道路・鉄道、 官庁署、行政界、植生等) 2.海部 水深点、等深線、基盤 等深線、地形分類(海岸・ 潮間帯、極浅海、浅海、 海底微地形、人工地形)、 底質・堆積層(岩、れき、 砂、泥、サンゴ礁)	73地区	7%	7%	未定			×	電子媒体等により提供予定。
火山土地条件図(縮尺:1/15,000~ 1/50,000)	国土交通省 国土地理院	地形分類、防災施設(火山 地域のみ)	活動的火山 及び潜在的 爆発力を有 する火山37 火山	30%(11/37 火山)	32%(12/37 火山)	未定			×	「数値地図10mメッシュ火山標高」としてCD - ROMにより刊行している。
都市圏活断層(縮尺:25,000レベ ル)	国土交通省 国土地理院	活断層、地形分類(都市 域のみ)	三大都市 圏、政令指 定都市及び 県庁所在地 等	100%	100%	未定			×	電子媒体等により提供予定。

デ - タ名称等	関係省庁名	デ - タ項目	基本空間データの電子化状況						インタ - ネット提供の実施	その他の提供方法
			整備対象(量)	平成14年度末の整備率(%)	平成15年度末の整備率(%)	更新の状況	電子納品の実施	メタデ - タの整備状況		
宅地利用動向調査(細密数値情報)(10mメッシュ)	国土交通省 国土地理院	土地利用区分	三大都市圏	100%	100%	5年周期			×	「宅地利用動向調査(細密数値情報)」として、CD-ROMにより刊行している。
地球地図(縮尺:1/100万)	国土交通省 国土地理院	河川・海岸線・行政界・交通網・人口集中域・標高・植生・土地利用・土地被覆(全世界)	全国	100%	100%	不定期				
NOAA植生指標デ - タ(縮尺の概念はない)	国土交通省 国土地理院	NDVI(植生指標)デ - タ	全国	100%	100%	毎月のデ - タを更新	-			
重力異常図(縮尺:1/150万、1/200万)	国土交通省 国土地理院	重力のブ - ゲ - 異常図、フリ - ・エア異常図の等値線(全国)	全国	100%	100%	未定				
ジオイド高	国土交通省 国土地理院	ジオイド高(全国)	全国	100%	100%	未定			×	「数値デ - タ5kmメッシュ(ジオイド高)」としてFDにより刊行している。
地磁気測量成果	国土交通省 国土地理院	地磁気の偏角値、伏角値、水平分力値	全国	50%	50%	不定期				
第1類型 公害防止計画策定地域	環境省	公害防止計画策定地域	全国	100%	100%	計画策定の都度更新予定			×	独立行政法人国立環境研究所ホームページの「環境GIS」より地図上に表示公開している。
第1類型 自動車NOX特定地域	環境省	自動車NOX特定地域	全国	100%	100%	計画策定の都度更新予定			×	独立行政法人国立環境研究所ホームページの「環境GIS」より地図上に表示公開している。
第1類型 スパイクタイヤ粉じん指定地域	環境省	スパイクタイヤ粉じん指定地域	全国	100%	100%	計画策定の都度更新予定			×	独立行政法人国立環境研究所ホームページの「環境GIS」より地図上に表示公開している。
第1類型 湖沼水質保全特別措置法指定湖沼、指定地域	環境省	湖沼水質保全特別措置法指定湖沼、指定地域	全国	89%	89%	未定			×	独立行政法人国立環境研究所ホームページの「環境GIS」より地図上に表示公開している。
第1類型 NOX総量規制指定地域	環境省	NOX総量規制指定地域	全国	100%	100%	計画策定の都度更新予定			×	独立行政法人国立環境研究所ホームページの「環境GIS」より地図上に表示公開している。
第1類型 SOX総量規制指定地域	環境省	SOX総量規制指定地域	全国	100%	100%	計画策定の都度更新予定			×	独立行政法人国立環境研究所ホームページの「環境GIS」より地図上に表示公開している。

デ - タ名称等	関係省庁名	デ - タ項目	基本空間データの電子化状況						インターネット提供の実施	その他の提供方法
			整備対象(量)	平成14年度末の整備率(%)	平成15年度末の整備率(%)	更新の状況	電子納品の実施	メタデータ の整備状況		
第1類型 公共用水域水質環境基準指定類型水域	環境省	公共用水域水質環境基準指定類型水域	全国	100%	100%	計画策定の都度更新予定		×		独立行政法人国立環境研究所ホームページの「環境GIS」より地図上に表示公開している。
第1類型 騒音環境基準類型指定地域	環境省	騒音環境基準類型指定地域	全国	72%	72%	未定		×		独立行政法人国立環境研究所ホームページの「環境GIS」より地図上に表示公開している。
第1類型 航空機騒音環境基準類型指定地域	環境省	航空機騒音環境基準類型指定地域	全国	60%	60%	未定		×		独立行政法人国立環境研究所ホームページの「環境GIS」より地図上に表示公開している。
第1類型 新幹線騒音環境基準類型指定地域	環境省	新幹線騒音環境基準類型指定地域	全国	76%	76%	未定		×		独立行政法人国立環境研究所ホームページの「環境GIS」より地図上に表示公開している。
第1類型 騒音規制法指定地域	環境省	騒音規制法指定地域	全国	83%	83%	未定		×		独立行政法人国立環境研究所ホームページの「環境GIS」より地図上に表示公開している。
第1類型 振動規制法指定地域	環境省	振動規制法指定地域	全国	83%	83%	未定		×		独立行政法人国立環境研究所ホームページの「環境GIS」より地図上に表示公開している。
第1類型 悪臭防止法規制地域	環境省	悪臭防止法規制地域	全国	77%	77%	未定		×		独立行政法人国立環境研究所ホームページの「環境GIS」より地図上に表示公開している。
第2類型 大気汚染防止法に基づく大気環境常時監視測定結果(月間集計値・年間集計値)	環境省	大気汚染防止法に基づく大気環境常時監視測定結果	全国	100%	100%	平成14年度データを更新		予定		電子媒体による提供。独立行政法人国立環境研究所ホームページの「環境GIS」より環境質データとしてダウンロード提供。
第2類型 有害大気汚染物質モニタリング調査結果	環境省	有害大気汚染物質モニタリング調査結果	全国	100%	100%	毎年度更新		×		
第2類型 水質汚濁防止法に基づく公共用水域水質測定結果(年間集計値)	環境省	水質汚濁防止法に基づく公共用水域水質測定結果	全国	100%	100%	平成14年度データを更新		予定		電子媒体による提供。独立行政法人国立環境研究所ホームページの「環境GIS」より環境質データとしてダウンロード提供。
第2類型 自動車交通騒音実態調査	環境省	自動車交通騒音実態調査	全国	100%	100%	毎年更新		予定	×	平成16年度より、独立行政法人国立環境研究所ホームページの「環境GIS」より地図上に表示公開予定。
第1類型 工業用水法指定地域	環境省	工業用水法指定地域	全国	50%	50%	平成16年度中に更新予定		×	×	独立行政法人国立環境研究所ホームページの「環境GIS」より地図上に表示公開している。

デ - タ名称等	関係省庁名	デ - タ項目	基本空間データの電子化状況						インタ - ネット提供の実施	その他の提供方法
			整備対象(量)	平成14年度末の整備率(%)	平成15年度末の整備率(%)	更新の状況	電子納品の実施	メタデ - タの整備状況		
第1類型 建築物用地下水採取規制指定地域	環境省	建築物用地下水採取規制指定地域	全国	75%	75%	平成16年度中に更新予定		×	×	独立行政法人国立環境研究所ホームページの「環境GIS」より地図上に表示公開している。
第1類型 原生自然環境保全地域	環境省	原生自然環境保全地域	全国	100%	100%	未定			×	インターネットのダウンロードによる提供方法を検討中
第1類型 自然環境保全地域	環境省	自然環境保全地域	全国	100%	100%	未定			×	インターネットのダウンロードによる提供方法を検討中
第1類型 国立公園区域	環境省	国立公園区域	全国	100%	100%	未定			×	インターネットのダウンロードによる提供方法を検討中
第1類型 国定公園区域	環境省	国定公園区域	全国	100%	100%	未定			×	インターネットのダウンロードによる提供方法を検討中
第1類型 国民保養温泉地域	環境省	国民保養温泉地域	全国91箇所	100%	100%	更新無し(追加が無いため)				環境省ホームページに行政資料として掲載中
第1類型 国設鳥獣保護区	環境省	国設鳥獣保護区	全国	100%	100%	未定			×	インターネットのダウンロードによる提供方法を検討中
第1類型 生息地等保護区	環境省	生息地等保護区	全国	100%	100%	未定			×	インターネットのダウンロードによる提供方法を検討中
第2類型 小型ボイラ -、小型焼却炉等排出実態調査	環境省		-	-	-	-	-	-	-	
第2類型 未規制移動発生源排出実態調査	環境省		-	-	-	-	-	-	-	
第2類型 公共用水域水質デ - タ	環境省		全国	100%	100%	毎年度更新予定		17年度以降予定	×	平成17年度より、独立行政法人国立環境研究所ホームページより公開・データ提供予定。
第2類型 公共用水域の要監視項目水質測定結果	環境省		全国	100%	100%	毎年度更新予定		×	×	平成17年度より、独立行政法人国立環境研究所ホームページより公開・データ提供予定。
第2類型 日本近海海洋汚染実態調査結果	環境省	日本近海海洋汚染実態調査結果	日本周辺海域	100%	100%	平成6年度で調査終了。更新なし。		予定	×	平成16年度より、独立行政法人国立環境研究所ホームページの「環境GIS」より公開・データ提供予定。
第2類型 水質汚濁物質排出量総合調査	環境省	水質汚濁物質排出量総合調査	全国	100%	100%	未定		×		独立行政法人国立環境研究所ホームページの「環境GIS」より地図上に表示・データ提供している。
第2類型 未規制発生源排出濃度等実態調査	環境省		-	-	-	-	-	-	-	

デ - タ名称等	関係省庁名	デ - タ項目	基本空間データの電子化状況						インタ - ネット提供の実施	その他の提供方法
			整備対象 (量)	平成14年度 末の整備率 (%)	平成15年度 末の整備率 (%)	更新の状況	電子納品 の実施	メタデ - タ の整備状況		
第2類型 地下水の環境基準の監視	環境省		-	-	-	-	-	-	-	
第2類型 地下水の要監視項目の測定	環境省		-	-	-	-	-	-	-	
第2類型 地下水環境マップ調査	環境省		-	-	-	-	-	-	-	
第2類型 海洋環境モニタリング	環境省	海洋環境モニタリング調査	日本周辺海域	100%	100%	毎年度更新予定		16年度より整備予定	×	平成16年度より、独立行政法人国立環境研究所ホームページの「環境GIS」より公開・データ提供予定。
第2類型 瀬戸内海の底質調査	環境省	瀬戸内海の底質調査	瀬戸内海	100%	100%	更新なし。		×		独立行政法人国立環境研究所ホームページの「環境GIS」より地図上に表示公開している。
第2類型 瀬戸内海における海砂利採取とその環境への影響調査	環境省		-	-	-	-	-	-	-	
第2類型 水環境中の環境ホルモンなどの実態調査（農薬以外）	環境省		全国	100%	100%	毎年度更新予定			×	平成17年度より、独立行政法人国立環境研究所ホームページより公開予定。
第2類型 ダイオキシンの汚染状況調査	環境省		全国	100%	100%	毎年度更新予定		×		
第2類型 臭素化ダイオキシンの汚染状況	環境省		-	-	-	-	-	-	-	
第2類型 自然環境保全基礎調査（現存植生図、干潟分布図、サンゴ礁分布図等）	環境省	現存植生図、干潟分布図、サンゴ礁分布図等	全国	100%	100%	未定				インターネットのダウンロードによる提供方法を検討中
地域情報化指標										
地域流通センサ調査										

各省庁から登録のあったものを取りまとめたものである。

国土空間データ基盤の整備状況（デジタル画像）

凡例 : 対応済み、×：未対応、-：対象外
（調査中）

デ - タ名称等	関係省庁名	デ - タ取得方法	デジタル画像の電子化状況						インタ - ネット提供の実施	その他の提供方法
			整備対象 (量)	平成14年度末 の達成率(%)	平成15年度末 の達成率(%)	更新の状況	電子納品の実 施	メタデ - タの 整備状況		
駐留軍用地跡地利用支援システム 開発に伴う航空写真撮影	内閣府	航空機による撮影 撮影時期 平成12年12月	204枚	100%	100%	×		×	×	駐留軍用地跡地利用支援シ ステムにより提供
衛星画像（JERS-1） 解像度又は縮尺 （カラ - 18m × 24m）	文部科学省	JERS-1（地球資源衛星1号） 撮影時期 1992～1998.10 NASDAが直接受信	602,981枚	100%	100%	予定なし			×	8mmテ - プ CD-ROM 等 NASDAが利用者に（実費）配 布 （2001.4.1～）
衛星画像（ADEOS） 解像度又は縮尺 （白黒8m、カラ - 16m）	文部科学省	ADEOS（地球観測プラット フォーム技術衛星） 撮影時期 1996～1997.8 NASDAが直接受信	49,921枚	100%	100%	予定なし			×	8mmテ - プ CD-ROM 等 NASDAが利用者に（実費）配 布 （2001.4.1～）
衛星画像（LANDSAT） 解像度又は縮尺（30m）	文部科学省	LANDSAT 撮影時期 1979～ 2002.11.30 NASDAが直接受信	325,016枚	100%	100%	予定なし			×	8mmテ - プ、CD-ROM等 RESTECが配布 （2001.4.1～）
衛星画像（SPOT） 解像度又は縮尺 （白黒10m、カラ - 20m）	文部科学省	SPOT 撮影時期 1988～ 2002.3.31 NASDAが直接受信	119,945枚	100%	100%	予定なし			×	8mmテ - プ、CD-ROM等 RESTECが配布 （2001.4.1～）
衛星画像（IRS） 解像度又は縮尺 （白黒5.8m、カラ - 23.5m）	文部科学省	IRS-1C 撮影期間 1998～2001.3.31 NASDAが直接受信	154,239枚	100%	100%	予定なし			×	8mmテ - プ、CD-ROM等 RESTECが配布 （2001.4.1～）
衛星画像（RADARSAT） 解像度又は縮尺 （SAR画像：10m～100m）	文部科学省	RADARSAT 撮影時期 1998～2001.3.31 NASDAが直接受信	5,993枚	100%	100%	予定なし			×	8mmテ - プ、CD-ROM等 RESTECが配布 （2001.4.1～）
衛星画像（ERS） 解像度又は縮尺 （SAR画像：30m）	文部科学省	ERS 撮影時期 1997～ 2003.3.31（終了予定） NASDAが直接受信	52,540枚	100%	100%	予定なし			×	8mmテ - プ、CD-ROM等 RESTECが配布 （2001.4.1～）
衛星画像（TRMM） *新規追加	文部科学省	TRMM 降雨レ - ダ - 撮影時期 1997.12～ 衛星運用中	35,352枚	0%	12% （再処理中）	毎年1回			×	8mmテ - プ、CD-ROM等 RESTECが配布 （2001.4.1～）
衛星画像（ADEOS2）	文部科学省	ADEOS2（みどり2） 撮影時期 2002.12～2003.10 運用停止	69,982枚	0%	100%	予定なし			×	2003.12.24より提供開始 （RESTEC経由）
衛星画像（AMSR-E） *新規追加	文部科学省	AMSR-E（NASA/Aqua衛星） 撮影時期 2002.5.4～ 衛星運用中	17,476枚	0%	100%	毎年1回			×	2003.6.18より提供開始 （RESTEC経由）

デ - タ名称等	関係省庁名	デ - タ取得方法	デジタル画像の電子化状況						インタ - ネット提供の実施	その他の提供方法
			整備対象 (量)	平成14年度末 の達成率(%)	平成15年度末 の達成率(%)	更新の状況	電子納品の実 施	メタデ - タの 整備状況		
デジタルオルソ画像(解像度25cm~30cm、カラ -)	農林水産省	航空機による撮影	農業振興地域 (都市、森林 等の重複地域 を除く)	45%	52%	×		整備中	×	
日本陸域赤外画像デ - タベ - ス	経済産業省	人工衛星の赤外センサによる デ - タの幾何投影・輝度・分 解能変換による正射画像と陸 上デ - タ	600MB程度 (圧縮)	80%	100%(見込 み)	新規	無	無(出版時に 整備)	×	平成15年度中にCD-ROMによ り提供予定
カラ - 空中写真(縮尺1/8千、1/1万、1/1 5万)	国土交通省	航空機による撮影(アナログ)	全国	約60%	約60%	昭和49年から 年数回(1~4 回)	-			
雲画像(電子媒体等) 解像度又は縮尺 可視...1.25km 赤外...5km ともに衛星直下点の値(0°N~140°E)	国土交通省 気象庁	静止気象衛星 撮影時期 1978~	東経140度の 赤道上約 36,000km上空 から見た側の 地球	100%	100%	1時間周期	-			(財)気象業務支援センタ - から実費にて提供。リアル タイムのデ - タのみインタ - ネットで提供。
航空写真(縮尺1/20,000)	国土交通省 海上保安庁	当庁航空機使用による 撮影時期 随時	約13,000枚	100%	100%	-	-			オンライン・電子媒体によ り提供予定
航空写真画像デ - タ (縮尺:1/10,000~1/40,000)	国土交通省 国土地理院	航空機による撮影	1,040,769枚	25%	25%	数年間隔	×			

各省庁から登録のあったものを取りまとめたものである。

資料4

政府の地理情報の提供に関する利用約款等事例集

政府及び関連機関が地理情報をインターネット上で提供している場合の利用制限、利用約款等の事例は以下の通りです。なお、本事例は平成16年5月時点のものを掲載しているため、内容の変更等が生じる可能性があります。

省庁名	警察庁・国土交通省
サイト名	交通安全マップ
URL	http://www.kotsu-anzen.jp/
利用約款等記載箇所	トップ>事故多発地点>HELP
同意・承認ボタン	なし
記載項目・内容	<p>地図データベースについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いかなる形式においても著作者に無断でこの全部または一部を複製し、利用することを固く禁じます。 ・この地図の作成に当たっては、(財)日本デジタル道路地図協会の全国デジタル道路地図データベースを使用しました。 ・本地図データは(財)日本デジタル道路地図協会作成の「平成11年度版(2001年3月発行)全国デジタル道路地図データベース」の地理情報に基づいて、松下通信工業(株)が2001年9月に作成したものです。 ・この地図に使用している交通規制データは、道路交通法に基づき全国交通安全活動推進センターが作成した交通規制原図を用いて(財)日本交通管理技術協会(TMT)が作成したものを使用しています。 ・この地図に使用している交通規制データは、2001年4月現在のものです。本データが現場の交通規制と違うときは、現場の交通規制標識・標示等にしてください。 ・この地図に使用している交通規制データの著作権は(財)日本交通管理技術協会が有し、松下通信工業(株)は二次的著作物作成の使用実施権を取得しています。(承認番号02-52) ・この地図に使用している交通規制データを無断で複写・複製・加工・改変することはできません。 ・航空写真データは(株)パスコの著作物です。

省庁名	警察庁・国土交通省
サイト名	交通安全マップ
URL	http://www.kotsu-anzen.jp/
利用約款等記載箇所	トップ>ひやり地点>HELP
同意・承認ボタン	なし
記載項目・内容	<p>地図データベースについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いかなる形式においても著作者に無断でこの全部または一部を複製し、利用することを固く禁じます。 ・この地図の作成に当たっては、(財)日本デジタル道路地図協会の全国デジタル道路地図データベースを使用しました。 ・本地図データは(財)日本デジタル道路地図協会作成の「平成11年度版(2002年3月発行)全国デジタル道路地図データベース」の地理情報に基づいて、インクリメントP(株)が2002年9月に作成したものです。 <p>c2002 財団法人 日本デジタル道路地図協会 c2002 インクリメントP(株)</p>

省庁名	警察庁・国土交通省
サイト名	交通安全マップ
URL	http://www.kotsu-anzen.jp/
利用約款等記載箇所	トップ>事故体験情報
同意・承認ボタン	なし
記載項目・内容	<p>利用上の注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの交通事故についてコメントを付したり、提供していただいた情報について個別に回答を行うものではありません。 ・このページで紹介させていただく場合、住所、氏名の個人情報は、掲載いたしません。 ・個別の交通事故が特定されるおそれのある情報、交通事故の当事者等個人名が特定されている情報、交通事故情報とは関係のない情報等の場合には掲載はいたしません。 ・特定箇所の道路施設の改善要望等については、関係する都道府県警察、道路管理者等に送付いたします。

省庁名	警察庁・国土交通省
サイト名	交通安全マップ
URL	http://www.kotsu-anzen.jp/
利用約款等記載箇所	トップ>路線別事故状況>HELP
同意・承認ボタン	なし
記載項目・内容	<p>データベースについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いかなる形式においても著作者に無断でこの全部または一部を複製し、利用することを固く禁じます。 ・この地図の作成に当たっては、(財)日本デジタル道路地図協会の全国デジタル道路地図データベースを使用しました。 ・本地図データは(財)日本デジタル道路地図協会作成の「平成14年度版(2002年3月発行)全国デジタル道路地図データベース」の地理情報に基づいて表示します。 <p>c2002 財団法人 日本デジタル道路地図協会</p>

省庁名	総務省
サイト名	統計GISプラザ
URL	http://gisplaza.stat.go.jp/GISPlaza/
利用約款等記載箇所	トップ>統計GISプラザの御利用に当たって
同意・承認ボタン	なし
記載項目・内容	<p>『統計GISプラザの御利用に当たって』</p> <p>統計GISプラザ(以下「本サイト」という。)の御利用に当たっては、以下の使用条件を御了承の上、御利用ください。</p> <p>使用条件</p> <p>1 著作権について 本サイトは編集著作物として、著作権の対象となっていますので、著作権法(昭和45年法律第48号)及び国際条約により保護されています。</p> <p>2 品質等 本サイトで利用できる町丁・字等境界データは、統計関連業務等のために作成されたものであるため、最新の地域境界等と相違するなど、必ずしも正確性は保証しておりません。このため、利用者は自らの責任で利用目的に適合しているかを御判断ください。</p> <p>3 出典元明示 利用者は、本サイトを利用して作成した地理情報について、他の資料等に引用する場合、調査名及び調査年のほか、本サイトを利用した旨の記述を必ず明示してください。</p> <p>4 利用の制限 (1) 利用者は、本サイトでダウンロードしたデータ及び画像データをそのまま複製(ファイル形式を変換しての複製を含む。)して第三者に譲渡することを禁じます。 (2) 法律、政令、規則、省令その他すべての法令及び条例等の法規に違反する目的、手段又は方法で、本サイトでダウンロードしたデータ及び画像データを利用することを一切禁じます。また、他人の権利を侵害する目的、手段又は方法での利用、公序良俗に反する利用についても一切禁じます。</p> <p>5 サービスの内容等 (1) 町丁・字等境界データ及び統計データは、無償でダウンロードできます。ただし、ダウンロードのための通信費等の費用は、利用者の負担となります。 (2) ダウンロードした町丁・字等境界データを利用するには、別途、地理情報ソフトが必要です。 (3) ダウンロードファイルは圧縮されています。解凍して御利用ください。</p> <p>6 免責事項 本サイトを利用することで生じた利用者の直接又は間接の損害については、利用者がその一切の責任を負うものとし、総務省統計局は、いかなる責任も負わないものとし、一切の賠償等も行わないものとします。</p> <p>7 使用条件の同意 本サイトを利用した場合、総務省統計局は、利用者が本使用条件に同意したものとみなします。</p> <p>8 リンク 本サイトは、原則としてリンクフリーです。リンクを設定する場合はお手数ですが、総務省統計局(webmaster@stat.go.jp)あてにリンク元のURLをお知らせください。ただし、公序良俗に反する場合や総務省統計局が不相当と判断した場合は、リンクをお断りすることがあります。 なお、トップページ以外のURLについては予告なく変更することがあります。</p> <p>9 ブラウザソフト及びディスプレイの画面の領域について (省略)</p>

10 地図データ

背景地図地図データ一覧（省略）

PascoMap に関して

- ・いかなる形式においても著作権者に無断でこの地図の全部又は一部を複製し、利用することを固く禁じます。

(C)2002-2003 PASCO

(C)1990-2003 INCREMENT P

(C)2003 財団法人日本デジタル道路地図協会

- ・この地図の作成に当たっては、国土交通省国土地理院長の承認を得て、同院発行の2.5万分の1地形図を使用しました。(測量法第30条に基づく成果使用承認 平15企指公第2号)
- ・この地図の作成に当たっては、財団法人日本デジタル道路地図協会発行の全国デジタル道路地図データベースを使用しました。(測量法44条に基づく成果使用承認 03-033N)
- ・データベース作成時点の関連で、表示される地図が現状と異なることがありますので御了承ください。

数値地図25000(地名・公共施設)に関して

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000(地名・公共施設)を使用したものである。(承認番号 平15総使、第430号)

町丁・字等境界データ

平成12年国勢調査町丁・字等別境界データ

平成13年事業所・企業統計調査町丁・大字別境界データ(東京都特別区及び政令指定都市)

<町丁・字等境界データの利用上の注意事項>

町丁・字等境界データは、調査実施の際に地方公共団体から提出された調査区地図を基に作成しています。

町丁・字等の地域区分は、調査を実施するために設定された基本単位区の境界を基礎としているため、住居表示等に用いられている町丁・字の地域区分、名称と一致しない場合があります。また、町丁・字等の面積は、町丁・字等境界データの図郭より算出したもので、国土地理院等による公式な面積と必ずしも一致しません。

一つの市区町村内に同一の町丁・字等名又は基本単位区番号を持つ境界が複数個存在する場合があります。このため、一つの市区町村内に同一の基本単位区番号を持つ境界が複数個存在する場合、本サイトの地図表示上は一つの境界として扱っています。

都道府県の境界線の接合は行っていないため、都道府県をまたがって市区町村を選択した場合には、都道府県の境界線にずれが生じる場合があります。

平成13年事業所・企業統計調査町丁・大字別境界データは、平成12年国勢調査町丁・字等別境界データの「町丁・字等名称」等を基に作成していますので、上記注意内容が含まれます。

平成13年事業所・企業統計調査町丁・大字別境界データは人口集中地区を中心に作成されていますが、「町丁・大字名称が一括表示(町丁・大字名称:その他)されている地域」、「事業所が存在しない」及び「平成12年国勢調査町丁・字等別境界データに該当の町丁・大字名称が存在しない」等の理由により、一部町丁・大字の地域がありません。収録した地域は、東京都特別区及び政令指定都市のみとなっています。(ダウンロードできる統計データについては、町丁・大字別集計結果にある全ての町丁・大字が含まれています。)

地理情報ソフトについて（省略）

問い合わせ先（省略）

省庁名	財務省
サイト名	国有財産情報公開システム
URL	http://www.kokuyuzaisan.go.jp/kokuyu/pc/start.html
利用約款等記載箇所	トップ> 国有財産一件別情報
同意・承認ボタン	なし
記載項目・内容	<p>『注意事項』</p> <p>1．著作権について 本ホームページに掲載されている個々の情報（文字、写真、イラスト等）は著作権の対象となっています。また、本ホームページ全体も編集著作物として、著作権の対象となっています。著作権は日本国著作権法および国際条約により保護されています。 本ホームページの内容の全部または一部については、適宜の方法により出所を明示することにより、引用・転載・複製を行うことが出来ます。ただし、「無断転載を禁じます」等の注記があるものについてはそれに従ってください。また、商用目的で複製する場合は、予め財務省大臣官房文書課広報企画官室までご連絡ください。 本ホームページの内容の全部または一部について、財務省に無断で改変を行うことはできません。</p> <p>2．免責事項 本ホームページに掲載されている情報の正確性については万全を期しておりますが、財務省は利用者が本ホームページの情報をを用いて行う一切の行為について、何ら責任を負うものではありません。</p> <p>3．商標について （省略） 4．その他 （省略）</p> <p>-----</p> <p>《地図情報について》 システムの関係上、地図情報を提供していない地域があります。 （注）地図情報の提供の有無につきましては、ヘルプをご参照ください。 業務の遂行上の理由から、地図情報を提供していない財産があります。 以上から、「地図検索」において目的の財産が抽出できない場合がありますので、その際は「項目検索」をお試しください。 システムの関係上、財産によっては正確な位置が表示されていない場合があります。</p> <p>（以下、画面左下に掲載）----- 本サイトの地図データの著作権は株式会社ゼンリンが所有しています。 本サイトの地図情報は、非営利かつ個人的使用目的でのみ閲覧及びプリントアウトすることができます。 これ以外の利用は、複製、改変、送信その他利用形態を問わず固く禁じます。</p>

省庁名	国土交通省
サイト名	国土数値情報ダウンロードサービス
URL	http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/
利用約款等記載箇所	トップ > 国土数値情報利用約款
同意・承認ボタン	あり
記載項目・内容	<p>『国土数値情報利用約款』</p> <p>(1) 国土数値情報ダウンロードシステム(以下、「本サイト」と略します。)にて、国土数値情報のファイルをダウンロードする前には、必ず本約款をお読み下さい。</p> <p>(2) 画面下に同意ボタンがありますので、本約款に同意された方のみ、下の同意ボタンを押し、ダウンロード画面へ進むことができます。</p> <p>第1条 転載・引用した場合の注意事項 利用者は、国土数値情報の各ファイルのデータ等を利用して他の作成資料等に転載・引用された場合は、ファイル名およびそれに付随する情報(年度・地域等)を必ず明記して下さい。</p> <p>第2条 メタデータの確認 (1) また、国土数値情報のデータはすべて最新のものが揃っているわけではありませんので、利用者は作成年代を十分ご確認のうえ、ご利用下さい。 (2) 国土数値情報の各ファイルは、国土計画関連業務等のために作成されたものであるため、利用者の考えている利用目的に適合しているとは限りません。利用者は自らの責任でご自身の利用目的に適合しているかどうかをご判断下さい。 (3) 国土数値情報の各ファイルの作成目的や作成年代およびデータ内容の詳細は、メタデータに記載されておりますので、利用者は「カテゴリ選択」画面から各ファイルのメタデータを必ずご確認ください。なお、ダウンロードの際もメタデータは添付されます。 (4) データについては、メタデータに記載した方法でチェックを行っておりますが、誤りがある可能性があります。もし、データの誤りにお気づきの時は、情報を明記の上、下記アドレスまでご連絡下さい。 連絡先 nsdijp@mlit.go.jp</p> <p>第3条 利用の制限 (1) 利用者は、国土数値情報の各ファイルを、本条において制限される場合を除き、編集・加工し、その成果物を自由に頒布、譲渡、貸与することができます。 (2) 利用者が、国土数値情報の各ファイルおよびデータをそのまま複製(ファイル形式を変換しての複製を含む)して第三者に頒布、譲渡することを禁じます。 (3) 法律、政令、規則、省令その他すべての法令および条例等の法規に違反する目的・手段・方法で国土数値情報の各ファイルを利用することを一切禁じます。また、他人の権利を侵害する目的・手段・方法での利用、公序良俗に反するような利用についても一切禁じます。 (4) 上記制限事項に反した場合、国土数値情報の各ファイルの利用に制限を加える場合があります。</p> <p>第4条 サービスの内容等 (1) 国土数値情報の各ファイルは無償でダウンロードできます。ただし、ダウンロードのための通信費等の費用は、利用者の負担となります。 (2) データを利用するためのソフトウェアは本サイト上では提供しておりません。別途各自でご準備下さい。</p> <p>第5条 免責事項 (1) 国土数値情報のファイルの利用目的および方法については、利用者の判断と責任に委ねられており、国土交通省は、一切の関与をいたしません。事由の如何を問わず、ファイルの利用に関して利用者又は第三者に生じた損害については、利用者がその全ての責任を負うものとします。 (2) ファイルをダウンロードする際に、通信回線のトラブル等、利用者には何らかの損害が生じても、国土交通省は一切の責任を負いません。</p>

第6条 その他

- (1) 本サイトは予告なしに内容を変更・削除する場合がありますので、ご了承下さい。
- (2) 本サイトの利用約款に関しては、日本法が適用されるものとします。
- (3) 本サイトの利用約款に関する管轄裁判所は、東京地方裁判所とします。

省庁名	国土交通省
サイト名	街区レベル位置参照情報ダウンロードサービス
URL	http://nlftp.mlit.go.jp/isj/
利用約款等記載箇所	トップ > 位置情報利用約款
同意・承認ボタン	あり
記載項目・内容	<p>『位置情報利用約款』</p> <p>(1) 街区レベル位置参照情報ダウンロードシステム(以下、「本サイト」と略します。)にて、街区レベル位置参照情報のファイルをダウンロードする前には、必ず本約款をお読み下さい。</p> <p>(2) 画面下に同意ボタンがありますので、本約款に同意された方のみ、下の同意ボタンを押し、ダウンロード画面へ進むことができます。</p> <p>第1条 転載・引用した場合の注意事項</p> <p>利用者は、街区レベル位置参照情報の各ファイルのデータ等を利用して他の作成資料等に転載・引用された場合は、ファイル名およびそれに付随する情報(年度・地域等)を必ず明記して下さい。</p> <p>第2条 メタデータの確認</p> <p>(1) また、街区レベル位置参照情報のデータはすべて最新のものが揃っているわけではありませんので、利用者は作成年代を十分ご確認のうえ、ご利用下さい。</p> <p>(2) 街区レベル位置参照情報の各ファイルは、国土計画関連業務等のために作成されたものであるため、利用者の考えている利用目的に適合しているとは限りません。利用者は自らの責任でご自身の利用目的に適合しているかどうかをご判断下さい。</p> <p>(3) 街区レベル位置参照情報の各ファイルの作成目的や作成年代およびデータ内容の詳細は、メタデータに記載されておりますので、利用者は「カテゴリ選択」画面から各ファイルのメタデータを必ずご確認下さい。なお、ダウンロードの際もメタデータは添付されます。</p> <p>(4) データについては、メタデータに記載した方法でチェックを行っておりますが、誤りがある可能性もあります。もし、データの誤りにお気づきの時は、情報を明記の上、下記アドレスまでご連絡下さい。</p> <p>連絡先 nsdijp@mlit.go.jp</p> <p>第3条 利用の制限</p> <p>(1) 利用者は、街区レベル位置参照情報の各ファイルを、本条において制限される場合を除き、編集・加工し、その成果物を自由に頒布、譲渡、貸与することができます。</p> <p>(2) 利用者が、街区レベル位置参照情報の各ファイルおよびデータをそのまま複製(ファイル形式を変換しての複製を含む)して第三者に頒布、譲渡することを禁じます。</p> <p>(3) 法律、政令、規則、省令その他すべての法令および条例等の法規に違反する目的・手段・方法で街区レベル位置参照情報の各ファイルを利用することを一切禁じます。また、他人の権利を侵害する目的・手段・方法での利用、公序良俗に反するような利用についても一切禁じます。</p> <p>(4) 上記制限事項に反した場合、街区レベル位置参照情報の各ファイルの利用に制限を加える場合があります。</p>

第4条 サービスの内容等

- (1) 街区レベル位置参照情報の各ファイルは無償でダウンロードできます。ただし、ダウンロードのための通信費等の費用は、利用者の負担となります。
- (2) データを利用するためのソフトウェアは本サイト上では提供しておりません。別途各自でご準備下さい。

第5条 免責事項

- (1) 街区レベル位置参照情報のファイルの利用目的および方法については、利用者の判断と責任に委ねられており、国土交通省は、一切の関与をいたしません。事由の如何を問わず、ファイルの利用に関して利用者又は第三者に生じた損害については、利用者がその全ての責任を負うものとします。
- (2) ファイルをダウンロードする際に、通信回線のトラブル等、利用者には何らかの損害が生じてても、国土交通省は一切の責任を負いません。

第6条 その他

- (1) 本サイトは予告なしに内容を変更・削除する場合がありますので、ご了承下さい。
- (2) 本サイトの利用約款に関しては、日本法が適用されるものとします。
- (3) 本サイトの利用約款に関する管轄裁判所は、東京地方裁判所とします。

省庁名	国土交通省国土地理院
サイト名	電子国土ポータルサイト
URL	http://cyberjapan.jp/index.html
利用約款等記載箇所	トップ>規約
同意・承認ボタン	あり
記載項目・内容	
<p>『電子国土共通規約』</p> <p>「電子国土」とは (省略)</p> <p>「電子国土」共通利用規約</p> <ul style="list-style-type: none">・この規約は、「電子国土」を利用するに当たっての諸条件を規定するものです。この規約において「発信者」とは、自ら作成した地理情報又はソフトウェア(以下、「地理情報等」という。)を「電子国土」に発信する者をいい、「利用者」とは、「電子国土」を利用する者をいいます。・「電子国土」を利用する際は、必ず始めに本規約を十分に確認し、同意の上発信者及び利用者それぞれの責任と判断において、「電子国土」への地理情報等の発信及び利用を行ってください。 <p>「電子国土」の規約等(機能・コンテンツ・共通規約・説明その他すべて)は、予告なしに変更になる場合がありますので、あらかじめ御了承ください。</p> <p>「電子国土」の利用</p> <p><著作権等> 「電子国土」で利用する地理情報等は、著作権法その他の法令により保護されています。「電子国土 Web システム」プラグインは国土地理院が、また、「電子国土」に発信される地理情報等については、それぞれの発信元が著作権その他の権利を保有しています。</p> <p>「電子国土」の利用に当たっては、各々の使用条件を確認し、それぞれの権利者の財産権はもとより人格権を傷つけてはならず、また、権利を侵害してはなりません。</p> <p>なお、私的利用の範囲を超えた利用を希望される場合は、事前に、それぞれの地理情報発信元に必ず確認してください。</p> <p><品質等> 「電子国土」で利用する地理情報については、必ずしもデータの正確性は保証しておりません。また、様々な縮尺レベル(位置精度)の情報が混在していますので御注意ください。</p>	

< 免責事項 > 「電子国土」を利用することで生じた利用者の直接又は間接の損害については、利用者がその一切の責任を負うものとし、発信者及び電子国土事務局は、いかなる責任も負わないものとし、一切の賠償等も行わないものとします。

< 規約の同意 > 「電子国土」を利用した場合、電子国土事務局は、利用者が共通規約に同意したものとみなします。

< 出典元明示 > 「電子国土」を利用して作成した地理情報について、他の資料等に引用する際は、当該地理情報の発信者名及び「電子国土」からの出典である旨を必ず明示してください。

< リンク > 電子国土ポータルサイト (cyberjapan.jp) は、原則としてリンクフリーです。リンクを設定する際はトップページに指定してください。ただし、公序良俗に反する場合や電子国土事務局が不適当と判断した場合は、リンクをお断りすることがあります。

< 停止等 > 発信者は、予告なしに、それぞれが発信する地理情報等の内容を変更、削除、メンテナンスや停電等のため、発信停止、休止又は廃止したりする場合があります。

「電子国土」への参加（地理情報等の発信者のために）

「電子国土」への参加には、地理情報の発信者として参加する場合とソフトウェアの発信者として参加する場合があります。参加に当たっては、以下の事項を十分に確認し、発信者の責任と判断において参加してください。

< 著作権等 > 「電子国土」に発信する地理情報等の著作権等の知的財産権は、地理情報等の発信者に帰属します。ただし、発信された地理情報等は、「電子国土」を介して、種々のネットワークを経由し利用されるものであることを御了解ください。

< 品質等 > 「電子国土」に発信する地理情報については、情報が陳腐化しないように、可能な範囲で、情報の更新、正確性など品質の確保に努めてください。

< データ形式 > 「電子国土」に発信する地理情報は、地理情報標準電子国土プロファイルに準拠した形式又はその形式から変換して作成する暗号化圧縮形式で、http プロトコルでアクセスできる URI に置かなければなりません(ただし、基盤となる地理情報を発信する場合を除く)。また、発信する地理情報を電子国土ポータルサイトに登録することができます。

< ソフトウェア > 「電子国土」にソフトウェアを発信する場合、当該ソフトウェアは、地理情報標準電子国土プロファイルに準拠したデータの入力若しくは出力又は入出力をサポートしていなければなりません。

< 規約の同意 > 電子国土事務局は、「電子国土」に地理情報等を発信する者は、「電子国土」共通規約に同意したものとみなします。

< 電子国土ロゴ表示 > 発信者が、電子国土 Web サイトを公開する場合には、「電子国土」への発信者を示す「電子国土のロゴ」を、当該サイトのページに以下のように必ず表示してください。ただし、「電子国土 Web システム」プラグインを利用する場合は除きます。

(ロゴ 省略)

< 発信停止又は中止 > 電子国土ポータルサイトに登録された団体等が地理情報等の発信を停止又は休止する場合は、電子国土事務局まで御連絡ください。

< 削除又は禁止 > 発信者は、公序良俗に反する地理情報を発信してはなりません。これに従わない場合又は電子国土事務局が必要と判断した場合には、電子国土事務局は電子国土ポータルサイトに登録されたメタデータを電子国土ポータルサイトから削除することができるものとします。

『電子国土 Web システム 使用許諾条件』

「電子国土」を利用するために必要な、国土地理院が発信するソフトウェア（電子国土 Web システム）プラグインは、以下の利用規約に同意することにより無償でダウンロードできます。御利用に当たっては、必ず始めに下記規約を十分お読みいただき、同意された方のみ御利用ください。

< 「電子国土 Web システム」プラグイン利用規約 >

本規約は、「電子国土 Web システム」プラグインを利用するに当たっての諸条件について規定します。

< 著作権等 > 「電子国土 Web システム」プラグインは、著作権法その他の法令により保護されており、国土地理院が著作権その他の権利を保有しています。利用者は、権利者の財産権はもとより人格権を傷つけることがないように、また、権利を侵害しないように利用しなければなりません。

< 利用範囲 > 「電子国土 Web システム」プラグインを利用して作成した地図等は、私的利用の範囲内で複製することができます。各地理情報等の利用に当たっては、各地理情報発信者が提示する使用条件等をお読みいただき、利用の範囲を御確認下さい。

< 電子国土ロゴ表示 > 「電子国土 Web システム」プラグインを利用して「電子国土」Web サイトを公開する場合、「電子国土」の利用を表す「ロゴ、規約、データ」の3つのボタンが強制的に表示されます。

< 免責事項 > 「電子国土 Web システム」プラグインの利用については、利用者の判断と責任に委ねられています。「電子国土 Web システム」プラグインを利用して作成した一切の情報については、その正確性・妥当性及び利用者が意図する特定の利用目的に適合していることを保証するものではありません。
「電子国土 Web システム」プラグインを利用することで生じた発信者及び利用者の直接又は間接の損害については、利用者がその一切の責任を負うものとし、国土地理院はいかなる責任も負いません。

< 利用規約の同意 > 利用者がプラグインをダウンロードした場合は、国土地理院は、利用者が「電子国土 Web システム」プラグイン利用規約に同意したものとみなします。

< 禁止事項 > 国土地理院は、利用者が以下の行為を行うことを禁止します。

- ・ プラグインの改造若しくは改変、又はリバースエンジニアリングを行うこと。
- ・ 電子国土サイトを解析し、同様のサイトを立ち上げること。
- ・ 暗号化圧縮形式で発信されたデータを解析すること。

< 仕様の変更 > 国土地理院は、「電子国土 Web システム」プラグインの改良等のため、予告することなく仕様を変更することがあります。また、本規約についても、予告なしに変更する場合があります。

< 表示に必要なシステム > 「電子国土 Web システム」は、Windows XP、Windows2000、Windows Me 及び Windows 98 で表示できるように最適化されています。表示ソフトは、Microsoft Internet Explorer5.01 又は Microsoft Internet Explorer 6.0 以上をお使い下さい (Microsoft Internet Explorer5.5 では正常に動作しません)。

省庁名	国土交通省国土地理院
サイト名	基準点成果等閲覧サービス
URL	http://cpservice.gsi.go.jp/kijunten2k/
利用約款等記載箇所	トップ> 検索入口
同意・承認ボタン	あり
記載項目・内容	<p>『基準点成果等閲覧サービスご利用上の注意事項』</p> <p>1. 本サービスの目的等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本サービスは、測量法第 27 条第 3 項に基づき、測量成果及び測量記録を閲覧するためのものです。 2. 閲覧した測量成果及び測量記録を証明等の目的に使用する場合は、国土地理院の交付窓口において、同法第 28 条による謄本（抄本）交付申請を行って下さい。 <p>2. 利用の制限</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 利用者が、基準点成果等のデータを電子記録媒体に取得する行為、データを加工する行為及びアプリケーションソフト等を利用して著作物を作成する行為を禁じます。 2. 法律、政令、省令その他すべての法令および条例等の法規に違反する目的・手段・方法で基準点成果等のデータを利用することを一切禁じます。また、他人の権利を侵害する目的・手段・方法での利用、公序良俗に反するような利用についても一切禁じます。 <p>3. サービスの内容等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本サービスでは、基準点成果表・点の記・基準点配置図が無料で閲覧できます。ただし、閲覧のための通信費等は、利用者の負担となります。 2. 本サービスで閲覧できる測量成果及び測量記録は変更されることがあります。また、データ等についてお気付きの点は、情報を明記の上、下記アドレスまでご連絡下さい。 * 連絡先 seika@gsi.go.jp <p>4. 免責事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 基準点成果等の閲覧利用により利用者に生じた一切の損害について、国土地理院はいかなる責任も負わないものとしします。 <p>5. その他</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本サービスの内容は、予告なしに変更・削除する場合があります。

省庁名	国土交通省国土地理院
サイト名	基準点成果等閲覧サービス
URL	http://cpservice.gsi.go.jp/kijunten2k/menu.html
利用約款等記載箇所	トップ> 検索の入口> (同意)> 地図からの検索
同意・承認ボタン	なし
記載項目・内容	<p>閲覧に当たって</p> <p>注)ここに提供されている地形図は閲覧の目的以外では利用することはできません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 閲覧とはWWWブラウザを使用し画面上に表示させ見ることを言います。 2. 私的利用のためであっても、閲覧以外の目的のためにデータとして磁気記憶媒体に取得したり、地図画像データに加工を加えたり、アプリケーションソフト等を利用して別種の地図を作成することなどは閲覧の目的以外の利用になります。

省庁名	国土交通省国土地理院
サイト名	電子基準点データ提供サービス
URL	http://terras.gsi.go.jp/inet_NEW/
利用約款等記載箇所	トップ> 提供サービス
同意・承認ボタン	あり
記載項目・内容	<p>『電子基準点データ提供サービスご利用上の注意事項』</p> <p>1．本サービスの目的等 本サービスは、国土地理院の電子基準点での観測データ等をインターネットを利用してユーザの皆様を提供するためのものです。</p> <p>2．利用の制限 (1) データをそのまま、又は複製して第三者に提供することを禁じます。 (2) ネットワークへの負荷となるため、データの単純な収集を目的とした大量のデータダウンロードや、自動巡回ソフトなどで当サービスを利用することを禁じます。 (3) 法律、政令、省令その他すべての法令および条例等の法規違反する目的・手段・方法で電子基準点データを利用することを禁じます。また、他人の権利を侵害する目的・手段・方法での利用、公序良俗に反するような利用についても一切禁じます。</p> <p>3．出典の明示 データを利用した論文等成果物には、国土地理院のデータを使用した旨を必ず、明示してください。</p> <p>4．サービスの内容等 (1) 本サービスでは、電子基準点データが無料でダウンロードできます。ただし、それに関わる通信費等は、利用者の負担となります。 (2) 本サービス等についてのお問い合わせは、電子メールでお願いします。 gsi-data@gsi.go.jp</p> <p>5．免責事項 データの利用において、その品質及び欠測等によるトラブルについてのいかなる責任においても国土地理院では負いかねますので、各利用者において十分注意して下さい。</p> <p>6．その他 本サービスの内容は、予告なしに変更・削除する場合があります。</p>

省庁名	国土交通省国土地理院
サイト名	G P S 固定点データ提供サービス
URL	http://cadusta1.gsi.go.jp/inet_NEW/index.html
利用約款等記載箇所	トップ
同意・承認ボタン	なし
記載項目・内容	<p>G P S 固定点の座標（成果）について</p> <p>「基準点成果」・「点の記」の謄本が必要な場合は、手数料が必要です。謄本交付を行う場合は、基準点成果等閲覧サービスのHPをご覧ください、手続きを行ってください。閲覧は無料です。</p>

省庁名	国土交通省国土地理院
サイト名	ウォッチず 地図閲覧サービス（試験公開）
URL	http://watchizu.gsi.go.jp/index.html
利用約款等記載箇所	トップ
同意・承認ボタン	なし
記載項目・内容	<p>サービスの利用規定</p> <p>このサービスで提供しているすべての地図画像の著作権は国土地理院にあります。</p> <p>このサービスのトップページ又は特定の地図のページへのリンクは自由です。また、経緯度を指定して当該地図のページへリンクすることも可能です。</p> <p>なお、回線の過剰な負荷を避けるため、画像ファイルへの直接アクセスなどはできないようになっています。</p> <p>私的な範囲を超えて利用される場合は、刊行されている数値地図 25000（地図画像）を入手し、手続きを行ってください。</p>

省庁名	国土交通省国土地理院
サイト名	空中写真閲覧サービス（試験公開）
URL	http://mapbrowse.gsi.go.jp/airphoto/index.html
利用約款等記載箇所	トップ（問い合わせ先）
同意・承認ボタン	なし
記載項目・内容	<p>空中写真の利用に関する問い合わせ</p> <p>空中写真を複製して提供したり、営利に利用したりする場合には、刊行されているもの入手し、測量法に基づく承認の手続きが必要になります。詳しい内容については以下にご相談ください。</p> <p style="text-align: center;">国土地理院 総務部 総務課 審査係 Tel: 029-864-1111(内線 2159) E-mail: fukusei@gsi.go.jp</p>

省庁名	国土交通省国土地理院
サイト名	数値地図(空間データ基盤)の閲覧（試験公開）
URL	http://mapbrowse.gsi.go.jp/dmap/sdf/index.htm
利用約款等記載箇所	トップ（サービスの利用規定、問い合わせ先）
同意・承認ボタン	なし
記載項目・内容	<p>サービス利用規定</p> <p>ここでのサービスは、測量法（昭 24 法律第 188 号）第 27 条第 3 項 の規定に基づいた数値地図の閲覧を目的としているものです。</p> <p>数値地図の利用に関する問い合わせ</p> <p>数値地図を複製して提供したり、営利に利用したりする場合には、CD-ROM等の媒体により刊行したものを入手し、測量法に基づく承認の手続きが必要になります。詳しい内容については以下にご相談ください。</p> <p style="text-align: center;">国土地理院 総務部 総務課 審査係 Tel: 029-864-1111(内線 2159) E-mail: fukusei@gsi.go.jp</p>

省庁名	国土交通省国土地理院
サイト名	国土の情報 日本の主な湖沼
URL	http://www.gsi.go.jp/KOKUJYOHO/KOSYO/kosyo.html
利用約款等記載箇所	トップ>湖沼図の購入申込方法
同意・承認ボタン	なし
記載項目・内容	<p>湖沼図の購入申込方法</p> <p>湖沼図は、国土基本図と同様、日本地図センターで注文を受けて、複製し、お渡しするシステムになっています。購入の際は「国土基本図等購入申込書」に必要事項を記入して下記へ申し込んで下さい。</p> <p>申込・問い合わせ先 (財)日本地図センター空中写真部 〒305-0821 茨城県つくば市春日 3-1-8 Tel.029-851-6657,6658 Fax.029-852-4532</p>

省庁名	国土交通省国土地理院
サイト名	国土の情報 - 都道府県の東西南北端点と重心の緯度緯度
URL	http://www.gsi.go.jp/KOKUJYOHO/CENTER/center.html
利用約款等記載箇所	トップ
同意・承認ボタン	なし
記載項目・内容	<p>このデータは、国土地理院が技術資料としてまとめた平成 12 年度版「日本の市区町村位置情報要覧」より抜粋したデータを世界測地系に変換したものです。同書には日本全国の都道府県の位置情報のほか、各市区町村の位置情報が収録されています。</p> <p>各端点は2万5千分の1地形図を使用して求め、重心位置は質量中心を計算して求めています。詳しいことは印刷物「日本の市区町村位置情報要覧」によってください。</p> <p>なお、このデータは日本測地系に基づく測定値を世界測地系に基づく値に単純変換したものです。したがって、端数処理等の関係で精度が保証できませんので、あくまで参考の値としてご利用ください。</p>

省庁名	国土交通省国土地理院
サイト名	国土の情報 - 植生指標データ
URL	http://www1.gsi.go.jp/geowww/EODAS/ndvi-download.html
利用約款等記載箇所	トップ(ご質問・お問い合わせ)
同意・承認ボタン	なし
記載項目・内容	<p>ご質問・お問い合わせ</p> <p>NDVI データを複製または使用して出版物の作成などを行う際には、国土地理院技術資料の使用願いの提出が必要です。</p> <p>NDVI データの仕様やダウンロード並びに、データ利用に関するご質問・お問い合わせは eodas001@gsi.go.jp までお願いします。</p>

省庁名	環境省自然環境局生物多様性センター
サイト名	生物多様性情報システム
URL	http://www.biodic.go.jp/J-IBIS.html
利用約款等記載箇所	トップ>自然環境保全基礎調査とは>基礎調査成果物の利用 転載などについて
同意・承認ボタン	なし
記載項目・内容	<p>自然環境保全基礎調査成果物の取り扱いについて</p> <p>以下に掲げる注意事項に同意できない場合は、当サイトの各データを利用することはできません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に記載の無い限り成果物の著作権は環境省が有します。(成果物のうち、写真・イラスト等については著作権が別にあるものもあります。) ・これらのデータは、日本全土レベルでの自然環境の現状を把握するために収集、加工したデータです。従って、必ずしも利用者が想定する利用目的に適合するものとは限りません。利用者の責任において利用目的に適合しているかどうかをご判断下さい。 ・データ作成には細心の注意を払っておりますが、誤りがある可能性もあります。もし、データの誤りにお気づきの時は、情報を明記の上、webmaster@biodic.go.jp までご連絡下さい。 ・生物多様性情報システム上の成果物を引用した場合には、「環境省 生物多様性センター」所有の「生物多様性情報システム」から引用した旨を記載して下さい。なお、有償配布物・印刷物・インターネット上等でのご使用については環境省の承認が必要な場合がございます。(問い合わせ先：webmaster@biodic.go.jp) ・生物多様性情報システム上の成果物を利用して二次成果物を作製し、それを第三者に公開する場合には「利用報告書」の届け出が必要です。(書式の請求先：webmaster@biodic.go.jp) ・利用者が、当サイトの各データファイル又はデータを無断でそのまま複製(ファイル形式を変換して複製する場合も含む)再配布(第三者への頒布、譲渡)することを禁じます。(データ加工のためのハードディスク等への一時保管を除く) ・当サイトのデータファイルは、法律、政令、規則、省令、その他すべての法令および条例等の法規に違反する目的・手段・方法での利用、他人の権利を侵害する目的・手段・方法での利用、公序良俗に反するような利用を一切禁じます。 ・当サイトの各データファイルは無償で利用できます。ただし、利用時に要する通信費等の費用は、利用者の負担とします。 ・各データファイルの利用目的および方法については、利用者の責任において決定してください。環境省は、一切の関与をいたしません。また、データを利用するためのソフトウェアは当サイトでは提供していません。 ・事由の如何を問わず、ファイルの利用により利用者又は第三者に生じた損害については、環境省は一切の責任を負いません。 ・ファイルをダウンロードする際に、通信回線のトラブル等、利用者には何らかの損害が生じても、環境省は一切の責任を負いません。 ・本注意事項は、予告なく変更する場合があります。

省庁名	独立行政法人産業技術総合研究所
サイト名	GEOLIS+ (日本地質文献データベース)
URL	http://www.aist.go.jp/RIODB/DB011/index.html
利用約款等記載箇所	トップ
同意・承認ボタン	なし
記載項目・内容	<p>その他情報</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. GEOLIS+ で検索された情報は全て地質情報管理室で所蔵しています。閲覧が可能です。複写依頼については下記へ業務委託をしていますのでお問い合わせ下さい。著作権法の範囲内での複写が可能です。委託先：地学情報サービス(ホームページへ) 2. 地質調査総合センターにおいて管理している研究資料集，地質ニュースおよび地質調査研究報告（旧月報）については，検索結果から，オンラインでフルテキストを直接利用でき，地質図に関しては画像のサムネイル版を参照できるようにいたしました。なお，研究資料集の利用については地質調査総合センターの利用の注意をご覧になりご利用下さい。 3. 2003年3月に GEOLIS CD-ROM 版 ver.4(1982-2001)を発行しました。データを累積し毎年発行する予定です。 4. 冊子体の「日本地質文献目録」は1945年から1997年まで発行されています。CD-ROM版については数値地質図 DGM G-12 として販売しています。地質調査総合センターのカタログをご覧ください。またデータの間違いやデータ漏れ等がありましたら下記問い合わせ先までご連絡下さい。資料を御寄贈して頂きますと幸いです。

省庁名	独立行政法人産業技術総合研究所
サイト名	地質調査総合センター研究資料集
URL	http://www.gsj.jp/GDB/openfile/index_j.html
利用約款等記載箇所	トップ
同意・承認ボタン	なし
記載項目・内容	<p>3. インターネットで公開されている研究資料集の利用上の注意</p> <p>研究資料集の一部は、本サイト内においてインターネット公開をしています。利用者は、インターネットで公開されている研究資料集を、下に示した条件で使用することができます。ただし、予め文書により地質調査総合センター事務局からの許諾を得ている場合には、その文書で示された許諾条件の範囲で研究資料集を使用することができます。</p> <p>(1) 研究資料集の範囲 インターネットで公開している研究資料集の範囲は、 http://www.gsj.jp/GDB/openfile/ 下に置かれているコンテンツ類のみです。研究資料集にリンクされていても、このサイト以外にあるコンテンツ類は研究資料集には含みません。</p> <p>(2) 引用義務 研究資料集を利用した成果を公表するときは、研究資料集を使用したことが必ず分かる形式で引用をしてください。</p> <p>(3) 複製等の禁止 文書による許可なく、次のことを行うことはできません。 <ul style="list-style-type: none"> ・利用者が配布を目的に研究資料集を複製すること。 ・利用者が利用者以外に開かれたオンラインサービスで研究資料集を公開すること。 ・利用者が製品またはサービスを販売することを目的に研究資料集を使用すること。 ・利用者が研究資料集中のソフトウェアをデコンパイルしたり、リバースエンジニアしたり、又は逆編集すること。 </p> <p>(4) リンク 研究資料集をリンクする場合は、予め地質調査総合センター事務局まで、ご連絡ください。その際のリンクは、研究資料集のホームページ (http://www.gsj.jp/GDB/openfile/index_j.html) といたします。</p> <p>(5) 免責 産業技術総合研究所は、研究資料集の使用に関して生ずる一切の損害について責任を負いません。</p>

省庁名	独立行政法人国立環境研究所環境情報センター
サイト名	環境GIS
URL	http://www-gis.nies.go.jp/
利用約款等記載箇所	トップ>掲載データ
同意・承認ボタン	なし
記載項目・内容	<p>出典の表記方法</p> <p>本サイトの掲載データや地図画像を利用した結果を公表する場合には、国立環境研究所「環境GIS」を利用した旨を明記して下さい。 無断のデータ転載、改ざんは禁じます。</p>

省庁名	(財)リモート・センシング技術センター
サイト名	(財)リモート・センシング技術センター
URL	http://www.restec.or.jp/
利用約款等記載箇所	トップ>データ配布案内>データ提供FAQ
同意・承認ボタン	なし
記載項目・内容	<p>質問：購入した地球観測衛星データは、どのように利用してもいいのですか？</p> <p>回答：購入された地球観測衛星データの利用は、基本的に注文者の内部利用のみ認められています。注文者が受ける権利は、購入したデータの利用権のみで、所有権等の権利は衛星打ち上げ機関や配布機関にあります。外部へ公表する場合にロイヤリティ（別途費用）が発生する場合があります。また、著作権表示等、各衛星や入手方法により異なりますので、RESTECまでお問い合わせ下さい。</p>

省庁名	(財) データベース振興センター
サイト名	G-XML - 統計情報表示ツール e-G Coverage
URL	http://gisclh.dpc.or.jp/gxml/contents/egcoverage/index.htm
利用約款等記載箇所	トップ > e-G Coverage の主な特徴
同意・承認ボタン	なし
記載項目・内容	<p>無償公開</p> <p>「e-G Coverage」は、ソース・実行形式を無償で公開しますので、標準的な利用であれば殆ど経費をかけずに利用することができます。</p> <p>本ツールの著作権、その他の知的財産は、全て(財)データベース振興センターに帰属するものとします。</p>

省庁名	(財) データベース振興センター
サイト名	G-XML - 簡易 WebGIS サイト構築ツール e-G Frontend
URL	http://gisclh.dpc.or.jp/gxml/contents/egfrontend/index.htm
利用約款等記載箇所	トップ > e-G Frontend の Help - 概要
同意・承認ボタン	なし
記載項目・内容	<p>無償公開</p> <p>「e-G Frontend」は、ソース・実行形式を無償で公開しますので、標準的な利用であれば殆ど経費をかけずに利用することができます。</p> <p>本ツールの著作権、その他の知的財産は、全て(財)データベース振興センターに帰属するものとします。</p>

省庁名	(財) データベース振興センター
サイト名	G-XML - 簡易 Web-GIS 構築ツール「e-G View」
URL	http://gisclh.dpc.or.jp/gxml/contents/egview/index.htm
利用約款等記載箇所	トップ > e-G View の Help > 概要
同意・承認ボタン	なし
記載項目・内容	<p>概要：地図について e-G View では、G-XML 化された地図データがあれば、それをベースマップとして利用することができます。 今回サンプル公開した地図は国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 2500(空間データ基盤)を使用したものです。 (承認番号 平 1 4 総使 第 8 6 号)</p> <p>概要：著作権について 本ツールの著作権、その他の知的財産は、全て(財)データベース振興センターに帰属するものとします。 ただし、自己責任において、変更改造されたプログラム及び、ドキュメントの著作権はこの限りではありません。 また、当財団は、本ツールに対し、製品及び、権利上の障害や瑕疵について、如何なる保証も行わないものとします。</p>

省庁名	(財) データベース振興センター
サイト名	G-XML (会員サイト内) - G-XML コンバータ
URL	http://gisclh.dpc.or.jp/gxml/jmember/index.htm
利用約款等記載箇所	連絡会トップ > G-XML コンバータ > 公開内容と条件
同意・承認ボタン	なし
記載項目・内容	<p>公開内容と条件 G-XML 第 3 版の公開内容や公開条件等を確認して下さい。これらをご理解頂いた上、公開条件に同意して頂けた場合にのみ利用申請できるものとします。</p>